

## 令和4年度マネジメントレビュー

令和5年3月1日

原子力規制庁

## 1. 趣旨

原子力規制委員会マネジメント規程第40条に基づき委員のマネジメントレビュー（マネジメントシステムの運用状況の評価や必要な措置に関する指示等）を受けるため、マネジメントシステムによる業務管理の状況及びその有効性の評価について、原子力規制庁及び原子力安全人材育成センターの幹部職員により構成されるマネジメント委員会において審議した結果を報告するもの。

## 2. マネジメントシステムの実施状況

(1) 令和4年度原子力規制委員会の業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性

原子力規制委員会の5つの施策及び目標（定量指標・定性指標）について以下のとおり評価を行った。（別添1参照）

I 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実

（定量指標・定性指標の評価）8件中 S:1件 A:6件 B:1件 C:0件

（総括的評価）相当程度進展あり B

- ・ 1F10年イベントの開催 S
- ・ マネジメントシステムの運用・改善 S
- ・ 次期 LAN システム構築の検討 S
- ・ 歳入、支出、執行管理の効率化、文房具等の再利用による経費の節減 S
- ・ 定数に対する実員数の割合 95.1% S
- ・ 研修受講者の延べ人数 2000人 B
- ・ 360度評価の実施 S

（令和5年度の取組）

- ・ 原子力利用の推進に関する事務を所掌する行政機関との関係における透明性向上
- ・ 令和6年度 IPPAS ミッションの受け入れ準備
- ・ 中長期的な視点による組織構成及び人員配置の検討
- ・ ワークライフバランスの確保、1on1ミーティングによる職員の状況把握、コミュニケーションの充実、働きやすい職場環境の創出

II 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化

（定量指標・定性指標の評価）7件中 S:0件 A:7件 B:0件 C:0件

（総括的評価）目標達成 A

- ・ 審査プロセスの改善と着実な実施 S
- ・ 国内外の自然事象の情報収集・分析と耐津波設計ガイドの改訂 S
- ・ 中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価（学会の資料準備の遅れ） B
- ・ 水素防護に係る知見の規制への反映、規制上の対応 S

- ・ 水素防護以外の知見の収集・規制上の対応検討(水素防護の検討を優先) B
- ・ バックフィット制度に係る文書の策定と検討プロセスの整理 S
- ・ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する考慮事項の策定 S

(令和5年度の取組)

- ・ 高経年化した発電用原子炉の安全性の確認について制度の具体化と運用
- ・ 開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、規制の在り方の検討をする。

### Ⅲ 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施

(定量指標・定性指標の評価)4件中 S:0件 A:4件 B:0件 C:0件

(総括的評価)目標達成 A

- ・ 情報システムセキュリティ対策強化に係るガイド等の作成 B
- ・ 情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正や防護対象機器の選定の考え方の整理等における原子力安全と核セキュリティとの調整、原子力安全担当部署における3Sに係る勉強会の開催や関係部署との連携のあり方の整理 S
- ・ パンデミック下での継続的な保障措置の査察活動の実施 S
- ・ 3Sに係る実行的な情報収集体制の構築に向けた調整・検討 B

(令和5年度の取組)

- ・ 核防護対策官の配置による現場監視の定着や事務所と本庁との連携
- ・ 情報システムセキュリティの対策強化に係る検査ガイド等の作成や体制整備

### Ⅳ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明

(定量指標・定性指標の評価)5件中 S:0件 A:5件 B:0件 C:0件

(総括的評価)目標達成 A

- ・ ALPS 処理水の海洋放出に関する審査・レビュー対応 S
- ・ 1F の事故調査・分析内容を取りまとめ S

(令和5年度の取組)

- ・ 令和3年度の方針に基づく事故の調査・分析の実施と報告書のとりまとめ

### Ⅴ 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施

(定量指標・定性指標の評価)8件中 S:0件 A:8件 B:0件 C:0件

(総括的評価)目標達成 A

- ・ 原子力災害対策マニュアルの改正、委員長及び委員交代時の緊急時対応体制の維持等 S

(令和5年度の取組)

- ・ 医療分野の放射性同位元素の利用の進展等を踏まえた規制の在り方検討
- ・ 緊急時活動レベルの見直しの検討

業務の進捗評価とあわせて令和2年から令和4年にかけての各部署の人的資源の投入量と平均残業時間等の分析を行った。(別添2参照)

一人当たり残業時間が3年を通して増加したのは国際室、人事課、技術基盤課の3部署であった。人事課は人員数が増加しているものの一人当たりの残業時間も増加していた。一方で多くの部署で一人当たり残業時間が減少した。特に会計部門は7.6名の人員減に対して一人当たり残業時間を横ばいに抑え、核燃料施設審査部門は7.2名の人員減に対して一人当たり残業時間を13時間減らしている。

## (2) マネジメントシステム内部監査の実施状況

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、6部署（緊急事案対策室、六ヶ所保障措置センター、六ヶ所原子力規制事務所、核セキュリティ部門、人事課及び福島第二原子力規制事務所）に対しマネジメントシステム内部監査を実施した。要改善事項は無く、改善が望ましい事項を2件、良好事例を2件抽出した。（別添3参照）

（改善が望ましい事項 2件）

- ・円滑な査察活動に必要な移動手段の確保（六ヶ所保障措置センター）（措置済み）
- ・IAEA等とオンライン会議を効率的に行うための大画面テレビや会議用マイク等の配備（六ヶ所保障措置センター）（措置済み）

（良好事例 2件）

- ・課内会議でのヒヤリハット事例の話合い（人事課）
- ・課長着任時における課員との面談（人事課）

## (3) 要改善事項及び是正処置等に係る活動の実施状況

原子力規制委員会マネジメント規程に基づき、要改善事項及び是正処置の管理に基づく業務の改善を実施した。今年度の新規報告は20件であった（令和5年2月28日まで）。（別添4参照）

原子力規制委員会で報告した要改善事項は以下のとおり。

- ・請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理
- ・原子力検査官の検査官証等の未発行による不携帯

過去の事案も含め、順次是正処置を完了しており、残りの案件についても適宜、是正処置に必要な対応を検討・実施しているところ。

## (4) IRRS ミッション指摘事項への対応状況

国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）ミッションとフォローアップミッションでの指摘事項への対応の進捗状況は下記のとおり。（別添5参照）

（今年度中に対応完了又は完了予定の案件）

- ・原子力と放射線安全に関連する政府機関間情報交換プロセスの構築（勧告1等）  
検査気付き事項の厚生労働省や労働基準監督署との共有を開始した。
- ・マネジメントシステムの改善（勧告4等）  
マネジメント規程を保管する文書を策定し、業務の主要プロセスを位置づける等の対応を行った。
- ・RIの運搬確認証の記載事項の見直し（フォローアップ提言1）  
外運搬告示及びRI法施行規則を改正する等により輸送容器の設計承認の内容が関連づけられるように容器承認書の記載内容を見直す等の対応を行った。
- ・RIの輸送物の検査等に係る検査ガイドの見直し（フォローアップ勧告3等）  
確認方法を記載した立入検査ガイドを参照することの対応を行う予定（3月）。

（対応継続中の案件）

- ・規制機関職員による事業者が行う研修プログラムへの参加（指摘事項1）
- ・廃止措置の終了確認の判断基準（放射性物質の測定方法等に係る技術文書）の策定（勧告8）
- ・原子力規制委員会の緊急時の準備と対応（EPR）のGSR Part7への適合及びEPREVミッションの受け入れ（指摘事項2）
- ・核燃料物質の政令41条非該当使用者に対する放射線測定機器の校正に係る運用の明確化（勧告2）

## (5) 原子力安全文化の育成・維持に係るアンケート及びインタビューの結果等

マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画(令和2年7月 15 日原子力規制委員会決定。以下「行動計画」という。)に基づき、組織マネジメントの健全性や職員のエンゲージメントを確認することを目的として、職員へのアンケート及びインタビューを実施した。

令和4年度は、令和3年度に設計した設問群を外部有識者の意見も取り入れて見直し、設問群毎に継続的に状況を把握するための総合指標と取組への認識を問う個別指標等を設定して、組織の状況に応じた対応の検討につながるよう改善するとともに、アンケート結果を課室毎に整理し、それぞれの部署で今後の取組を検討できるように改善した。(別添6参照)

アンケートから把握された主要な課題等は以下のとおり。(別添7参照)

(総合評価)

- ・ 「原子力規制庁全体の安全文化」「職場環境」「上司のマネジメント」「仕事の満足度」「成長実感」の各総合指標は高い評価を示している。

(上司のマネジメント)

- ・ 総合指標で最も高い評価を示した。詳細項目については「声を聞く姿勢 Q36」や「上司による積極的な調整 Q43」等の項目が高かった。今年度は管理職に対してマネジメントの充実への取組を促しており、積極的な取組を行った課室が多くあったことなども反映されていると考えられる。

(職場環境)

- ・ 相対的に評価の低い詳細指標が散見された。
- ・ 特に「人員体制 Q26」「仕事の分担 Q25」の評価が低く、年代によって評価が分かれており、若手・中堅層に業務が集中している可能性がある。ただし「個人の仕事量の適切さ Q49」や「個人のワークライフバランス Q53」との相関はみられなかったことから、業務の適切な分担により評価が改善する可能性がある。また、インタビューでは特定部門への優先的な人員配置について他部門の納得感が低いことが「人員体制」についての評価を下げていることがうかがわれた。
- ・ また、「職員同士の切磋琢磨 Q27」、「職場内の連帯感 Q30」、「業務分担を超えた協力 Q28」など、職員間の繋がりに関連する項目について総合指標との相関が見られ(0.6以上)、職員が重視している項目であると考えられるが、比較的評価が低かった。様々なバックグラウンドの職員が多く所属していることや、それぞれの部署の専門性が高いことなどを踏まえ、意識的にコミュニケーションを活性化に取り組むことで職場環境の評価を向上させることができる可能性がある。

(成長実感)

- ・ 「成長実感」についても評価の低い詳細指標が多く、特に「キャリア形成についての相談相手 Q58」や「身近なロールモデルの存在 Q59」については低水準となった。若手や女性が働きやすい職場を作ることや先輩職員の話聞く機会の提供などにより各人がロールモデルを見出し、共有できるような支援が必要である可能性がある。

(その他)

- ・ 原子力規制庁全体の安全文化については、総合指標の評価は高く、中でも「安全側の判断 Q12」の項目の評価が高かった。「核セキュリティ文化の浸透 Q10」については、問題意識が高い集団がより低い評価をつける傾向が見られたため、こうした集団の問題意識を組織全体で共有することが必要である。
- ・ 30代について全体的に評価が低い傾向は前年から変わらなかった。「仕事の満足度」と相関のある「仕事量の適切さ Q49」や「仕事の分担 Q25」の評価も低く、原子力規制庁は40代以上の職員が7割を占めることから、この年代に業務が偏り、多忙となっている可能性がある。意見を聴いた専門家からは、業務のゴールが明確でない職場の場合達成感を低く、仕事量を多く感じがちであるとの指摘もあり、業務の工程に応じたきめこまかな目標や一定期間に取り組む仕事量の目安を設け、進捗や達成を認識できるようにするなどの取組も有効であるとの指摘があった。

- ・ 20代、30代職員については、民間企業に勤める同年代100人との比較を行ったところ、20代では比較的高い成長実感が、30代になると民間を下回る結果が得られた。また、上司のマネジメントについて係長では「上司の指導育成 Q41」の項目が最も評価が低かった。各人が成長実感について何を重視しているのかの把握に努め、ある程度キャリア上成熟しつつある係長級への指導育成の取組の見なおしや、キャリアパスを踏まえたOJTや適切な機会を捉えた成長を促すアドバイスの実施などきめ細かな対応を検討する必要がある。

また、令和3年度のアンケート調査で確認された「仕事へのやりがい」や「他部署とのコミュニケーション」などの項目で若手職員からの否定的な回答が多い傾向を踏まえ、令和4年度は組織内のコミュニケーションの活性化やエンゲージメントの向上、信頼関係の構築を促すことを目的とした取組（職員同士の「対話の会」、感謝の気持ちを伝えるサンクスカードの掲出等）を実施した。（別添8参照）

#### (6) マネジメントシステム継続的改善

行動計画に基づいて、マネジメントシステムの継続的改善を実施した。主な実施事項は以下のとおり。

- ・ 令和4年9月26日に原子力規制委員会委員長及び委員が交代したことを機に、令和4年度第66回原子力規制委員会（令和5年1月25日）において中期目標を改定した。
- ・ 業務効率化の観点から、原子力規制委員会年度業務計画の実施状況の把握と政策評価法に基づいて作成している政策評価書（シート）を同一様式とするとともに、施策の評価分析を次の取組の検討につなげられるように改善した。
- ・ 原子力規制委員会年度業務計画の中間評価と年度末評価を行う際に課室内で業務の見直しについて議論し、改善策の共有を図るよう促した。

### 3. マネジメントシステムの評価

マネジメントシステムによる業務管理の状況及びその有効性を踏まえて評価した結果は以下のとおり。

#### (1) 原子力規制委員会年度業務計画に基づいた業務の実施

概ね計画どおり進めることができていると認められる。また、次年度の取組の方向性についても適切に抽出できていると認められる。

#### (2) マネジメントシステム内部監査

内部監査を行った部署については全体として原子力安全文化の育成・維持が着実に図られていると認められる。改善が望ましい事項は各所問題を共有し、適時改善を行った。

令和3年度のマネジメントレビューでの『「独立性と透明性は確保されているのか、規制機関として東京電力福島第一原子力発電所事故以前の状況に戻っていないか」等の検証が必要』との指摘を受け、公正な判断や国民の目を意識した行動がとれているか、事故教訓をどのように業務に活かしているか等について部署に応じてヒアリングを行い、劣化の兆候がないことを確認した。

#### (3) 要改善事項及び是正処置等

全体の報告件数20件であり、昨年度（29件）に比べて減少した。また、発生した要改善事項や事案の発生防止に役立つ情報の定期的な周知を行った。

#### (4) IRRSフォローアップミッション指摘事項への対応

各課題への対応が着実に進められており、概ね進捗しているものと認められる。引き続き進捗を管理していく。

## (5) 行動計画に基づくマネジメントシステムの継続的改善等

原子力安全文化の育成・維持に係る取組として行動計画に位置づけた原子力安全文化に係るPDCAサイクルの実践に取り組んでいる。令和4年度は継続的な状況の把握と対応策を検討できるよう職員へのアンケートの設問を見直した。また、行動計画における「原子力安全文化の「理解」及び自己の役割の「認識」の深化」にも資する活動として、アンケートの分析結果を課室毎に状況や課題の把握を可能とすることを目的にしたフィードバックや、インタビューの方法の改善等を行った。さらに、行動計画における「原子力安全文化への「コミットメント」の表明」及び「原子力安全を重視した「行動」を促す環境作り」に資する活動として、コミュニケーションの活性化やエンゲージメント向上、信頼関係の構築を目的とした活動を行った。マネジメント委員会では、アンケート結果を踏まえ、30代職員の職員の成長実感が低いことについて、業務の中心的役割を担い、最も成長する時期である30代が成長実感を感じられていないことは組織にとって大きな課題であること、キャリア支援の取組やモチベーションの向上に向けて業績評価の目標設定時の面談などにおいて一人一人の職員に丁寧に対応して適切な業務目標の設定等を指導すべきことなどが話し合われた。

また、マネジメントシステムの継続的改善については中期目標を改定したほか、業務の進捗管理過程における課内での意見交換や良好事案や改善策の横展開を行った。また、業務効率化の観点から政策評価書と様式を統一するとともに進捗や評価の業務改善等への反映を一覧できるようにした。

## 4. 今後の対応

マネジメントシステムによる業務管理の状況及びその有効性の評価を踏まえた今後の対応は、以下のとおり。

### (1) マネジメントシステム及びそのプロセス等の改善

マネジメントシステムの継続的な改善を引き続き実施し、組織としての成果と職員一人一人の充実を最大化できるよう、マネジメントシステムの組織全体の定着化を進める。

また、安全文化に関するアンケート・インタビューや庁内の様々な属性の職員間の対話から抽出された問題点を具体的な改善に繋げていくことが課題である。令和5年度は、令和4年度の課室毎のアンケート結果のフィードバックを参考に組織運営ができるよう庁内の各部署を支援するとともに、アンケート結果から組織運営の優先的な課題として抽出された「職員間の繋がり」に関連する全庁的な取組を実施する。

### (2) 個別の業務の改善

要改善事項については、是正処置を確実に実行し再発防止を図るとともに、更なる業務改善に活かすため、令和4年度に作成した研修教材を活用し、要改善事項の発生減少の取組を行う。

### (3) 必要な資源

原子力規制委員会年度業務計画に基づいた活動が概ね計画どおり進められている。全庁として人員は減っているが、一人当たりの業務時間が著しく増えている状態にはなく、業務への資源の投入状況を見ても、組織全体としては資源の著しい不足は生じていないが、引き続き業務分担の適正化や業務の効率化等の業務改善に取り組むことが必要と考える。

## 5. マネジメントレビューの進め方

令和5年3月1日 マネジメントレビュー(第1回) 原子力規制庁からの報告  
(報告を踏まえ、8日の委員会に向けて各委員から意見を提出いただく。)

令和5年3月8日(予定) マネジメントレビュー(第2回) 原子力規制委員会の審議

令和5年3月22日(予定) 令和5年度原子力規制委員会年度業務計画の審議、決定

令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
施策の概要	(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践 (2)規制業務を支える業務基盤の充実 (3)職員の確保と育成	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行う。中立性を確保するために定めた各種の行動規範を厳格に運用する。</li> <li>透明性を確保するため、ホームページで発信する情報の整理や検索性の向上に取り組むとともに、意思決定のプロセスを含め、規制に関わる情報の適時・適切な開示を徹底し、説明責任を果たす。</li> <li>国際アドバイザーとの意見交換などにより国内外の多様な意見に耳を傾けるとともに、事業者や地方公共団体等のステークホルダーとのコミュニケーションを継続的に改善する。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を、知識としてだけでなくその危機意識まで確実に次世代の職員に継承する。これにより前例主義に陥らず、常に問いかけ続ける組織文化を育成・維持する。</li> <li>組織の各階層で安全のためのリーダーシップを発揮し、安全文化及び核セキュリティ文化の育成・維持に係る取組を進め、その現状を自己評価する。</li> </ul> <p>(2)規制業務を支える業務基盤の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会がその責任を果たし、その職員及び組織の能力を維持・向上させ、その安全文化を育成・維持するため、マネジメントシステムを組織全体に定着させる。その際、IRRS の指摘なども踏まえ、職員が活用しやすく実質的な業務の改善につながるよう、継続的改善を進める。</li> <li>国際機関との協力、多国間の協力、二国間の協力を通じ、国内外における原子力安全、核セキュリティ、放射線防護の向上や保障措置の着実な実施に貢献する。</li> <li>適切な公文書の作成及び整理等を行い、厳格な公文書管理と業務の効率性をともに実現する文書管理方法を構築し、定着させる。</li> <li>各地の原子力規制事務所等を含めた原子力規制委員会全体として、組織の持つポテンシャルを最大限に発揮し、かつ、組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の資源配分を不断に見直す。</li> <li>情報システムの利用による効率化等を通じ、管理的な業務に係る機能の充実を図る。</li> <li>訟務対応を関係機関と連携しつつ適切に行うとともに、所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法的な判断を適切に行う。</li> </ul> <p>(3)職員の確保と育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員は、組織理念にのっとり、その使命を実現するため、国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守り、職務に専念するものとし、これを継続的に確保するため、組織を挙げて、職員の指導監督を厳正に行う。</li> <li>新卒者、経験者を適切に採用し、組織運営の安定性を確保する。また、原子力規制を志す者の裾野を拡大するための取組を行う。</li> <li>日々のOJTに加え、国際会議等への積極的な参加、国際機関や海外の規制機関への職員派遣、研修の体系的整備、知識管理等により職員を育成する。職員の育成に当たっては、行政事務能力(法令事務、国際業務等)と原子力規制に必要な専門技術的能力(技術知識、緊急事態対応等)とのバランスを念頭において進める。</li> <li>職員に適切なキャリアパスを提供し、その専門性や職責に応じた処遇を行うことにより、その能力を最大限に発揮させるよう努める。</li> <li>業務上の相談や助言が効果的に実施できるよう、技術的・専門的なアドバイスが実施できる部署・職員を明確にしつつ、柔軟で円滑な職員相互のコミュニケーションを実現するための環境の整備を進める。</li> <li>「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、外部の研究組織との人事交流や共同研究等を通じ、研究環境の整備を図るとともに、研究職員の人材育成を図る。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	1,946	3,035	3,056	2,818	
	補正予算(b)	0	0	0	0	
	繰越し等(c)	63	0	▲99	39	
	合計(a+b+c)	2,009	3,035	2,957	2,857	
	執行額(百万円)	1,724	2,653	2,310	2,330	

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	会議等の公開の割合	100%	100%	100%	100%	100%	意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。	A

	ホームページのウェブアクセシビリティの確保	A※	A※	A※	A※	A※	行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベル A 以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。	A
		A※	A※	A※	A※	A※		
(3) 職員の確保と育成	定数に対する実員数の割合	—	—	95%	95%	95%	新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足することにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合 95%を目標とする。	S
		93.6%	95.4%	94.3%	92.6%	95.1%		
	新規採用者に占める女性割合	—	—	—	35%	35%	男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。	A
		31.0%	45.5%	34.5%	34.6%	45.7%		
	研修の年間受講者延べ人数	—	—	2500人	2500人	2500人	職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。(※:令和5年2月 22 日時点)	B
		1685人	2031人	2615人	2542人	1796人(※)		



施策名	(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践		評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 1 章第 1 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 1 章第 1 節)		評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの			
(① 独立性・中立性・透明性の確保)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>独立性、中立性を堅持し、科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立や独善に陥ることなく業務を行う。(I)</li> <li>独立した立場で科学的・技術的な見地から意思決定を行うとともに、規制に関わる情報の開示を徹底する。(I)</li> <li>オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、透明性確保の観点からインターネット配信の継続性の維持・品質向上を図る。(I)</li> <li>原子力規制庁職員と被規制者との面談内容の自動文字起こしについて、自動文字起こし結果をホームページに公開するとともに、公開対象の拡充を図る。(I)</li> <li>ホームページ上での情報公開にあたっては、誰もが利用しやすいホームページとするために、ウェブアクセシビリティに配慮する。(I)</li> <li>原子力規制委員会アーカイブ検索システム「N-ADRES」について、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達を実施する。(I)</li> <li>行政 LAN システム、行政文書の体系化の検討等と連携し、ホームページ及び「N-ADRES」に保存されている資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向け、調達を実施する。(III)</li> <li>原子力規制委員会の結果概要及び決定・了承事項をホームページに掲載する等の取組や東京電力福島第一原子力発電所事故調査の映像公開等、原子力規制委員会の取組に関するコンテンツの作成・公開を行う。(I)</li> <li>情報公開法に基づく開示請求に対し、適切な情報開示を行う。(I)</li> </ul>				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会は、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」に基づき、定例会及び臨時会議を開催し、科学的・技術的見地から徹底した議論のもとで意思決定を行った。また、原子力規制委員及び原子力規制庁職員は服務規律に基づいた行動を執ることができた。なお、これらの活動を行う際、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための対策も着実にいった。</li> </ul>	
イ	オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハード面では機器性能向上等による事故耐性強化、ソフト面では人員増強や安全文化(PDCA サイクル)に基づく運用の日常的改善などにより、配信中断は 0 件(令和5年2月22日時点)で実施できている。</li> </ul>	
ウ	規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象を拡充できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制に関わる情報は遅延なく適切に開示できた。自動文字起こし結果の公開対象の拡充のために必要な機材を調達し、審査グループだけでなく検査グループにも拡充することができた。</li> </ul>	
エ	「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。また、次期システムの構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用事業者と連携し、「N-ADRES」について安定的に運用を行った。</li> <li>次期システムの構築に向け、調査研究及び調達支援業務を調達し、仕様書の作成、意見の招請、入札の公告を実施した。</li> </ul>	
オ	資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調達を実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロトタイプ作成やデモを通して次期システムの調達計画の説明会を行い、資料に固有番号及びメタデータ等を付与する実現可能な仕組みを盛り込んだ調達が実施できた。</li> <li>次期システムにおいて、公開する資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕組みの構築に向けた調査研究及び調達支援業務を調達した。</li> </ul>	
カ	原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所周辺で地震や自然災害が発生した際、Twitter を活用して発電所の状況について即日情報発信を行った。(令和5年2月22日時点で最大インプレッション数: 約 18.3 万)</li> </ul>	
キ	開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>開示期限を超過することなく、担当課室の開示対象文書・不開示情報の特定について、基準に基づいた審査により適切に行っていると確認できた。</li> </ul>	
(② 外部とのコミュニケーションの充実)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>記者会見及び取材対応を通じて、報道機関に適切な情報提供を行う。(I)</li> <li>国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集する。(I)</li> <li>CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を行う。特に、オンライン会議システムを活用し、短時間の CEO との意見交換を機動的に行う。(I)</li> <li>事業者の継続的な改善を維持発展させるため、被規制者向け情報通知文書(NRA Information Notice(NIN))を発出する。(I)</li> <li>原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を随時開催する。(I)</li> <li>地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を継続的に検討し、必要に応じて実行する。(I)</li> </ul>				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>報道機関に対して記者会見及び取材対応を実施し、原子力規制委員会の取組等を適切に説明することができた。また、問合せについてはコールセンターを設置し適切に回答した。</li> <li>報道機関からの問合せ、英語版 HP を通じた外部からの問合せに対して、適切に情報提供した。</li> <li>国際会議の場において、原子力規制委員会の取り組みについて説明した。</li> </ul>	
イ	国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>OECD/NEA との共催で 1F10 年イベントを開催し、1F 事故後 10 年間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定した。</li> <li>国際アドバイザーを招き、ALPS 処理水に関するコミュニケーションの推進セキュリティ事案における情報公開と人員配置及び原子力安全条約及び廃棄物等条約の</li> </ul>	

		<p>原子力規制への効果的な活用等の日本の施策に関して意見交換をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、国別報告書の内容等について情報・意見を交換した。</li> <li>原子力安全条約の国別報告書及び国別報告書に関する各国からの質問への回答を作成し、国際原子力機関(IAEA)に提出した。</li> <li>アメリカ NRC との対面会議、台湾 AEC とのオンライン会議、G7NSSG、カナダ CNSC との研究協力、日中韓 TRM により海外の知見を収集し、東京電力福島第一原子力発電所の ALPS 処理水の放出に関する規制及び海洋モニタリングについて情報発信した。</li> <li>第 49 回 INRA 会合を開催し、また、第 50 回 INRA 会合に山中原子力規制委員会委員長が参加し、原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集を行った。</li> <li>山中委員長とアメリカ NRC 委員長、スウェーデン SSM 長官、カナダ CNSC 委員長、フィランド STUK 長官、フランス IRSN 所長とのバイ会談を開催し、東京電力福島第一原子力発電所事故調査等について情報発信を行った。</li> <li>アメリカ NRC から検査官を招き、検査制度についての知見の収集のサポートを行った。また、火災防護検査について原子力規制庁職員をアメリカ NRC に派遣し、当該検査の知見を収集した。</li> <li>日スペイン規制者情報交換会合を開催し、PRA に係る知見を収集した。</li> <li>第 2 回処理水規制レビュー準備会合・本会合を開催し、ALPS 処理水に係る情報発信・意見交換を行ったほか、関連文書の翻訳を行いHPにて公表した。</li> </ul>
ウ	CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>短時間の CEO との意見交換を計 8 回(北海道電力(令和 4 年 4 月 12 日)、東北電力(8 月 17 日)、電源開発(8 月 24 日)、中部電力(9 月 2 日)、北陸電力(9 月 5 日)、中国電力(10 月 24 日)、日本原子力発電(12 月 19 日)、九州電力(令和 5 年 2 月 24 日)、通常版の CEO との意見交換を計 1 回(日本原子力研究開発機構(JAEA)(令和 5 年 2 月 15 日))、CNO との意見交換を計 3 回(令和 4 年 4 月 19 日、7 月 20 日、12 月 12 日)開催した。</li> <li>各社 CEO と意見交換を実施し「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方」(令和 4 年度第 37 回原子力規制委員会(令和 4 年 9 月 7 日)で審議)を取りまとめた。</li> <li>原子力規制委員による現場視察及び地元関係者との意見交換をこれまで以上に実施するために、立地道県と視察の実施に向けて調整を実施している。</li> </ul>
エ	被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>被規制者向け情報通知文書の発出に際し、電力事業者内で適切に情報が周知されるよう、各電力事業者における送付先を照会・整理し、被規制者向け情報通知文書を発出する原子力規制庁内関係者と情報共有した。</li> <li>発出を促すため、原子力規制庁内関係者に NIN の目的、運用について周知した。</li> <li>令和 4 年度第 1 四半期及び第 2 四半期の被規制者向け情報通知文書発出実績について、令和 4 年度第 28 回原子力規制委員会(令和 4 年 8 月 17 日)及び令和 4 年度第 44 回原子力規制委員会(10 月 12 日)において報告を受けた。(第 3 四半期は発出実績がない。)</li> </ul>
オ	原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉安全専門審査会(炉安審)・核燃料安全専門審査会(燃安審)の基本部会を計 2 回(令和 4 年 6 月 10 日、12 月 8 日)開催するとともに、令和 4 年 9 月 30 日付け及び令和 4 年 11 月 20 日付で任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和 4 年度第 8 回原子力規制委員会臨時会議(令和 4 年 4 月 27 日)で候補者を選出、令和 4 年度第 21 回原子力規制委員会(令和 4 年 7 月 6 日)で令和 4 年 10 月 1 日、11 月 21 日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。</li> <li>令和 4 年度第 53 回原子力規制委員会(令和 4 年 11 月 22 日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11 月 29 日付で原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12 月 13 日付で炉安審・燃安審会長から各部長への付託を行った。</li> <li>火山部会(令和 4 年 11 月 18 日)において、九州電力及び日本原燃のそれぞれが監視対象としているカルデラ火山の活動状況等に有意な変化がないと評価していることは妥当であるとした原子力規制庁の評価結果が確認された。また、同部会で、原子力規制庁から、技術情報検討会で共有した始良カルデラに係る知見を含め、火山事象に関する要対応技術情報等が報告され、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。</li> <li>地震・津波部会(令和 4 年 6 月 23 日)において、原子力規制庁から、技術情報検討会で共有した Nature Geoscience(令和 3 年 9 月)に公表された Pilarczyk らによる千葉県の太平洋岸における歴史記録にない津波痕跡に係る知見を含め、地震・津波</li> </ul>

		<p>等の事象に関する要対応技術情報等が報告された。また、同部会において、これらの情報の対応の方向性が妥当であることが確認された。</p>
カ	<p>地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中部電力浜岡原子力発電所3号炉及び4号炉の新規制基準適合性審査の状況について、関係自治体の議会全員協議会等に計2回(御前崎市議会全員協議会及び浜岡原子力発電所安全等対策協議会)説明した。</li> <li>高経年化した発電用原子炉に関する安全規制について、自治体等に計6回(全国原子力発電所所在市町村協議会(令和5年1月13日)、原子力発電関係団体協議会(1月17日)、福井県副知事(1月18日)、福井県全員協議会(1月18日)、福井県原子力環境安全管理協議会(1月24日)、福井県原子力安全専門委員会(1月31日))に説明した。</li> <li>首長、議長からの要望依頼に計9回(鳥取県知事(令和4年4月6日)、御前崎市議会議長(4月14日)、島根県知事(5月24日)、愛媛県知事(6月3日)、島根県知事(6月15日)、原子力発電対策特別委員会委員長(島根県知事)(8月19日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(鹿児島県議会議長)(11月14日)、島根県知事(11月14日)、神奈川県知事(11月25日))、各種会合に計13回(全国原子力発電所所在市町村協議会総会(5月17日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(5月20日)、新潟県原子力発電所の安全管理に関する技術委員会(5月20日)、廃炉に関する安全監視協議会(5月24日)、全国原子力発電所立地市町村議会議長会の定期総会(7月14日)、全国原子力発電所所在市町村協議会 担当者会議(8月3日)、令和4年度第1回廃炉安全確保県民会議(9月2日)、原子力発電関係団体協議会(10月2日)、全国原子力発電所所在市町村協議会(10月25日)、全国原子力発電所立地議会サミット(10月27日・28日)、柏崎刈羽発電所の透明性を確保する地域の会 情報共有会議(11月2日)、原子力発電関係道県議会議長協議会(11月14日)、原子力発電関係団体協議会(12月20日))対応した。</li> <li>原子力規制庁内関係者が各案件の進捗を把握できるよう、Garoonで、要望等への対応状況をとりまとめた一覧表を共有し、適宜更新した。</li> </ul>

(③ 安全文化の育成・維持)

- 新規採用職員が東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を学ぶための現地研修を実施する。また、新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修の中で、東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を組み込む。(I)
- 組織文化に係るアンケート調査の結果を深掘りし、問題点を明確化して具体的な改善策につなげていくため、庁内横断的に職員との対話を行う。(II)
- 核セキュリティ文化醸成に向けて、職員への研修の着実な実施及び事業者への必要な助言を行う。(I)
- 事業者の核セキュリティ文化醸成の取組の評価に資するよう、核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を継続的に実施する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	<p>新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規採用職員対象の東京電力福島第一原子力発電所における現地研修について、1回実施した。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向けの研修に組み込み4回実施した。</li> </ul>
イ	<p>庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度の組織文化のアンケートに係る調査結果を題材に、課室を超えた職員同士による意見交換を行う取組を試行した。得られた結果は職員にフィードバックを行った。令和4年度の組織文化のアンケートの調査結果と合わせ、今後の施策につなげられるよう検討した。</li> </ul>
ウ	<p>計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所のセーフティの検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、令和5年2月末現在で17の原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。</li> <li>事業者が行う核物質防護対策に関して警察庁、道府県警や海上保安庁と意見交換を行うなどし、治安機関との連携の醸成・強化を図った。</li> <li>原子力事業者が行う核物質防護対策をより一層推進・深化させるために、各事業者の原子力部門責任者を対象としたサイバーセキュリティに係るCNO会議を令和4年6月27日に企画した。また、警察庁と連携して、令和3年度から実施している原子力規制庁主催の原子力事業者経営層向けの講演会を3回開催し、原子力事業者経営層等との連携の醸成・強化を行った。</li> <li>JAEA 核不拡散・核セキュリティ総合支援センター(ISCN)と世界核セキュリティ協会(WINS)共催の「核セキュリティ文化の自己評価に関するワークショップ」における基調講演(令和5年1月19日)及び原子力事業者に対する講話(令和4年11月16日)を行うことで、原子力事業者の核セキュリティ文化についての理解及び醸成取組の促進に寄与した。</li> </ul>
エ	<p>核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針について原子力規制庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年10月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出し改善策の検討を進めた。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>国がどのように NMAC を実施すべきかについて述べた IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「施設におけるセキュリティを目的とした使用中の核燃料物質の計量と管理」(NSS No25-G)及び IPPAS:NMAC モジュールについての整理を行った。</li> <li>上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加し、情報収集を行った。</li> </ul>
--	---

施策名	(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 1 章第 2 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 1 章第 2 節)		
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(① マネジメントシステムの定着)

- 令和3年度のマネジメントレビューの結果も踏まえ、マネジメントシステムの適切な運用を行い、継続的改善に取り組む。(I)
- 要改善事項等に関する活動から組織横断的に教訓をくみ取り、さらなる業務改善に活かすため、要改善事項に関する横断的分析や具体的事例の研修教材への活用などの取組を行う。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会年度業務計画の実行に関して、各課が課等年度業務計画を作成していることを確認している。</li> <li>業務の効率化の観点から、原子力規制委員会年度業務計画の実施状況の把握と政策評価シートを同一様式とした(令和4年度中間評価から施行)。また、中間評価の実施に当たり、課室内でのコミュニケーションを必要な業務の見直しにつなげるよう促した。</li> <li>令和3年度に実施した組織文化に係るアンケート結果の原因分析を行い、「30 代職員の満足度が低いこと」及び「上司(管理職)のマネジメント力」が課題であると考え、アンケート結果を基に上司・部下が面談を行い、業務を見直す機会を持つようにするとともに、各職員に改めてアンケート結果のフィードバックを行った。</li> <li>アンケートについては、具体の改善策の検討につなげられるよう、総合設問と個別設問の相関分析を取り入れる等、アンケート設問の構造を見直した。令和5年3月を目処に、分析結果を課室毎にフィードバックできるよう改善中である。</li> <li>アンケート調査と組み合わせ、インタビュー調査を実施した。従来の原子力規制庁内職員から無作為に選出するものではなく、令和3年度のアンケート結果を基に、全体平均と比較してポイントが低かった部署を対象に実施した。令和5年3月を目処に、分析結果を課室毎にフィードバックできるよう改善中である。</li> <li>原子力規制庁内の課室を超えたコミュニケーション活性化の取組としてサンクスカードを実践した。実施後のアンケートでは「本取組により課室の雰囲気良かった」等の肯定的な意見が多く寄せられた。</li> </ul>
イ	要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去に発生した要改善事項や是正処置の方法について職員に定期的な周知を行い、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築した。また、これまでの発生原因についてより深く分析するために、専門的な知見を持つ業者による案件の分析を行った。分析結果を基に職員向けの研修教材を作成中である。</li> </ul>

(② 国際協力の推進)

- 国際業務の改善の一環として、海外情報の共有等の業務について、全庁横断的な国際業務のサポート体制を確立し、継続的に実施する。(II)
- 関連条約への対応、IAEA 安全基準の策定・見直しや共同研究への参画等を通じて、国際社会における原子力安全向上への貢献につなげる。(I)
- 国際機関、二国間、多国間での議論や調整に適切に参画・情報収集するとともに、拠出金の適正な管理、重要度に応じて原子力規制庁内における情報共有、フォローアップを徹底する。(I)
- IAEA や OECD/NEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開する。(II)
- IAEA 安全基準の策定・見直しや国際会合への参画等を通じて収集・共有され得た最新の動向や知見について、我が国の原子力規制の継続的改善につなげる。(I)
- 我が国の核セキュリティの継続的改善に資するため、改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な議論への対応、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行う。(I)
- 緊急時の準備と対応に関する IAEA 等による国際会合への参画等を通じて、我が国の知見を発信するとともに、我が国の制度の改善に資するよう、最新の動向や知見に係る情報を収集・共有する。(I)
- 保障措置に関する各種国際会議への参加や、IAEA に対する保障措置技術開発支援等を通じて、我が国の保障措置に対する国際社会の理解増進を図るとともに、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献する。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際会議出席者リスト、安全基準策定状況一覧等を管理し、継続的な情報の提供や必要に応じた対応者の調整を行った。</li> <li>公電にて共有された情報を定期的に共有した。</li> </ul>
イ	国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合に出席し、締約国の国別報告書のレビューを行った。</li> </ul>

			<ul style="list-style-type: none"> <li>トルコ、バングラデシュの IRRS に参加した。</li> </ul>
ウ	国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)②イと同じ。</li> </ul>
エ	拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>拠出金の企画立案・実施管理を拠出済みの残高管理も含めて適切かつ柔軟に行った。</li> </ul>
オ	国際関係について原子力規制原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外派遣者、公電等から得られた情報を適切に展開した。</li> <li>幹部等、関係者に IAEA が提供するウクライナ最新情報を適宜共有した。</li> </ul>
カ	オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>ENSREG、NHSI、NSSG 等の国際会合に出席し、最新の議論内容について情報収集を行った。</li> </ul>
キ	IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳について、スケジュールを管理しつつ、国際室と他課室と協力して翻訳を進め、適切な時期に HP で公開されるようにした。</li> </ul>
ク	最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際アドバイザーや放射性廃棄物等合同安全条約の検討会合から得られた情報・指摘事項に対して、国際室と他課室と協力して対応可能か検討した。</li> </ul>
ケ	改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA の核セキュリティガイダンス委員会(NSGC)会合(令和4年6月13日～16日、11月29日～12月1日)に参加し、核セキュリティ・シリーズ文書のレビューの進め方及び核セキュリティ・シリーズ文書案についての議論に貢献した。</li> <li>米国との核セキュリティ作業グループ(NSWG)の枠組みにおいて、オンライン会合(令和4年9月16日)を開催し、核セキュリティの技術情報に関する議論を行った。さらに、令和4年11月7日・8日に開催された NSWG 第11回会合(東京)に参加し、IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision5)(NSS No.13)の実施に関する技術情報交換として、3つのテーマ(①武力対抗演習(FOF)、②サイバーセキュリティ、③核セキュリティ目的の核物質の計量管理(NMAC))における活動計画の詳細について確認した。本計画の一環として、サイバーセキュリティに関する技術情報交換(令和4年12月6日～9日、日本:東京及び日立市)とフォースオンフォース(FOF)演習に関する技術情報交換(令和5年1月16日～20日、米国:アルパカーキ)を実施した。</li> <li>IAEA 核セキュリティ・シリーズ文書「核セキュリティ基本原則」(NSS No.20)の改訂の必要性に関する第2回法律・技術専門家会合(令和4年12月19日～21日)に参加し、同文書の改訂に関する議論に貢献した。</li> <li>米国との協力に基づく「アジア地域性能評価能力構築ワークショップ」(令和4年9月13日～15日)に参加し、議論に貢献した。</li> <li>改正核物質防護条約の締約国会議(令和4年3月28日～4月1日)に参加し、技術的な議論に貢献した。</li> <li>「OECD/NEA 核セキュリティ多国間イニシアティブ」会合(6月22日・23日)における原子力規制委員会の発表資料の作成し、会合における議論に貢献した。</li> <li>OECD/NEA による核セキュリティに関する多国間の情報交換枠組み: Framework for Understanding Nuclear SEcurity challenges and implementation (FUNSEC)設立及びその活動内容に係る提案に対して、原子力規制委員会としての対応方針を OECD/NEA 事務局に示した。</li> <li>核脅威イニシアティブ(NTI)の核セキュリティ・インデックス 2023 年版(第6版)の調査に対応した。</li> <li>内部脅威緩和に関する国際イニシアティブ(INFCIRC/908)の国際作業グループ(IWG)の枠組みにおける、内部脅威緩和に関する用語集のレビュー及びコメントの提供並びにセキュリティ文化の分科会による調査票の作成などの貢献を行った。</li> <li>IAEA 主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」(令和4年9月5日～9日)に参加し、内部脅威緩和についての議論に貢献した。</li> </ul>
コ	緊急時の準備と対応に関する国際会合等に出席し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力事故早期通報条約及び原子力事故援助条約の権限ある当局の代表者会合に出席し、収集した知見を関係者に共有した。</li> <li>緊急時の準備と対応に関する IAEA、OECD/NEA の国際会議に出席し、我が国の原子力災害対策に関する知見の発信、最新の動向や知見に係る情報を収集するとともに、収集した情報を関係者と共有した。</li> </ul>
サ	各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和4年5月)、国際保障措置シンポジウム(令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSIN)(令和4年12月)等に出席するとともに、日常的な IAEA との調整を通じて IAEA が要望する支援内容を確認し、対 IAEA 保障措置技術開発支援計画(JASPAS)等の枠組みを通じて必要な支援を行った。</li> </ul>

(3) 管理業務の確実な遂行)

- 行政文書管理に係る適切な人員配置を行い、共有フォルダにおける体系的管理及び電子決裁による意思決定、文書管理業務のシステム化の検討等により行政文書の電子的管理を推進する。(Ⅱ)
- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施する。(Ⅰ)
- 適切な機構・定員要求等を通じ、中長期的な視点で、将来も含めた業務の必要に応じた原子力規制庁の組織構成及び人員配置等の資源配分の見直しを行う。(Ⅰ)
- 情報システムの安定的な運営を行う。(Ⅰ)
- 会計法令及び関係規程類に則って、予算の効果的かつ効率的な執行に努める。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各課室等の行政文書ファイルの管理シートの精査、執務室や書庫内の未登録文書の整理等を実施した。</li> <li>• 共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。</li> </ul>
イ	行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 共有ドライブ内の精査や体系化、電子決裁による意思決定、文管システムでの管理を進める等、電子的な文書管理を推進した。また、共有フォルダ上の文書の整理の基本方針を踏まえ、先行実施課室における検討、成果を踏まえ、基本的ルールや作業マニュアルを策定すべく作業を進めている。</li> </ul>
ウ	行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 行政文書の管理に関するガイドライン等の改訂を踏まえ、原子力規制委員会行政文書管理規則の改正を行った。また、規定例上の文言の定義や留意事項など技術的・細目的事項について、文書管理業務を行うに当たって、適宜参照することを目的に公文書管理課長通知が体系的に整理されたことから、庁内に周知等を行うとともに、これらの内容を踏まえ適切に研修等を行った。</li> </ul>
エ	組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ガイドライン等の改訂を踏まえ、行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施できるよう研修資料の内容を全面的に改訂し、研修等を適切に実施した。</li> <li>• 中長期的な視点で組織構成の検討を行い、①審査の効率化のための体制及び検査体制を強化する。また、②着実な原子力安全規制に対する国民理解の醸成のための体制強化、③国際動向を踏まえた最新規制の取り入れに係る調査研究のための体制強化に必要な機構定員を要求している。</li> </ul>
オ	情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、原子力規制庁内業務の確実な遂行に寄与したか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 運用事業者と連携して情報システムの安定的な運営を実現するとともに、情報システムを用いて安定的な在宅勤務を可能とすることにより、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、業務の確実な遂行に寄与した。</li> <li>• 第4次行政 LAN システムの調達に向けて、デジタル庁及び関係部署と連携しながら、調査研究を開始しており、当初想定よりも大幅に前倒しで作業を実施できた。</li> </ul>
カ	予算の適切な執行管理を行えたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全ての支出について適正な予算科目にて執行するとともに、予算残額等を見据えた適切な執行管理を行った。</li> <li>• 歳入、支出、執行管理に係る手続きの見直しによる事務処理時間の短縮、文房具等の再利用による経費の節減等、各種の業務合理化・効率化策を推し進めた。</li> <li>• 会計検査院の令和3年度決算検査報告においても原子力規制委員会・原子力規制庁に係る指摘事項はなかった。</li> </ul>

- (④ 訴訟事務及び法令審査)
- 訴訟事務や不服申立て事務について、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に対応するとともに訴訟や不服申立ての増加等の状況を慎重に見極め、業務の遂行体制や事務作業の効率化・見直しを図っていく。(Ⅰ)
  - 訴訟及び不服申立てに適切に対応するため、継続的・組織的に新しい知見の収集・調査を行う。(Ⅱ)
  - 所管行政が法的に適正に行われ、かつ、制度的な改善が弾力的かつ円滑に行われるよう、法令等の立案及び運用に係る改善すべき点を把握し、長官官房における審査等を通じて、各部署の着実な法令等の立案・運用を支援する。また、必要に応じてマニュアル等の作成及び見直しを行い、庁全体の立案技術の向上を図る。(Ⅰ)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 業務量を踏まえ柔軟に体制の見直しを行うとともに、公判に提出する準備書面の検討等について関係機関とも連携して適切に対応することができた。</li> </ul>
イ	訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法務部門や原子力規制庁内関係部署の適切な支援の下、準備書面の作成等に必要の有効な調査を実施することができた。今後も、法務部門や原子力規制庁内関係部署との連携強化を進めていく。</li> </ul>
ウ	長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 法令審査や法令相談を通じ、関係課室が所管法令に基づく企画、立案、規制の実施等を適切に行えるよう支援した。規則5件、告示4件等、法令審査を行った。法令相談については案件に応じて適切に対応した。(処理件数約 30 件)</li> </ul>
エ	必要に応じて法令立案等に係るマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 意見公募手続マニュアルを令和4年7月及び12月に更新した。</li> </ul>

施策名	(3) 職員の確保と育成	評	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第1章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第1章第3節)	価	
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(① 高い倫理観の保持)			

- 職員が国家公務員としての高い倫理観を保持し、規律を守るため、研修や幹部メッセージの発出等を引き続き行い、その効果や対応状況を把握し、個別対応が必要となる職員への指導監督を行う。(I)
- 職員の仕事と生活の調和が図られるよう、ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催するとともに、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を実施する。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合(男性育休(2025年までに30%)等)等から、効果を確認できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス規律及び公務員倫理に関する新規採用職員及び中途採用職員向け研修を実施した。また、原子力規制庁内へ向けてサービス規律等に関するメッセージを8回発出した(原子力規制庁長官からの不定期なメッセージを含む)。原子力規制庁内職員を対象として、国家公務員倫理月間及びハラスメント防止週間に、国家公務員倫理研修及びハラスメント防止研修(いずれも e-ラーニング)を実施した。</li> <li>令和4年1月1日以降に生まれた子を持つ男性職員 18 人のうち、78%(14 人)が育児休業を取得した(令和4年12月31日時点)。</li> </ul>
イ	全職員について、月 45 時間を超える超過勤務月数が 6 ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年12月末時点において月 45 時間を超える超過勤務月数が7ヶ月以上となっている職員が 29 人であった。また、内部マネジメント会議等において超過勤務の状況を共有し、対策を話し合った。上限を超えた超過勤務を命ずる必要のある職員に対して、健康上の配慮の計画を講じていることを確認した。さらに、令和5年1月から月に1回、定時退庁を促す原子力規制庁内巡回を行った。</li> </ul>
ウ	ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年6月～7月に原子力規制庁内職員を対象とした e-ラーニングにより、ワークライフバランスに関する制度について説明を実施し、あわせて、世代別ニーズ把握のための調査を行った。</li> <li>新行政 LAN システム移行によりテレワークが多様な働き方の一つとして定着しつつあることなどに伴い、対象者・勤務場所の拡大、テレワーク手続きの簡素化、勤務時間の柔軟化を行うため、令和4年6月2日に「原子力規制委員会テレワーク実施要領」を改正した。</li> </ul>

## (2) 原子力規制人材の確保

- 人材の確保については、新卒採用の促進に資するよう積極的に説明会を行うとともに、新卒者・経験者採用等を適切に実施し、厳選して選考を行う。(I)
- 原子力規制人材育成事業については、行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項等を踏まえ、令和4年度の新規採択を行い、継続事業を実施するとともに、事業の実績を適切に把握する。(I)
- 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図る。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制人材育成事業の実績を把握するため、事業責任者向け及び学生向けのアンケートを実施することにより、本事業の有用性や効果の把握を行っている(令和5年2月1日時点)。</li> </ul>
イ	職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>内閣人事局主催の新任管理者向けメンタルヘルス・ハラスメント防止講習(e-ラーニング)や、人事院主催の原子力規制庁内職員向け妊娠・出産・育児・介護と仕事の両立支援制度に関する研修(e-ラーニング)を受講させ、職員の多様性への配慮の推進を図った。</li> </ul>

## (3) 原子力規制人材の育成

- 職員の国際活動に係る力量向上に全庁的に取り組む。なお、新型コロナウイルス感染症により海外機関等に派遣できなかった職員については、可能な限り派遣することができるよう調整する。(I)
- 平成 30 年度に開始した検査官等の資格に係る教育訓練課程に係る研修等を着実に実施し、力量管理及び知識管理のさらなる推進を図る。また、研修の質の向上に向けた令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れる。また、講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施する。(I)
- 令和5年度の本格運用を目指し、力量管理シートを使用したバックオフィス系業務を担う職員の力量管理の試運用を開始する。(III)
- 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始する。(II)
- 引き続き、職員が現に就いているポストで自己の能力が発揮できているかを調査し、任用に活用するためのデータベースを構築する。(I)
- 令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージについて、説明会を夏の人事異動期前にも実施するとともに、より多くの参加者が得られるよう努める。(I)
- 人事評価において、上司に加え、同僚や部下からも評価を受ける 360 度評価を試行する。(II)
- 原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)を収集し、類型化・担当部署の特定をするとともに、優先順位を付け計画的に課題解決を図る。(II)
- 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、大学や JAEA 安全研究センター等の外部の研究組織/部門との人材派遣を含む人事交流や共同研究事業の推進を図る。(I)
- 安全研究の実施や研究人材の育成に当たり、研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行う。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、先方の国際機関にも配慮しながら、今年度は、IAEA 等の国際機関等に9名(昨年度8名)を派遣している。</li> </ul>
イ	国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>上述アの国際機関等への派遣に加え、あらかじめ担当を決めた職員を定期的に国際会議に参加させることで人材育成を図っている。</li> </ul>
ウ	規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、令和4年度は新たに9人に集中型教育訓練課程を受講させる等、のべ 151 名の職員に資格を付与させた。</li> </ul>

エ	令和3年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。	A	• 令和4年度から申告制度等の6件の研修でアクティブラーニングを取り入れた。
オ	講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。	A	• 講師のアクティブラーニング指導力向上のための e-ラーニングによる研修を導入、通年受講できるよう整備し、28人(令和5年2月22日時点)が受講した。
カ	力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和5年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。	A	• 4月から8月にかけて力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の第1期試運用を実施、アンケート結果を取りまとめた。アンケートの結果、定量的な評価を実施しづらく、業務によって力量管理の設定の粒度が異なる等の意見があったことを踏まえ、業務マニュアルがしっかり整備されている業務に絞って令和5年度より第2期試運用を行い、令和5年度中の本格運用を目指す。令和5年度からの本格運用に向けて、人事管理システムによる運用を検討中。
キ	分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。	A	• 研修計画に基づき分散型訓練生のための講義の中継及び録画配信を開始、36講義を実施した。
ク	年1回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 希望調査書における「能力に応じたポスト任用をされているかの満足度」の自己評価を人事管理システムに登録し、その情報を活用しながら任用を行った。</li> <li>• 年度当初には想定していなかったが、キャリアパスイメージに沿った人材育成や人事上の配慮が行われることを確実にするためにキャリアコンサルティング構想の運用を開始した。</li> <li>• さらに、人事異動時の配慮として、職員に対し、異動先での業務内容や職員への期待などについてワンボイスで伝わる取組を開始した。</li> </ul>
ケ	説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年度に策定した職員のキャリアパスイメージに関する説明会については令和4年3月までに実施し、計34人が参加した。</li> <li>• さらに、令和4年9月に設定した研究職のキャリアパスイメージについて、令和5年2月に説明会を行い、計48人が参加予定。</li> </ul>
コ	360度評価を試行できたか。	S	• 全管理職に加え、管理職的立場にある職員136名を対象とした360度評価の試行を行い、全職員(回答率100%)が回答した。評価結果を被評価者にフィードバックし、自らの気づきを促すとともに、導入に向けて課題を整理した。
サ	原子力規制事務所からのニーズ(問題点・課題)について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。	A	• Garoon 上の相談スペースに投稿された地方事務所からの要望等について、ニーズの緊急性、優先度を考慮しつつ本庁関係課室と連携し課題解決を図っている。具体的には、女川原子力規制事務所におけるオフサイトセンター周辺の宿舍の設置要望、玄海原子力規制事務所におけるオフサイトセンターの警備員配置に係る要望等について対応を行った。
シ	外部の研究組織／部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 研究系職員の人材育成及び研究環境整備のため、令和4年度から実施することが計画されていた7件を含む17件の共同研究(大学12件、JAEA等5件(重複含む))を実施した。また、5件の共同研究において協力研究員として10名の職員を派遣した。</li> <li>• 研究系職員の能力向上を目的に、JAEA 安全研究センターに2名の職員が出向し、令和4年9月22日に博士号を取得した。また、これ以外にも大学にて1名が博士号を取得した。</li> </ul>
ス	研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。	A	• 安全研究の品質向上のため、外部の研修プログラムを利用した研究倫理に係る e-ラーニング研修を企画し、実施した。



## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		B	判断根拠	一部の測定指標で目標が達成されなかったが、主要な測定指標は概ね達成したため	
			定性指標	定量指標	
施策毎の評価			(1)原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	A (S評価:1、A評価:16)	A評価:2
			(2)規制行政を支える業務基盤の充実	A (S評価:3、A評価:20)	—
			(3)職員の確保と育成	A (S評価:1、A評価:17)	S評価:1、A評価:1、B評価:1
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践					
②イ	S	OECD/NEA との共催で 1F10 年イベントを開催し、1F 事故後 10 年間にわたる日本の原子力規制当局の取り組みを紹介し、大規模イベントを成功に導き、次の 10 年に向けて取り組むべき課題を特定した。	イベント成果の原子力規制庁内展開を図る。		
新規	—	原子力利用の推進に係る事務を所掌する行政組織との関係において、原子力規制委員会の運営の透明性の向上のため、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」を改正し運用を開始した。	被規制者や原子力の利用の推進に係る事務を所掌する行政組織等との関係において、「原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針」の遵守を徹底し、原子力規制委員会の運営の透明性を確保する。		
(2) 規制行政を支える業務基盤の充実					
①ア	S	マネジメントシステムの改善については、以下の特筆すべき改善を行ったことを評価して S 評価とした。 ・年度業務計画の進捗管理様式の見直しによる業務の効率化と中間評価における業務分担や業務見直しに関する話し合いの促進 ・組織文化に係るアンケートの設問を見直し、組織の状況を把握する総合設問と具体的な取組について問う個別設問を設け、相関分析を取り入れる等により調査結果を業務改善に活かせるよう工夫した。 ・従来全庁の結果を全職員に周知していた組織文化に係るアンケートの結果について課室毎に整理をし、課題の把握や具体的な改善につなげられるように工夫した。	・改善した組織文化に係るアンケートについて、前年比較の分析の方法やその活用、課室毎に行われる業務改善等の支援のあり方について検討する。 ・今年度の組織文化に係るアンケート等で課題として把握された部署を超えたコミュニケーションの課題について改善策を検討する。		
③オ	S	次期行政 LAN システムの構築について、デジタル庁等との連携により政府全体の情報システムに係るスケジュール感を把握したことで、当初目標よりも早期に計画立案ができたため、目標を超過して達成する見込みとなった。			
③カ	S	予算の執行管理等に係る以下の取組を行い、業務の合理化・効率化の観点から特筆すべき改善を行った。 ・歳入、支出、執行管理の各段階に係る手続きを見直し、マクロ化によるデータ入力の効率化等の必要な改善策を講じることで、事務処理の大幅な合理化・効率化を実現した。 ・全庁の使用していない文房具等を集約したりサイクルコーナーを設置し、文房具等の再利用を促進することで、前年度より 300 万円程度の経費削減を実現した。			
新規	—	令和6年に IPPAS ミッションを受け入れることを新たに中期目標に掲げた。	IAEA による IPPAS ミッションの受け入れに向け、関係機関と連携しつつ、事前準備を進める。		
新規	—	組織全体の機能を中長期的に持続可能とするために必要な取組に留意して組織構成等を見なおすことを新たに中期目標に掲げた。	今後数年にわたる規制上の課題を整理した上で、組織構成及び人員配置等の資源配分がそれに見合ったものになっているかを検討する機会を設ける。その検討結果も踏まえ、適切な機構・定員要求を通じ、中長期的な視点で、将来の業務の必要性に応じた資源配分の見直しを行う。		
新規	—	多様な経験や属性等を有する職員が、それぞれの能力を最大限に発揮して活躍できる良好な職場環境の創出に努めることを新たな中期目標に掲げた。	・職員の多様性に配慮するとともに、仕事と生活の調和が図られるよう、育児や介護と仕事の両立などワークライフバランスに係る制度をわかりやすく情報提供する。 ・特定の職員に業務が集中し職員が一人で業務を抱えて孤立しないよう、また職員が言い出せず困っているような家庭の事情などを早めに察知する観点から管理職は職員と定期的に 1on1 ミーティングを行う。 ・課室を超えた職員間のコミュニケーションが活性化する仕組みを検討し、試行する。 ・より働きやすい職場環境を醸成する観点から、庁舎管理を適切に行うとともに、職場内施設、設備等の改修整備、物品の調達等を必要に応じて行う。		
(3) 職員の確保と育成					
定量	S	新卒採用の採用活動において、他省との合同での説明会の実施、就活 web サイトでの積極的な広報、女性向けインターンシップの開催等を実			

		<p>施した。また、中途採用の採用活動において、公募ポスターの掲示や立地自治体の広報誌や関係学会への募集広告等を実施した。これらの取組により、来年度の採用は、新卒採用として40名、中途採用として33名を見込んでいる。これら採用者を増強したことにより、令和4年度末の退職者を加味しても、令和5年4月時点での定数に対する実員数の割合は、95.1%となる見込みであり目標を達成できた。この目標は長年実現できなかったものであり、困難度の高いものであるため「S」とした。</p>	
定量	B	<p>年間の研修受講者の延べ人数は約2,000人を見込んでいる。目標設定時には、第5期集中型訓練生の人数を、第4期集中型訓練生と同等の15名程度と想定していたが、9名となったこと(集中型訓練生の講義は約70)、他の研修で大幅な参加者の増加も見込めず、2,500人は達成できない見込み。</p>	<p>令和5年度の目標設定にあたっては、設定方法を再検討する。</p>
③コ	S	<p>年度当初は、人事課のみを対象として360度評価の試運用を行う予定であった。その後、全管理職及び管理職的立場にある職員すべてを対象に拡大して試行した。これらの評価結果を着実に対象者にフィードバックするとともに、本評価における今後の課題も整理し、次年度の本格運用に向けた対応が行えた。本評価は、ノウハウや実施方法の知見の不足により長年の課題であり、これを全庁的に初めて実施できたことから「S」とした。</p>	

■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	2. 原子力規制の厳正かつ適正な実施と技術基盤の強化	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
施策の概要	(1)原子炉等規制法に係る規制の実施 (2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善 (3)改正原子炉等規制法の着実な施行 (4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)原子炉等規制法に係る規制の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(核セキュリティ及び保障措置に係る目標は3.を参照)</li> <li>事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させる。</li> <li>原子力施設のトラブルに関し、原因究明、再発防止策の評価等の対応を厳正かつ適切に行う。</li> </ul> <p>(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2.(4)に掲げる規制上の課題を踏まえた安全研究を行い、最新の科学的・技術的知見を蓄積する。また、国際共同研究を積極的に活用する。</li> <li>国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。</li> <li>新規規制基準適合性審査により得られた経験等をもとに、規制基準等について、具体化や明確化を図る。</li> </ul> <p>(3)改正原子炉等規制法の着実な施行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査について、円滑な立ち上げと早期の定着を図り、検査の効果及び効率を向上させる。</li> <li>事業者における品質管理体制等を強化するために改正した各種許認可制度を円滑に施行し、厳正かつ適切に運用する。</li> </ul> <p>(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。</li> <li>バックフィット制度について、これまでの実績を踏まえ、円滑かつ効果的に制度が運用できるよう、改善点を抽出し、制度の体系化を図る。</li> <li>審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。</li> <li>リスク情報を活用したグレーデッドアプローチの積極的な適用により、安全上の重要度に応じて規制要件などを見直す。</li> <li>廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。</li> <li>事業者において様々な放射能レベル・核種の廃棄物の処理・処分やクリアランスを円滑に進めることができるよう、規制上の対応を進める。特に、ウラン廃棄物の処分については、実効的な基準等を整備する。</li> <li>IRRS で受けた勧告・提言について、規制の改善に取り組む。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	9,144	9,079	9,798	9,494	
	補正予算(b)	209	145	0	0	
	繰越し等(c)	▲130	▲265	128	538	
	合計(a+b+c)	9,224	8,958	9,926	10,032	
	執行額(百万円)	7,919	7,426	8,109	8,398	

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数	0	0	0	0	0	原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。)	A
	原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数	0	0	0	0	0		A
	公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数	0	0	0	0	0		A
		0	0	0	0	0		

<p>施策名</p>	<p>(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施</p>		<p>評 価</p>	<p>A</p>
<p>施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)</p>	<p>(3.11 報告第 2 章第 1 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 1 節)</p>			
<p>年度業務計画 (Plan)</p>	<p>I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの</p>			
<ul style="list-style-type: none"> <li>申請に対し、実用発電用原子炉や核燃料施設等ごとの立地特性や施設の特徴・安全上の重要度を踏まえつつ論点等を明確にし、法令に基づき厳正かつ適切に審査を実施する。(I)</li> <li>審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための一層の取組を進める。(II)</li> <li>法定の検査・確認を厳正かつ適切に実施する。(原子力規制検査については(3)で詳述)(I)</li> <li>対応区分を4とした東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して、厳正な追加検査を行う。(III)</li> <li>事業者による安全性向上評価の確認や、審査や検査などにおける事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進する。(I)</li> <li>安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進める。(II)</li> <li>核燃料物質及び核原料物質の使用者に対して、安全性向上に関する説明の機会を設ける。(I)</li> <li>事故トラブルについて、原子力安全上の影響の程度等に応じ適切に対応する。(I)</li> </ul>				
	<p>定性指標(評価の視点)</p>	<p>評価</p>	<p>施策の進捗状況</p>	
<p>ア</p>	<p>設置変更許可申請、工事計画認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和 2 年 2 月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。</p>	<p>A</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審査について、形式主義を排し慢心を戒める姿勢を常に堅持しつつ、科学的・技術的な見地から、安全上の特性に応じて厳正かつ着実に審査を実施した。</li> <li>業務平準化のため兼用キャスク等の担当チームを変更したことに伴い審査チームの体制を見直すなど、人事異動、各チームの業務量、審査の進捗等を踏まえ、必要に応じて案件の割り振りの見直しやチーム間の人員の移動、チーム横断の対応体制構築等を適時適切に行った。</li> <li>新規制基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRR の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。</li> <li>現在、新規制基準適合性に係る設置変更許可審査中の常陽については、原子力規制委員会及び申請者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善の工夫を講じた。具体的には、原子力規制委員会における今後の審査の進め方の議論を踏まえて審査を進め、取りまとめに際しては、申請者に対して基本設計の成立性を示すエビデンス資料やこれまでの審査会合で議論した内容の「まとめ資料」の作成を指示し、提出を受けた資料の内容を確認して、基準適合性の判断観点に必要な指摘を審査会合で行っている。</li> <li>審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、会合で審査チームから指摘した内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施している。これらの活動は今後も継続的に実施する。</li> <li>審査会合後のラップアップを始めとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。</li> <li>具体的には、日本原燃再処理施設については、原子力規制委員会です承した審査の進め方に基づき審査を行い、担当者間のみならず、指定職・安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、対策を講じた。これらを踏まえて、設工認の第1回申請を処分した。第2回申請は対象施設が膨大であることから、公開の審査会合において、審査を円滑に進めるために改善した日本原燃の体制等が十分機能するように取り組むことの重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。当該指摘を踏まえた事業者の対応状況の確認を含め、第2回申請の審査を行っている。</li> <li>ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(熊取)の審査では、グレーデッドアプローチの適用が不十分であり、過剰な審査となった。これを踏まえ申請書の記載の考え方等に係る公開の意見交換会を行い、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とするように共通認識を図るための議論を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP 公開を行った。これらを踏まえて、現在グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの設工認の審査を行っている。</li> <li>このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。これらも踏まえて、申</li> </ul>	

	<p>請案件を処分した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査会合前に、論点ごとの指摘事項を明確化した上で担当指定職及び担当原子力規制委員会委員と議論を行い、審査会合の効率的な運営を行った。</li> <li>• 地震・津波等に関する新規制基準適合性に係る設置変更許可申請等の審査について、施設ごとの立地特性を踏まえて個別課題を抽出し、必要に応じて科学的根拠の拡充を求めるなど厳正かつ適切に審査を実施した。また、2つのグループで分担して審査を進めていたが、より効果的に審査を進めるため、3つのグループに再編成を行い、これに伴い1名の上席安全審査官を増員配置した。また、グループ間で考え方の差が生じないように原則週1回以上のペースで地震・津波研究部門も含めて審査部門内において審査における論点、課題等に関する意見交換を行った上で審査会合を開催した。</li> <li>• 標準応答スペクトルの規制への取り入れに伴う基準地震動の変更の要否に係る審議について、施設ごとの立地特性を踏まえ、必要に応じて追加の検討を求めるなど厳正かつ適切に審議を行った。リサイクル燃料貯蔵燃料備蓄センター(以下 RFS」という)については審査書案を令和4年度第 62 回原子力規制委員会(令和5年1月 11 日)で審議した。また、川内原子力発電所及び玄海原子力発電所を除き、追加する検討用地震動に係る審査を概ね終了した。</li> </ul> <p>&lt;原子力発電所の設置変更許可&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 東京電力柏崎刈羽原子力発電所(特定重大事故等対処施設)について、設置変更許可を行った(令和4年8月 17 日)。</li> </ul> <p>&lt;長期化した審査への対応&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 北陸電力志賀原子力発電所の敷地及び敷地周辺の地質・地質構造に係る審査のうち、第 1064 回審査会合(令和4年7月 29 日)及び第 1073 回審査会合(9月 16 日)において、敷地内断層の活動性評価、福浦断層の評価について説明を受け、10 月 13 ~14 日に現地調査を行った。</li> <li>• 中部電力浜岡原子力発電所の震源を特定して策定する地震動に係る審査について、第 1041 回審査会合(令和4年4月 15 日)において、概ね妥当な検討がなされたと評価した。</li> <li>• 北海道電力泊発電所の震源を特定せず策定する地震動に係る審査について、第 1084 回審査会合(令和4年 10 月 21 日)において、概ね妥当な評価がなされたと評価し、基準地震動策定に係る審査に移った。</li> </ul>
<p>イ 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 各審査会合に先立ち、指摘事項等を担当原子力規制委員会委員及び新基準適合性審査チーム長と議論し、整理を行った。これにより、審査会合において、円滑な議論及び指摘が実施でき、効果的な審査に資した。</li> <li>• 新規制基準の適合性審査における設工認の審査においては、審査の漏れを防止し、及び施設の特徴に応じた審査を適切に実施するため、NSRR の設工認審査漏れを受けて作成した、許可申請書に記載されている設備等と設工認における要求事項との対応表等を活用した審査を進めている。(再掲)</li> <li>• 過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認 10 件及び容器承認9件の処分ができた。</li> <li>• 審査漏れの防止や、地震・津波等に関する新規制基準適合性審査で確認した事項を整理するため、審査内容を元に、JAEA 高温工学試験研究炉(HTR) (令和2年6月3日許可)、RFS(令和2年 11 月 11 日許可)及び中国電力島根原子力発電所2号炉の地盤、地震動、津波及び火山の評価に係る確認事項を取りまとめ公表した。</li> <li>• 審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。</li> <li>• それぞれの審査項目について、次回審査会合に向けたヒアリングの回数を 3 回以内に収めることができた。</li> </ul>

ウ	<p>審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。</li> <li>新規に配属された審査官等に対し、上記執務要領や新人向けの審査マニュアルの利用を周知することで、当該職員らが業務を円滑に把握できるよう取組んだ。</li> <li>試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用の審査業務マニュアルについて、令和5年3月の更新に向け、必要な準備作業を進めた。あわせて、審査担当者の異動時に内容の周知を行った。今後も継続的に実施する。</li> <li>ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP 公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を行った。現在、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから設工認の申請がなされ、改訂した審査業務の流れに従い、審査を実施している。</li> <li>建築、土木、津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月～3月にかけて実施できるように準備を進めている。</li> </ul>
エ	<p>審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための取組を一層進めることができたか。</p>	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北海道電力泊発電所3号炉の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査においては、原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための様々な審査プロセスの改善の工夫を講じた。</li> <li>具体的には、新規制基準適合性に係る審査会合において、新基準適合性チームからの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最後に相互の認識共有を行った。</li> <li>また、論点に対する事業者の作業方針及び作業状況については、会合ごとに作業スケジュールの確認を行い、進捗状況等に疑義がある場合は、指摘を行った。審査会合については、下期には月2回程度開催することにより、最新の作業状況を確認し、事業者と進め方の認識共有の充実を図った。</li> <li>まとめ資料の確認についても、課題等がある場合には、事業者との認識の共有の充実を図るための審査会合を概ね月に1回程度開催した。</li> <li>電力会社経営層との意見交換を踏まえ、審査プロセスの改善に資するように、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規制基準適合性に係る審査の進め方（令和4年9月7日原子力規制委員会了承）」をまとめ、その方針に基づき、審査を着実に進めた。</li> <li>常陽の新規制基準適合性に係る設置変更許可の審査については、審査会合において、新基準適合性チームからの指摘事項を公開ラップアップとして、審査会合の最後に相互の認識共有を図った。さらに、論点に対する申請者の作業方針及び作業状況については、作業スケジュールの確認を適時行い、進捗状況等に疑義がある場合は、都度指摘を行った。審査会合については、下期に計7回開催することによって、申請者の作業状況及び課題を確認するとともに、申請者との認識の共有の充実を図った。</li> <li>審査会合の開催に際しては、事前に取りまとめた指摘事項について、共通認識を図るため、担当原子力規制委員会委員・指定職と議論を行った。また、審査会合終了後には、申請者とのラップアップ面談を実施し、審査会合で審査チームから指摘した内容の認識に相違がないかの確認を行う活動を実施した。</li> <li>審査会合に先立ち、審査チーム内で審査における論点を明確にした上で指摘事項を共有し、担当原子力規制委員会委員及び指定職との議論の上で会合に臨んだ。これに限らず適時、原子力規制委員会委員・幹部への情報共有や議論を行った。</li> <li>安全規制管理官が審査担当と密にコミュニケーションをとり、審査上の課題を早期に発見することで改善策を速やかに提示し、常に審査が適切に進むようマネジメントを行った。</li> <li>過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認 10 件及び容器承認9件の処分ができた。(再掲)</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>審査会合における指摘事項については、全事業者を対象に、審査会合の最後にまとめを行った。特に泊発電所における審査については、その場で文書化し、より確実な認識共有を図った。</li> </ul>	
オ	原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査を所定のガイドを用いておおむね年度の検査計画どおりに実施した。</li> <li>第1四半期において6件(うち核物質防護事案1件)、第2四半期において11件(うち核物質防護事案4件)並びに第3四半期において7件(うち核物質防護事案3件)を検査指摘事項等として挙げ、適切に評価した。法定確認行為については、申請に基づき、法定確認ガイドを用いた原子力規制検査結果を踏まえ、技術上の基準に適合していることを適切に確認した。</li> </ul>
カ	東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームを令和3年4月22日に設置し、現在、フェーズⅡの追加検査を実施している。</li> <li>検査の状況については、令和4年度第3回、第5回、第12回、第19回、第26回及び第33回原子力規制委員会(令和4年4月13日、4月20日、5月25日、6月29日、7月27日及び8月31日)において状況の報告を受けた。また、令和4年度第7回原子力規制委員会(令和4年4月27日)において中間とりまとめの報告を受けるとともに、その後の検査の進め方について了承した。</li> <li>令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)で、今後の追加検査の方針について了承し、同方針に基づき、検査を実施しており、令和4年度第43回、第52回、第60回、第68回及び第76回原子力規制委員会(令和4年10月5日、11月16日、12月21日、令和5年2月1日及び2月24日)において状況の報告を受けている。</li> <li>原子力規制委員会委員長及び委員全員が柏崎刈羽原子力発電所の現地調査を行う方針としており、令和4年12月2日に伴委員及び杉山委員、令和5年1月28日に山中委員長、2月17日に田中委員及び石渡委員が、現地調査を行った。</li> </ul>
キ	事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度において、関西電力高浜発電所3号炉及び4号炉、大飯発電所3号炉、九州電力川内原子力発電所1号炉並びに四国電力伊方発電所3号炉から提出された安全性向上評価届出書について、特重施設を含めたPRA評価等の内容を確認し、その結果を取りまとめた。</li> <li>過去、輸送に係る審査が年単位の期間を要していたが、事業者に対して共通の審査事項について事業者間での情報共有を促したほか、部門内においては審査経験を整理した「審査のポイント」を参照しながら審査を実施し、効率的な業務に努めた。その結果、これまでに1件当たり年単位の時間を要していた審査期間を1件当たり約2ヶ月まで短縮でき、通年においては設計承認10件及び容器承認9件の処分ができた。(再掲)</li> <li>令和4年度第2回原子力規制委員会(令和4年4月12日)以降、電力事業者の経営層との意見交換を実施し、今後の審査の進め方に関する要望について聴取した。その結果を踏まえ、令和4年度第37回原子力規制委員会(9月7日)において、新規制基準適合性審査に係る審査の進め方について報告され、できるだけ早い段階での確認事項や論点の提示、現地確認の機会の増加、基準や審査ガイドの内容の明確化など、審査の改善を図った。(再掲)</li> <li>審査会合後に会合ラップアップに係る事業者面談等を行い、審査会合における指摘事項、問題意識等の相互確認による、事業者とのコミュニケーションを通じ、事業者の自主的取組を促進させた。(再掲)</li> <li>令和4年8月29日、11月30日及び令和5年3月中旬(予定)に検査制度に関する意見交換会合を開催する等、原子力規制検査制度における事業者の取組や、改善措置活動(CAP)の運用状況に加え、原子力規制検査に係る事業者からの要望等について、議論を行っている。</li> <li>核燃料施設等の事業者等については、原子力規制庁が中心となって情報共有の場(核燃料施設等意見交換会議)を設け、原子力規制検査制度に係る事業者等の課題(重要度評価の考え方や基本検査運用ガイドの解釈など)や、事業者等からの良好事例の紹介など、事業者等の自主的な取組の促進となるように双方で有益となる定期的な情報交換を3回行った。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料施設等の事業者等の自主的な改善活動(CAP)促進のため、現状の課題を把握するためのアンケートを実施した結果、活動が不十分であるとの意見があったことを踏まえ、核燃料事業者等が日本原子力発電東海第二発電所における CAP 会議に同席できる機会(令和4年9月6日)を設けるなど、事業者の自主的取組を促進する活動を行った。</li> <li>炉安審・燃安審の基本部会を計2回(令和4年6月10日、12月8日)開催するとともに、9月30日及び11月20日付けで任期満了となる審査委員について、原子力規制委員会による任命を行い(令和4年度第8回原子力規制委員会(令和4年4月27日)で候補者を選出、令和4年度第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)で10月1日、11月21日付けで審査委員を任命することを決定)、原子力規制委員会の判断に対する客観的な助言を行う体制を整えた。(再掲)</li> <li>令和4年度第53回原子力規制委員会(令和4年11月22日)で、両会長との意見交換を踏まえ、炉安審・燃安審の調査審議事項の改正を決定し、11月29日付で原子力規制委員会から炉安審・燃安審会長への指示、12月13日付で炉安審・燃安審会長から各部会長への付託を行った。(再掲)</li> </ul>
ク	安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全性向上評価届出制度について、第14回CNO意見交換会(令和4年4月19日)において関西電力と意見交換を行うとともに、九州電力(4月11日)、関西電力(5月18日)、原子力エネルギー協議会(ATENA)(8月18日、9月15日)との面談を実施し、事業者からの提案をヒアリングした。第12回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月8日)で、四国電力の安全性向上評価届などの実施状況について聴取した。また、11月22日付で炉安審・燃安審の調査審議事項を改正し、安全性向上評価届出制度に係る改善提案を、炉安審・燃安審で調査審議し、令和5年度以降に原子力規制委員会で報告を受けることとなった。</li> <li>安全性向上評価に関するガイドの改正に向けて、令和3年度実施した面談を踏まえ、ガイド改正案の検討を進めた。現在、改正に向けて意見公募を実施中であり、令和4年度内にガイドの改訂を行う予定である。</li> </ul>
ケ	使用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核燃料物質の使用者が抱える懸案事項及び相談事項について、全事業者(約200事業者)を対象に令和4年度初めてアンケートを実施し、その内容を踏まえて、使用者の懸案事項等の解決に資するため、核燃料物質使用者との意見交換会を実施した。</li> <li>使用者からの質問等について適切に対応してきた。また、政令41条非該当使用者等の制度等に係る理解促進のための説明会を令和5年3月以降に予定している。</li> </ul>
コ	事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子炉等規制法に基づく法令報告事象(特定原子力施設を除く。)については、以下のとおり対応した。また、事故トラブル事象から得た教訓については、必要に応じ、他施設も含め適切に反映されているか事業者等の対応を確認している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年3月30日に発生した「高浜発電所3号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告については、関西電力からの報告書や原子力規制事務所が収集した情報を踏まえ、令和4年度第1回原子力規制委員会(令和4年4月6日)において原子炉等規制法に基づく法令報告事象への対応マニュアルの対応方針(以下「対応方針」という。)Bで対応する旨の報告を受け、その後、関西電力との面談や令和4年5月23日の公開会合等を通じて確認するとともに、第28回原子力規制委員会(令和4年8月17日)において、令和4年度第1四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。</li> <li>○令和4年7月8日に発生した「高浜発電所4号機の蒸気発生器伝熱管損傷」の法令報告についても上述と同様に、第23回原子力規制委員会(令和4年7月13日)において対応方針Bで対応する旨の報告を受け、令和4年度第53回及び第55回原子力規制委員会(令和4年11月22日及び令和4年11月30日)において、令和4年度第2四半期の原子力規制検査等の結果と合わせて法令報告事象の評価の報告を受けた。</li> <li>○令和3年10月12日の東芝マテリアルからの「核燃料物質使用施設における核燃料物質の管理区域外への漏えいについて」の法令報告(対応方針C)については、事業者等の原因究明、再発防止対策等が妥当である旨、令和4年度第12回原子力規制委員会(令和4年5月25日)で報告を受けた。</li> <li>○令和4年7月8日に日本原燃再処理施設で発生した「高レベル廃液ガラス固化建屋における供給液槽Bの安全冷却機能の一時喪失について」の法令報告につい</li> </ul> </li> </ul>



		ては、令和4年度第23回原子力規制委員会(令和4年7月13日)において対応方針Bで対応する旨の報告を受け、その後、事業者との面談や令和4年9月27日の公開会合を通じて確認を進め、令和4年度第45回原子力規制委員会(令和4年10月19日)において事業者の原因究明と再発防止対策に対する評価の報告を受け、その際に指示した時定数の短い事象に係るヒューマンエラー防止対策の確認状況について令和4年度第59回原子力規制委員会(令和4年12月21日)で報告を受けた。
--	--	---

施策名	(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第2章第2節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(① 最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)

- 実施した安全研究成果、学会活動への参加、国際会議への出席等により得られる最新知見を収集し分析する。(I)
- 国外で発生する自然事象に関しては、必要に応じて関係国機関等と協力して情報収集・分析を行う。また、国内の自然事象に関しては、政府機関、研究機関の委員会、学会等に参加し情報収集・分析を行う。それらの結果、最新知見と判断される場合は技術情報検討会において検討する。(I)
- 安全研究から得られる国内外の最新の科学的・技術的知見を審査検査等の規制業務に活用することを目的として、技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行う。(I)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	最新知見を収集し分析することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術連絡会において GIF を開催し、17 件の最新知見に関する議論を行うとともに、3 件の「要対応技術情報(案)」を抽出し、技術情報検討会にて検討した。</li> </ul>
イ	国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年12月までに発表された国内外の自然事象に関する新たな知見から、規制基準への影響や審査対応の要否を検討し、「技術基盤グループ最新知見等の反映プログラム」の情報シートとしてとりまとめ、技術情報検討会において従来を上回る16件のスクリーニング状況を検討し、そのうち3件について詳細を検討した。</li> <li>「高分解能な3次元地震波速度構造解析による始良カルデラ下のイメージング(為栗ら、火山、2022)」について、第53回技術情報検討会(令和4年5月26日)で検討し、本知見を事業者に周知することとした。</li> <li>「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案、NRA 技術報告(令和4年7月)」及びこれまでに公表した NRA 技術報告の成果を踏まえ「津波波圧評価に係る確認事項」を策定し、「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の改定に反映すべき知見かどうかを整理した。その内容について、技術基盤グループと地震・津波審査部門で意見交換を行い、第54回技術情報検討会(令和4年7月28日)にて検討した。また、その改定ガイド案に係る任意の意見募集を行い、第64回原子力規制委員会(令和5年1月18日)において決定し、同日に施行した。</li> <li>「確率論的津波ハザード解析における津波発生・伝播モデルの不確かさの影響(杉野ら、日本地震工学会論文集、2022)」について、第55回技術情報検討会(令和4年9月29日)で検討し、本知見を事業者に周知することとした。</li> <li>JpGU Meeting 2022、日本地質学会学術大会、山口大学地質講習会等へ参加し、地震・津波等に関する知見を収集し、新規規制基準適合性審査に関連する知見を整理してその内容を関係者へ共有した。</li> <li>審査経験を踏まえて抽出した今後必要となる知見等については、安全研究ニーズとして技術基盤グループに登録しており、それに基づき安全研究が進められている。その安全研究に係る中間報告や研究の取りまとめ方針について技術基盤グループと情報交換を行い、認識の共有化を図った。</li> <li>第11回火山部会(11月18日)において、①火山事象に関する知見等に係る情報を収集した結果、規制上の対応が不要であった原子力規制庁の対応、②事業者が実施した火山モニタリング結果(川内原子力発電所及び玄海原子力発電所(九州電力)、六ヶ所再処理施設および廃棄物管理施設(日本原燃))について有意な変化がないとした原子力規制庁の評価が妥当であることが確認され、この結果が第64回原子力規制委員会(令和5年1月18日)において報告された。</li> </ul>
ウ	技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制部等からの技術支援依頼53件について、技術基盤グループは依頼元と調整を行い、適切に情報提供(技術支援)を行った。</li> </ul>

(② 安全研究の積極的な実施)

- 「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和4年度以降の安全研究に向けて)」(令和3年7月14日原子力規制委員会)等に沿って安全研究を実施する。(I)
- 令和4年度に終了する安全研究プロジェクトについては、事後評価に向けて、年度内に安全研究成果報告の取りまとめを行う。また、新たに重要な成果が出たものは、随

- 時、速やかに論文等に取りまとめる。安全研究の公表促進活動として、JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行う。(I)
- 令和4年6月をめぐり令和3年度に終了した安全研究プロジェクトの事後評価を、令和5年1月をめぐり令和5年度に開始する安全研究プロジェクトの事前評価を行う。(I)
  - 規制上の課題を踏まえ、原子力規制部等と連携して今後推進すべき安全研究の分野について検討を行い、令和4年7月に令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定する。(I)
  - 二国間(NRC、IRSN 等)又は多国間の研究に関する国際活動(OECD/NEA/CSNI 等)に積極的に参加する。(I)
  - 研究職員の技術力向上にも資する共同研究を計画どおり推進するとともに、今後共同研究に参画する可能性のある若手研究者に向けて報告会を開催する。(I)
  - 令和4年度からの技術基盤グループの組織改編に合わせ、新たに実施する放射線防護研究を滞りなく開始するとともに、リスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化を行う。(II)

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。	A	「安全研究の基本方針」及び「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針」に基づき、21 件の安全研究プロジェクトの研究計画を定め遂行した。また、これらの研究計画について、令和4年7月に公表した。
イ	安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトについては、安全研究成果報告を取りまとめ、令和4年5月に公表した。また、令和4年度に終了する3件の安全研究プロジェクトについては、令和5年2月に安全研究成果報告案を作成した。</li> <li>新たに重要な成果が出た研究について、28 件の論文等に取りまとめ公表した。</li> <li>原子力規制委員会のHPをリニューアルして令和4年8月末に配信するとともに、原子力規制委員会のイントラネットの情報を更新し、積極的に安全研究の内容や成果物の情報発信を行った。</li> <li>JAEA 安全研究センターと企画・調整を進め、令和4年 11 月 22 日に JAEA 安全研究センターとの合同研究成果発表会を実施した。</li> </ul>
ウ	事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度に終了した3件の安全研究プロジェクトの事後評価及び1件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 17 回原子力規制委員会(令和4年6月 15 日)において了承した。</li> <li>令和5年度に開始する1件の安全研究プロジェクトの事前評価及び2件の安全研究プロジェクトの中間評価を実施し、令和4年度第 61 回原子力規制委員会(令和4年 12 月 28 日)において了承した。</li> </ul>
エ	令和 5 年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。	A	「今後推進すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年度第 21 回原子力規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)を策定した。
オ	研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。	A	IAEA や OECD/NEA 等で開催される専門家会合及び国際学会等に積極的に参加し、海外の専門家と種々のテーマについて議論を行うとともに、研究成果等の情報発信を行った。
カ	共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度から実施することが計画されていた共同研究7件を開始した。</li> <li>令和4年度に終了する共同研究を対象とした共同研究報告会については、共同研究終了後、令和5年度第1四半期中に共同研究報告会を開催すべく調整している。</li> </ul>
キ	放射線防護研究を計画どおり開始し、またリスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度から実施する具体的な研究課題を、「今後実施すべき安全研究の分野及びその実施方針(令和5年度以降の安全研究に向けて)」(令和4年度第 21 回原子力規制委員会(令和4年7月6日)にて了承)により決定したほか、放射線防護の研究の強化を図るため、特定任期付職員の受入に係る調整を実施するなど関係課と調整を行った。</li> </ul>

## (3) 規制基準の継続的改善)

- 電磁両立性に係る規制対応について、令和3年度に引き続き ATENA から意見を聴取し、制度改正の要否等についての検討を行う。(II)
- 令和4年度の、民間規格の技術評価の計画に基づき、技術評価に関する検討チームを設置し、検討チーム会合の議論を踏まえ、技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行う。(II)
- 最新知見の規制対応要否の検討に資するため、国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングする。(I)
- 技術情報検討会を定期的開催し、収集・分析した国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む)等について、規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要性のあるものは作業担当部署を定め、規制基準への反映状況等の進捗状況を確認する。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介する。(I)
- 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会へ報告し助言を受ける。このうち、自然ハザードに関する最新知見については、火山部会、地震・津波部会に報告し、規制上の対応の要否について助言を受ける。(I)
- 事故・トラブルから得た教訓を規制に反映させる必要性の有無を検討し、必要に応じて規制への反映を行う。(I)
- 実用発電用原子炉の新規制基準適合性審査の実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、令和4年度の計画に基づき改正作業を進める。(II)
- 「東京電力福島第一原子力発電所事故の調査・分析に係る中間取りまとめ」から得られた水素防護に関する知見の規制への反映に関して、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、規制上の対応を検討する。(II)
- 水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、知見の収集を進めるとともに規制上の対応を検討する。(II)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 電磁両立性に係る規制対応について下記のとおり対応した。</li> <li>• 第 21 回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合(令和4年9月 12 日)で、事業者等の意見を聴取した。</li> <li>• 第 55 回技術情報検討会(令和4年9月 29 日)において、上記意見聴取会合の結果を検討した。</li> </ul>
イ 技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。	B	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム」の第4回会合(令和4年 10 月 27 日)及び第5回会合(令和5年2月 21 日)を開催し、技術評価作業を進めているが改正までは至らなかった。</li> <li>• 「デジタル安全保護系に関する日本電気協会規格の技術評価に関する検討チーム」の第3回会合(令和4年4月 26 日)及び第4回会合(令和4年8月 25 日)を開催し、技術基準規則解釈の改正案及び技術評価書案を取りまとめ、意見公募を実施しているが、改正までは至らなかった。</li> <li>• 令和4年度第 51 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 16 日)において、設計・建設、材料及び溶接に係る日本機械学会の規格の技術評価の開始を了承し、令和5年2月2日に第1回検討チームを開催した。</li> </ul>
ウ 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国内外から収集した事故・トラブル及び海外における規制動向に係る情報について、180 件を収集、分析、1次スクリーニングを行い、その結果を技術情報検討会において検討した。</li> <li>• 2次スクリーニング、要対応技術情報、国際会議トピックス等の詳細調査分析を行い、技術情報検討会において、以下の7件について検討した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 安全注入系で見つかった応力腐食現象</li> <li>• 安全注入系で見つかった応力腐食現象-2</li> <li>• NRC 報告「ボーイング 737 MAX 8 事故から得た DIC 規制課題に関する予備的考察」</li> <li>• ボーイング 737 墜落_NRC の DIC 評価プロセスに向けた教訓</li> <li>• 原子力発電所における蓄電池の劣化に関する国際調査結果</li> <li>• 「原子力発電所の非常用電源システムの蓄電池の劣化加速」に関する詳細調査</li> <li>• 1相開放故障事象に対する国内原子力発電所等の対応に関する事業者との意見交換結果を踏まえた今後の対応について</li> </ul> </li> <li>• スクリーニング結果に関するワーキングを5回(令和4年5月 11 日、7月 15 日、9月 16 日、11 月 11 日、令和5年1月 13 日)実施し、技術基盤グループ及び原子力規制部の関係者と議論した。</li> <li>• IAEA 事象報告システムへ、以下の2件を登録した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• CRACKING INDICATION ON A PRESSURIZER SPRAY LINE WELD(令和4年4月 28 日)</li> <li>• WASTE BAG FIRE IN A LOW ACTIVITY GLOVE BOX(令和4年 12 月 23 日)</li> </ul> </li> <li>• 以下の国際会議へ参加し、情報収集・発信を行った。 <ul style="list-style-type: none"> <li>• FINAS-WGFCS 定例会合(令和4年9月 26~30 日)</li> <li>• IRS-WGOE 定例会合(令和4年 10 月 17~21 日)</li> <li>• IAEA 原子力発電所安全運転ピアレビュー(OSART)への参加(令和5年1月 23 日-2月9日)</li> </ul> </li> </ul>
エ 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 技術情報検討会を2か月に1回の頻度で開催(第 53 回~第 57 回)し、国内外の原子力施設の事故・トラブルに関する情報、最新の科学的・技術的知見(自然ハザードに関する知見を含む。)等のスクリーニング結果が適時、適切に検討し、これまでの規制基準への反映状況等の進捗状況を確認した。</li> <li>• 「防潮堤に作用する最大持続波圧評価式の提案」については、規制基準へ反映することとなり、令和4年度第 64 回原子力規制委員会(令和5年1月 18 日)において審査「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」を改正した。</li> <li>• ATENA との意見交換や技術情報検討会への参加を通じ、情報の把握や議論を行った。技術情報検討会の情報等については、部門内に随時展開し、審査に関連する情報を審査担当者間で前広に共有するための取組を行った。</li> <li>• 令和4年度は、技術情報検討会で報告された自然ハザードに関する情報について、</li> </ul>

オ	技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。	<p>地震・津波部会において8件、火山部会においては7件に関する情報及びこれらの情報について、規制上の対応が不要であると判断した原子力規制庁の対応の方向性について、委員から異論はなかった。</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第 53－56 回技術情報検討会の結果概要について、第 18 回原子力規制委員会(令和4年6月 22 日)、第 33 回(8月 31 日)、第 47 回(10月 26 日)及び第 59 回(12月 21 日)において報告を受けた。また、第 52 回技術情報検討会の結果を第 11 回原子炉安全基本部会・第5回核燃料安全基本部会(6月 10 日)に、第 53－55 回技術情報検討会の結果を第 12 回原子炉安全基本部会・第6回核燃料安全基本部会(12月 8 日)に対しても報告し助言を受けた。</li> <li>令和4 年度の実施計画のうち、「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」及び「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の改正案について、関係部署(企画基盤課、法務部門)と連携しながらの検討が行われ、第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月8日)で決定した。</li> <li>令和4年度は、技術情報検討会で報告された自然ハザードに関する情報について、地震・津波部会において8件、火山部会においては7件に関する情報及びこれらの情報について、規制上の対応が不要であると判断した原子力規制庁の対応の方向性について、委員から異論はなかった。(再掲)</li> </ul>
カ	事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下2件の要対応技術情報について、検討を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> <li>回路の故障が2次火災又は設備の損傷を誘発させる可能性について、米国NRC の規制情報を文献調査するとともに、原子力規制検査官を派遣し情報収集を行った。</li> <li>原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)について、米国KEMA 試験場での試験結果の解析を行い、結果を取りまとめている。</li> </ul> </li> <li>以下2件の被規制者向け情報通知文書を発出した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力発電所の火災時安全停止能力に関わる米国運転経験調査から得られた潜在的懸案事項(令和4年5月 11 日)</li> <li>原子力発電所における安全関連据置鉛蓄電池の寿命劣化に係る懸案事項(8月 31 日)</li> </ul> </li> <li>検査官会議、検査官勉強会に参加し、運転経験情報等を技術基盤グループと検査部門で共有した。</li> <li>原子力規制検査の運用を踏まえた原子炉等規制法第 62 条の3に基づく法令報告の改善について、令和3年度より継続検討となっている事項等に係る事業者ニーズを聴取するため、令和4年度下期に核燃料関係事業者及び ATENA とそれぞれ面談計 3回を実施するとともに、令和5年3月中旬に第5回原子炉等規制法に基づく法令報告の改善に係る公開会合の開催を予定している。これらの結果を踏まえ、今後の対応方針について整理・検討を進めている。</li> </ul>
キ	規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度第 15 回原子力規制委員会(令和4年6月8日)において、基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド等の一部改正について決定した。</li> <li>令和3年度実施計画に基づき改正案がまとまった2件について、令和4年度第 38 回原子力規制委員会(令和4年9月 14 日)にて、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則等の一部改正について決定した。</li> <li>令和4年度第 53 回原子力規制委員会(令和4年 11 月 22 日)において、令和4・5年度の実施計画を策定した。</li> </ul>
ク	水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができたか。	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度第 38 回原子力規制委員会(令和4年9月 14 日)において、水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方が決定された。当該考え方を踏まえ、令和4年度第 56 回原子力規制委員会(令和4年 12 月 7 日)において、上記考え方を踏まえた設置許可基準規則解釈等の一部改正案等を諮り、意見公募を実施し、令和4年度第 75 回原子力規制委員会(令和5年2月 22 日)で、当該意見公募の結果等を踏まえ、設置許可基準規則解釈等の改正を決定した。また、第3回事業者意見聴取会(令和4年 12 月 27 日)において、事業者等の水素防護対策に係るアクションプランの策定状況及び対策の取組状況等の聴取を行い、その結果を令和4年度第71回原子力規制委員会(令和5年2月8日)において報告した。</li> </ul>
ケ	水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して対応したため、水素防護以外の知見(ベント機能、減圧機能)に特段の進捗はなかった。</li> </ul>

施策名	(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行		評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第 2 章第 3 節/令和 4 年度原子力規制委員会年次報告第 2 章第 3 節)			
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの			
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査を着実に実施するとともに、引き続き、原子力規制検査に係る各種教育訓練、研修及び実運用での経験を積み重ねる。(II)</li> <li>実運用での経験を踏まえ、制度の改善を継続的に行う。(I)</li> <li>令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じる。(I)</li> </ul>				
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況		
ア 着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>検査グループにおいて、7月から9月にかけて計8回、課長補佐級を超えた職位の職員2名が、検査官証を携帯せず、検査のために事業所に立ち入っていたことが9月14日に判明し、令和4年度第39回原子力規制委員会(令和4年9月21日)で報告を受けた。検査官証の未発行及び不携帯により、目標である「原子炉等規制法の着実な施行」が達成されていない状況であったが、その後、順次再発防止策を推し進め、また10月25日にこれらの再発防止策の計画を決定した。令和4年度第62回原子力規制委員会(令和5年1月11日)において、長官官房政策立案参事官(総括マネジメント管理者)から、本事案及び原子力規制庁内の同様の要改善事項等に対する再発防止対策等について報告を受けた。</li> <li>管理職による検査現場視察を9事業所において実施し、さらに令和5年3月末までに2事業所において実施する予定である。</li> <li>原子力安全人材育成センターと連携しつつ、リフレッシュ研修の受講者調整、検査官資格維持のためのセミナー(検査官会議)の調整などを行った。また、令和4年度末の検査官資格取得予定者(計8名)について、研修課程の調整を行った。</li> <li>委託調査事業を活用しつつ、検査官の意識調査のためのアンケート内容の検討並びにアンケートの配布及び回収を行った。今年はアンケートの配布及び回収について委託先に任せず、既存のアプリケーションを用いて、効果的にアンケートの検討、試作、配布及び回収ができた。</li> <li>令和3年度から行っていた検査運用ガイド改正の議論を踏まえ、6月に検査運用ガイド及び検査実施要領を改正した。次回の改正に向け、運用上の課題等を収集した。</li> </ul>		
イ 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査の実施に当たり、原子力施設等における安全上のリスク情報等を踏まえて検査対象を選定した。また、美浜3号機の火災防護に係る不備の重要度評価において、リスク情報を活用し、フェーズ2詳細評価を行った。</li> <li>火災防護や緊急時訓練に係るチーム検査で特定した気付き事項について、リスク情報を活用しつつ適切にスクリーニングを行った。</li> <li>検査リソースの有効活用の観点で、長期停止プラントや廃止措置プラントなどのリスクの低い施設への放射線管理チーム検査について検査サンプル数や検査日程の低減を図った。</li> </ul>		
ウ 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>これまで実施してきた原子力規制検査における課題及びその対応について、令和4年度第23回及び第44回原子力規制委員会(令和4年7月13日及び10月12日)において報告を受けた。</li> <li>運用の継続的改善のため、外部有識者及び事業者との「検査制度に関する意見交換会合」を令和4年8月29日、11月30日及び令和5年3月中旬(予定)に開催し、原子力規制検査制度における事業者の取組、改善措置活動(CAP)の運用状況に加え、原子力規制検査に係る事業者からの要望について議論を行い、適宜改善を図っている。</li> <li>検査制度に関する意見交換会合において ATENA から要望のあった、チーム検査の際のスケジュールリングについては、ガイド改正案を作成し、意見交換会合で提示しつつ、改正作業を行っている。</li> </ul>		
エ 令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>許認可申請書の添付漏れ等の不備について、令和3年度第75回(令和4年3月30日)原子力規制委員会では報告を受けた内容を踏まえ、是正処置を開始し、是正処置に基づく改善活動について令和4年度第50回原子力規制委員会(令和4年11月9日)において報告を受けた。</li> <li>非該当使用施設について保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する説明書を求めないこととする規則等の改正案の意見公募の実施について、令和4年度内に原子力規制委員会に諮る予定としている。</li> <li>許認可申請書の添付漏れ等の再発防止のため、事業者に対して説明会を開催し、変更申請の記載要領等について周知を行った。</li> <li>同事象を踏まえて、部門内のプロセスを点検し、手続フローを一部修正し、令和4年</li> </ul>		

	4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。また、改定した安全審査業務執務要領に基づき業務を実施し、同様の事例の発生を防止した。
--	---

施策名	(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第2章第4節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第2章第4節)		
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

- 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図る。(I)
- 「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)及び各課・部門で策定した知識管理年度計画に従って、業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組む。(I)
- バックフィット制度について、「継続的な安全性向上に関する検討チーム」における検討を踏まえ、これまでのバックフィット事例の分析を通じ、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成する。(III)
- 審査・検査における合理性・客観性を向上させるため、リスク情報を活用する手法等の検討・準備を進め、可能な分野からリスク情報の活用を進める。(III)
- これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行う。(I)
- 廃止措置が安全・確実に進められること、また、進められていることを審査、検査等によって確認していく。(I)
- 東海再処理施設について、リスクの低減が早期に達成できるよう、廃液のガラス固化及び外的事象への防護を並行的に進めるため、必要な監視等を行う。(III)
- 中深度処分に係る審査ガイドの整備を行う。(II)
- IRRS の指摘等を踏まえ、廃止措置の終了確認基準に関する判断基準の整備を行う。(II)
- 閣議決定された特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、概要調査地区等の選定時に順次示すこととしている安全確保上少なくとも考慮されるべき事項について、調査の進捗に応じ、検討を進める。(III)
- 原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な連携を図り、3S のインターフェースを図る。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 審査進捗状況表については、設置許可基準規則等の条文ごとに審査の主要な論点やステータスを記載するとともに、四半期ごとに更新及び原子力規制委員会に報告が行われ、審査状況・課題の明確化に資した。なお、令和4年度下期から、本体施設及び特定重大事故等対処施設に加えて、その他の審査案件についても審査状況を取りまとめ、報告が行われた。</li> <li>• 外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。</li> <li>• 審査進捗状況表の様式を適時更新し、具体的な作業ステータスを示すことにより、原子力施設の審査状況について一層の明確化を図った。</li> <li>• JAEA の有する施設全体に係る審査の優先順位付けについて、JAEA 安全・核セキュリティ統括本部と定期的に面談を実施し、審査進捗等を確認した。</li> <li>• 申請案件が多い使用施設の審査において、早期に課題抽出を行うため、審査着手時に班内全体で申請書の読み合わせを行い、審査の論点を効率的に課題抽出する作業を行った。</li> <li>• 管理職、各班が参加するマネジメント会議を行い、各班における審査状況及び課題の明確化を図った。</li> <li>• 審査進捗状況表については、半期ごとに更新及び原子力規制委員会への報告を受け、審査状況・課題を明確化した。</li> <li>• 日本原燃再処理施設の設工認については、第1回申請の認可及び第2回申請に先立ち、令和4年12月21日に原子力規制委員会への報告を原子力規制庁から受け、審査の現状及び今後の予定を明確化した。</li> <li>• 外部からの審査状況に係る教示依頼に対して、当該資料を用いて対応することで、効率的かつ分かりやすい説明を行った。</li> <li>• 審査進捗状況表については、原子力規制委員会は、審査グループの各部門から共に報告を受け、自然ハザードに係る審査状況・課題について明確化に資した。なお、令和4年度第2四半期分の進捗報告から、許可基準規則解釈等の改正に伴う標準応答スペクトルの取り入れに係る審査案件についても、審査状況をとりまとめ、報告を受けた。</li> <li>• 令和4年度第37回原子力規制委員会(令和4年9月5日)の審議内容を踏まえ、論点等の明確化を図る、審査会合の開催頻度の改善など、審査の改善を進めている。</li> </ul>
イ 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和4年4月に「安全審査業務執務要領」を改定した。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 試験炉、研開炉、再処理、廃棄及び使用に係る審査業務の流れについて、令和5年3月の更新に向け、必要な作業を進める。</li> <li>• 原子炉等規制法等に定められている手続のうち、当部門が所掌する全ての手続を対象に、標準業務プロセス、チェックシートの整備を行い、運用を開始した。</li> <li>• 審査の知見を水平展開する目的で、設工認審査官研修に代わり、審査実例を題材とした勉強会の実施、審査書確認会議、審査官力量向上研修を実施し、職員を積極的に参加させた。</li> <li>• ウラン加工事業者との意見交換会を踏まえて、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。具体的には、許可申請書上の極少量の核燃料物質を扱う設備の位置づけ及びグレーデッドアプローチの適用方針について改訂を行った。現在、グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンから設工認の申請がなされ、改訂した審査業務の流れに従い、審査を実施している。(再掲)</li> <li>• 建築、土木、津波分野の耐震設計に係る新たな研修を令和5年2月～3月にかけて実施できるように準備を進めている。</li> </ul>
ウ	バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論を行い、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。	S <ul style="list-style-type: none"> <li>• 令和3年度第 64 回原子力規制委員会(令和4年2月9日)において、原子力規制庁からバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について諮られ、了承した。その後、令和4年度第 17 回原子力規制委員会(令和4年6月 15 日)において、文書のイメージ案について報告され討議を行った。さらに、令和4年度第 51 回原子力規制委員会(11 月 16 日)において、文書案について審議を行った。この議論を踏まえ、原子力規制庁において文書案が改めて策定され、令和4年度第 55 回原子力規制委員会(11 月 30 日)において、「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。</li> </ul>
エ	原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者のPRAモデルの適格性確認を行ったか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>• 高浜3・4号機及び川内1・2号機の PRA モデルの適切性確認結果を令和4年度第 26 回原子力規制委員会(令和4年7月 27 日)において報告を受けた。</li> <li>• 適切性確認で示された課題については、事業者適切に取り組むよう重ねて要請した結果、対応するとの回答を得た。</li> </ul>
オ	これまでグレーデッドアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデッドアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。	A <ul style="list-style-type: none"> <li>• 常陽の審査は、原子力規制委員会発足後初めてのナトリウム冷却型高速炉の審査に対するグレーデッドアプローチの適用であり、グレーデッドアプローチの観点から、ナトリウム冷却型高速炉と軽水炉の比較は困難なものナトリウム冷却型高速炉という施設の特徴を考慮し、原子力規制委員会における審議を踏まえつつ、審査会合にてまとめ資料の確認を行った。</li> <li>• 大洗廃棄物管理施設については、新規規制基準に適合した許可の一部(外部事象に対する設計方針)について、維持すべき安全機能を適正化した変更許可申請を受理し、審査を完了した。</li> <li>• 京都大学複合原子力科学研究所臨界実験装置及び原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の変更許可(承認)、大洗廃棄物管理施設及び高温工学試験研究炉(HTRR)、京都大学研究用原子炉(KUR)の設工認認可、並びに原子力科学研究所、原子力科学研究所埋設施設及び日本原燃埋設施設の保安規定変更認可の処分を行った。</li> <li>• 核燃料物質使用施設において、該当施設 11 件及び非該当施設 10 件の(変更)許可、保安規定認可 11 件の処分を行った。</li> <li>• 原子力規制委員会です承された「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」(令和2年6月 24 日原子力規制委員会了承)及び「試験研究用等原子炉施設及び核燃料施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査並びに使用前確認等の進め方について」(令和2年9月 30 日原子力規制委員会了承)等の審査方針に基づき審査を実施してきた。</li> <li>• 特に、再処理施設に係る設工認に関しては原子力規制庁からの指摘の理解不足、対応すべき事項のずれや不足が生じ、審査に時間を要していた。これらの改善のため、審査会合後のラップアップをはじめとした必要な面談を適宜行うことで、審査上の論点・指摘事項等について、事業者との認識の共有を図った。担当者間のみならず、指定職・安全規制管理官と役員との面談を適時行い、常に審査上の課題を共有し、審査プロセスの改善に努めた。これらを踏まえて、設工認の第1回申請を処分した。</li> </ul>

		<p>第2回申請は対象施設が膨大であることから、公開の審査会合において、審査を円滑に進めるために改善した日本原燃の体制等が十分機能するように取り組むことの重要性を指摘した。また、個々の設計及び工事について事業変更許可等の内容との対応も含めて理解を深めたうえで、的確に説明することの重要性を指摘した。当該指摘を踏まえた事業者の対応状況の確認を含め、第2回申請の審査を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ウラン加工事業者については、先行して行った三菱原子燃料及び原子燃料工業(熊取)の審査では、グレーデッドアプローチの適用が不十分であり、過剰な審査となった。これを踏まえ申請書の記載の考え方等に係る公開の意見交換会を行い、施設の特徴やリスクを総合的に考慮した記載内容とすよう共通認識を図るための議論を行った。当該結果を踏まえ、加工施設に係る適合性審査業務についてまとめた「核燃料物質加工施設に関する審査業務の流れについて」を令和4年7月に改訂し、HP公開を行った。これらを踏まえて、現在グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパンの設工認の審査を行っている。</li> <li>このほか、部門内においてはグレーデッドアプローチの考え方を学ぶために、安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会を実施するとともに、安全規制管理官が作成した課題に各自が取り組むことで継続的な能力向上に努めた。</li> </ul>
カ	廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>四国電力伊方発電所1号炉及び2号炉の海水ポンプの廃止に係る廃止措置変更認可等の処分を4件行った。</li> <li>新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画変更認可の処分を行った。</li> <li>高速増殖原型炉もんじゅの廃止措置計画について、令和4年6月に変更認可申請を受け、もんじゅ廃止措置安全監視チームにて議論を進め、論点を整理し、令和5年2月に処分を行った。</li> <li>廃止措置段階の試験炉の原子力科学研究所及び東京大学、新型転換炉原型炉ふげん及び高速増殖原型炉もんじゅの保安規定変更認可の処分を行った。</li> <li>非該当使用施設の廃止措置について、令和3年に制定された「令第41条非該当使用施設等の廃止措置計画の審査基準」に基づいた審査を行い、廃止措置が安全・確実に進められることを確認し、4件を処分した。</li> <li>もんじゅ、ふげん、福島第二原子力発電所、東海発電所等、廃止措置段階にある施設について、その施設のリスクを考慮し、安全上の重要度に応じた検査をもって状況確認を行った。</li> <li>ラジエ工業株式会社における廃止措置の終了については令和4年4月11日に申請を受理し、法定確認を行い、6月15日に確認証を発行した。</li> </ul>
キ	東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年12月に申請された東海再処理施設の工程洗浄及び令和4年6月に申請された新型転換炉原型炉ふげんの使用済燃料搬出に係る廃止措置計画変更認可は、東海再処理施設安全監視チーム会合において効率的に議論を進め、それぞれ令和4年5月、令和4年12月に処分を行った。</li> <li>東海再処理施設安全監視チーム会合を5回開催し、令和4年9月にガラス固化処理が運転停止されたことを受けて、その原因調査を含むガラス固化処理の処理状況の確認を行うとともに、ガラス固化処理、高レベル廃液に係るリスク低減が適切に行われるよう適切に監視をした。引き続き廃止措置を監視する。</li> <li>東海再処理施設の検査において、施設固有のリスクを考慮しつつ廃止措置の状況確認を行った。</li> </ul>
ク	中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中深度処分の廃棄物埋設地に関する審査ガイドを改正するとともに、ピット処分の審査経験を踏まえた浅地中処分の審査に関するガイドを新たに加え、「第二種廃棄物埋設の廃棄物埋設地に関する審査ガイド」として一つにまとめ、同ガイドを令和4年度第5回原子力規制委員会(令和4年4月20日)において制定した。</li> </ul>
ケ	廃止措置の終了確認基準に関して、必要な判断基準等を整備したか。	<p>—</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備した。</li> </ul>
コ	特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗に応じ、必要な検討を進めたか。	<p>S</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分に係る原子力規制委員会決定は前例がないものの、安全確保上少なくとも考慮すべき事項については、令和4年度上期において、原子力規制委員会で計5回にわたって議論を重ね、令和4年度第31回原子力規制委員会(令和4年8月24日)において決定した。考慮事項に係る検討結果について速やかに原子力規制委員会で議論するため、関係者との密なコミュニケーションが図られ、また、計画的かつ効</li> </ul>



		<p>率的な検討が進められた。その結果、当初の目標より前倒しで達成することができた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 考慮事項の策定にあたっては、最終処分が対象とする放射性廃棄物は、放射能が極めて高く、放射能の減衰に長期間を要する高レベル放射性廃棄物を安全に処分する場所の選定における考慮事項の策定は極めて困難なものであり、特に、原子力規制委員会に知見のない火山に関する考慮事項については、とりまとめが困難であったものの、火山の専門家からの意見聴取会合を開催し、我が国における火山の発生メカニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項としてとりまとめを行った。</li> </ul>
サ	<p>原子炉等規制法(核セキュリティ、保障措置関連を除く)について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。</p>	<p>A</p> <p>(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。</li> <li>• 柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更については、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携して事業者との面談を行い、同発電所で発生したセキュリティ事案を踏まえた対策の原子力安全への影響について、適切に確認した。</li> <li>• 当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。</li> </ul> <p>(S)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• Security 及び Safeguards に関する職員の理解が十分でないことが安全規制管理官の課す課題から見出された。このため、核燃料施設審査部門内における安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や核燃料施設審査部門と関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、核燃料施設審査部門と関係部署との連携の際には、核燃料施設審査部門が中心となって実務に当たった。</li> <li>• 引き続き、勉強会等を継続することで3S 等に係る知識の拡充に努めるとともに、得た知識を実際の審査の場面で使えるよう、担当管理職の指導のもと業務に当たる。</li> <li>• 原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項が核セキュリティ部門に伝達されており、その状況について、四半期ごとの検査官会議において情報共有する機会を都度設けている。</li> <li>• 上述の情報共有に加え、令和4年度から新たに事務所に配置される核物質防護対策官に対し、原子力安全に関する研修を行った。</li> </ul> <p>(B)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 3S に係る原子力規制庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側や保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。</li> <li>• 3S の干渉事例の収集について継続的に取り組んだ。</li> <li>• 3S について主たる事業者との連携を迅速に行えるよう、事業者の連絡窓口を照会・整理した。</li> <li>• 3S が更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を進めたが、具体的な改善策の特定まで至らなかった。</li> </ul>

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)		A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価				定性指標	定量指標
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施				A (S評価:1、A評価:9)	A評価:3
(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善				A (S評価:2、A評価:15、B評価:2)	—
(3)改正原子炉等規制法の着実な施行				A (A評価:4)	—
(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応				A (S評価:2、A評価:8)	—
評価・分析			次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)原子炉等規制法に係る規制の実施					
エ	S	電力会社経営層との意見交換を踏まえ、審査プロセスの改善に資するよう、「電力会社経営層との意見交換を踏まえた新規規制基準適合性に係る審査の進め方(令和4年9月7日原子力委員会了承)」をまとめ、その方針に基づき、審査を着実に進めた。これらのことからS評価とした。			
(2)安全研究の推進と規制基準の継続的改善					
①イ	S	国内外で発生する自然事象に関する情報収集・分析において、従来を上回る数のスクリーニング状況を技術情報検討会に報告したことに加えて、津波に係る研究により得られた新知見を「耐津波設計に係る設工認審査ガイド」の改定に反映したことは、施策目標を大きく超過した成果といえる。			
③イ	B	中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価については、会合開催に向けた準備を進めていたが、日本原子力学会の資料準備ができず会合の開催に事案を要したため、結果の取りまとめに至らなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「中深度処分対象廃棄物の放射能濃度決定方法に係る日本原子力学会標準の技術評価に関する検討チーム」における議論を取りまとめ、技術評価書の策定及び審査基準の制定を行う。</li> </ul>		
③ク	S	令和4年度第38回原子力規制委員会(令和4年9月14日)において、水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方が決定された。当該考え方を踏まえ、令和4年度第56回原子力規制委員会(令和4年12月7日)において、上記考え方を踏まえた設置許可基準規則解釈等の一部改正案等を諮り、意見公募を実施するとともに、第3回事業者意見聴取会(令和4年12月27日)において、事業者等の水素防護対策に係るアクションプランの策定状況及び対策の取組状況等の確認等を行った。	<ul style="list-style-type: none"> <li>水素防護に関する知見の規制上の取扱いの考え方を踏まえ、事業者等のアクションプランに基づく水素防護対策の取組を継続的に確認していく。</li> </ul>		
③ケ	B	水素防護以外の知見の規制への反映に関しては、原子力規制委員会の指示に基づき水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して対応したことから、特段の進捗がなかった。	<ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、水素防護に関する知見の規制への反映の検討を優先して進めつつ、水素防護以外の知見についても、優先度を考慮した上で、規制上の対応を検討する。</li> </ul>		
(4)規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応					
ウ	S	令和3年度第64回原子力規制委員会(令和4年2月9日)において、原子力規制庁からバックフィットに関する文書策定に向けた検討の進め方について諮られ、了承した。その後、令和4年度第17回原子力規制委員会(令和4年6月15日)において、文書のイメージ案について、が報告され、委員間で討議を行った。さらに、令和4年度第51回原子力規制委員会(令和4年11月16日)において、文書案について、が示され、審議を行った。この議論を踏まえ、原子力規制庁において文書案が改めて策定され、令和4年度第55回原子力規制委員会(令和4年11月30日)において、「バックフィットに係る基本的な考え方(案)」を決定するとともに、「バックフィットの検討プロセス」を了承した。以上のことからS評価とした。			
コ	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>最終処分に係る原子力規制委員会決定は前例がないものの、安全確保上少なくとも考慮すべき事項については、令和4年度上期において、原子力規制委員会で計5回にわたって議論を重ね、令和4年度第31回原子力規制委員会(令和4年8月24日)において決定した。考慮事項に係る検討結果について速やかに委員会で議論するため、関係者との密なコミュニケーションが図られ、また、計画的かつ効率的な検討が進められた。その結果、当初の目標より前倒しで達成することができた。</li> <li>考慮事項の策定にあたっては、最終処分が対象とする放射性廃棄物は、放射能が極めて高く、放射能の減衰に長期間を要する高レベル放射性廃棄物を安全に処分する場所の選定における考慮事項の策定は極めて困難なものであり、特に、原子力規制委員会に知見のない火山</li> </ul>			

		に関する考慮事項については、とりまとめが困難であったものの、火山の専門家からの意見聴取会を開催し、我が国における火山の発生メカニズム等に関する科学的・技術的知見の整理を行い、考慮事項としてとりまとめを行った。以上のことから S 評価とした。	
新規	—	高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用することを新たに中期目標に掲げた。	高経年化した発電用原子炉の安全性を引き続き厳格に確認することができるよう、必要な法令面での整備を行う等制度の具体化を図り、適切に運用する。また、新制度等について住民への分かりやすい説明に努める。
新規	—	開発・建設が検討されている新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討することを新たに中期目標に掲げた。	事業者から提案される新たな炉型について、その熟度に応じ、安全確保を図るために必要な規制基準の考え方を含め規制の在り方を検討する。

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

【評価実施時期 2023年2月】

## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
施策の概要	(1)核セキュリティ対策の推進 (2)保障措置の着実な実施 (3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)核セキュリティ対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>改正原子炉等規制法に基づく核物質防護に係る原子力規制検査について、円滑な立ち上げを図るとともに、核物質防護規定の審査及び当該検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。</li> <li>放射性同位元素等の防護規制について、着実な実施及び定着を図ることにより、規制対象の施設において、核セキュリティ上重大な事象を発生させない。</li> <li>国内外の動向等を踏まえ、核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。</li> </ul> <p>(2)保障措置の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日・IAEA 保障措置協定等を誠実に履行することにより、保障措置拡大結論を維持する。</li> <li>我が国の保障措置に係る取組を発信することにより、国際社会の信頼を獲得し、国際的な原子力の平和利用の確保に貢献する。</li> </ul> <p>(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全対策、核セキュリティ対策、保障措置は、それぞれが相互に干渉する可能性があることから、業務上のルール策定等に継続的に取り組む。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	3,769	4,484	4,334	4,415	
	補正予算(b)	▲2	▲3	0	1,354	
	繰越し等(c)	280	0	0	▲1,330	
	合計(a+b+c)	4,048	4,481	4,334	4,169	
	執行額(百万円)	3,978	4,417	4,212	4,049	

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(1) 核セキュリティ対策の推進	(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数) 〈アウトカム指標〉	—	—	0件	0件	0件	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。	A
		0件	0件	0件	0件	0件		

施策名	(1)核セキュリティ対策の推進		評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第1節)			
年度業務計画 (Plan)	I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの			
<p>・核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施する。(I)</p> <p>・原子力規制事務所への核物質防護対策官の配置を踏まえ、原子力規制事務所による日常的な現場の監視を定着させる。また、この定着を踏まえ、本庁チーム検査と効果的な連携を実施していく。(III)</p> <p>・放射性同位元素等規制法に基づく防護措置に係る検査、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習の監督等を通じて、放射性同位元素等の防護規制の着実な実施及び定着を図る。(I)</p> <p>・核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行う。(II)</p> <p>・実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。(II)</p> <p>・核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行う。(II)</p>				
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
ア	核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳格かつ適切に実施したか。	A	<p>(原子力規制検査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制検査については、規制事務所の検査官と緊密に連携を図り、概ね検査計画に沿って、令和5年2月末時点で104件(物理的防護:91件、サイバーセキュリティ:13件)実施した。検査結果については、令和3年度第4四半期において2件の検査指摘事項があった旨、第11回原子力規制委員会(令和4年5月18日)にて報告を受けた。令和4年度第1四半期の結果については、第30回原子力規制委員会(令和4年8月17日)にて、第2四半期の結果は第54回原子力規制委員会(令和4年11月22日)にて、第3四半期の結果は第76回原子力規制委員会(令和5年2月24日)にて報告を受けた。</li> <li>令和4年度第1四半期の検査のうち、中国電力島根原子力発電所に対する原子力規制検査において、出入管理に関する指摘をした(重要度:緑、深刻度:IV)。第2四半期には、東京電力柏崎刈羽原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東北電力女川原子力発電所に対して出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、東京電力福島第二原子力発電所に対して物理的防護に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃再処理事業所再処理施設に対して立入承認に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。第3四半期には、日本原子力発電敦賀発電所に対して立入承認及び出入管理に関する指摘(重要度:緑、深刻度:IV)、日本原燃濃縮・埋設事業所に対して核物質防護情報の管理に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)、日本原燃再処理事業所再処理施設に対して物理的防護に関する指摘(追加対応なし、深刻度:IV)をした。</li> <li>令和4年4月に採用し、約2ヶ月半の研修を経て各原子力規制事務所新たに配属された10名の核物質防護対策官は、平素から日常巡視等を行い、現場監視を進めているほか、当該活動で確認された現場の状況等が適切に本庁核セキュリティ部門に共有され、かかる情報が本庁によるチーム検査に活かされた。また、令和4年9月20日・21日、12月19日・20日及び令和5年3月6日・7日(予定)には、現地核物質防護対策官を含めた核物質防護対策官会議を開催し、現地での巡視状況等について情報交換を行った。</li> </ul> <p>(核物質防護規定の審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護規定等の変更認可申請について、令和4年度第1四半期に19件、第2四半期に13件、第3四半期に14件認可した。</li> <li>原子力施設の情報システムに係る妨害破壊行為等の脅威に係る核物質防護規定の変更認可申請の審査を適切かつ厳格に進めるため、組織的に審査を進められるよう班内の体制構築を行い、令和5年2月末現在、認可済のものが2件、治安機関への意見照会中のものが5件、審査中のもの14件であり、着実に審査を進めた。原子力施設の情報セキュリティ対策に係る審査基準(令和5年10月施行予定)の改正等を踏まえた核物質防護規定の変更認可申請実績はまだないが、審査で確認すべき内容の整理や運用については、面談等を通じて事業者に事実関係や準備状況を聴取しながら審査に向けて検討を進めた。</li> </ul>	
イ	検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。	A	<p>これまでの核物質防護規制の運用で明らかになった課題を整理して、その対応方針について原子力規制庁内で議論した。その後、事業者との意見交換会合を令和4年10月6日及び令和5年2月2日に開催し、課題をさらに洗い出して、優先して取り組むべき課題を抽出し改善策の検討を進めた。</p>	
ウ	原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。	A	<p>原子力規制事務所に常駐する検査官から共有された事業所における核物質防護措置に係る情報を、検査気付き事項の把握・確認に活かした。</p>	
エ	放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>防護措置に関する事業所からの届出・報告について適切に処理を行った。</li> <li>事業所に対して行う立入検査については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえつつ、必要な立入検査を適切に実施した。</li> </ul>	
オ	放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期講習のスケジュールや開催頻度、教材についての確認を行うとともに(特に教</li> </ul>	

	者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。		材については検査を通じて得た知見が反映されるよう調整・確認)、定期講習の実施結果についても報告を受け、適切に実施されたことを確認した。
カ	核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>国がどのように核物質の計量及び管理システム(NMAC(Nuclear Material Accounting and Control)システム)を実施すべきかについて述べたIAEA核セキュリティ・シリーズ文書(NSS25-G)及びIPPAS:NMACモジュールについての整理を行った。</li> <li>上記整理に基づき、加工事業者に対する現地調査を実施するとともに、IAEA主催の「内部脅威に対する予防及び防護措置に関する上級実務レベル研修コース」に参加し、情報収集を行った。</li> </ul>
キ	実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行ったか。	B	令和4年3月に改正された審査基準(令和5年10月施行予定)を踏まえ、必要なガイド等を作成するために、面談や原子力規制検査の際に事業者の防護措置の実施状況を確認したが、実施状況の確認及び検査で確認すべき事項の議論にとどまり、ガイドの作成には至らなかった。
ク	核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>核物質防護に係る要求水準の特定の在り方の検討に資するための調査結果を令和4年度第16回原子力規制委員会(令和4年6月8日)で報告を受けるとともに、事業者との情報共有や現場の実態把握を進め、令和4年度第27回原子力規制委員会(令和4年7月27日)で対応状況の中間報告を受けた。その後、現場実態の全容把握を進めその実態を踏まえた事業者の対応方針も示されたことから、令和4年度第76回原子力規制委員会(令和5年2月24日)で原子力規制庁の対応方針の報告を受けた。</li> <li>核物質防護に係る要求水準の特定の在り方について、事業者の改善計画の進捗状況について確認を進めていく。</li> </ul>

施策名	(2)保障措置の着実な実施	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第2節)	評価	
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA、関係機関等と適切に連携し、日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行する。(I)</li> <li>原子炉等規制法等の国内法令に基づき、指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行う。(I)</li> <li>我が国の保障措置に係る取組について、国際会議や国際トレーニング等を通じて国際的に発信する。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA 保障措置その他の国際約束及び原子炉等規制法等の国内法令について、IAEA、関係機関等と適切に連携し、誠実に履行した。この結果、IAEA が実施した令和3年の我が国における保障措置活動に関する報告(令和4年6月公表)において、国内の全ての核物質が平和的活動にとどまっているとの結論(拡大結論)を得た。</li> </ul>
		(S)	<p>&lt;パンデミックでの継続的な査察活動&gt;</p> <p>コロナ禍(第7波)において、指定機関である核物質管理センターにおいて複数のクラスターが発生したが、原子力規制庁の査察官が、核物質管理センターが行う予定であった保障措置検査に緊急で対応することで、事業者等への感染の拡大を防止しつつ、継続してIAEAによる保障措置活動に対応した。</p>
イ	指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定機関である核物質管理センターに対して、六ヶ所保障措置分析所(OSL)の品質マネジメントシステムの構築及び運用状況に関する立入検査を実施し、化学分析に係る課題の発見から改善に係る取り組みが行われていることを確認するとともに、引き続き製品及びサービスの設計・開発のプロセスの品質マニュアルへの反映等の状況を確認していくこととした。</li> </ul>
ウ	我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンライン会議で開催された欧州保障措置技術開発学会(ESARDA)(令和4年5月)、国際保障措置シンポジウム(令和4年10月)、アジア太平洋保障措置ネットワーク(APSN)(令和4年12月)等に参加し、我が国の保障措置に関する情報発信を行い、国際社会の理解促進を図った。</li> </ul>

施策名	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	評価	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第3章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第3章第3節)	評価	
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化について、これらの調和を図るとともに審査等及び検査等の業務を適切に行いつつ、適宜改善を図る。(I)</li> <li>原子力規制事務所による日常巡視等を通じた核物質防護上の気付き事項の把握が円滑になされるよう、本庁と原子力規制事務所との連携をより緊密なものとする。(II)</li> <li>核物質防護訓練のあり方に関する検討等により、セキュリティ事案発生時における原子力安全とのインターフェースの強化を図る。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況

<p>ア</p>	<p>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。 【原子力安全の達成状況の評価:A】</p> <p>【保障措置の達成状況の評価:A】</p> <p>【核セキュリティの達成状況の評価:A】</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"><li>核物質防護規定の変更に係る核セキュリティ部門からの照会に対して、原子力安全側の観点からその内容を確認し、漏れなく対応した。</li><li>柏崎刈羽原子力発電所の核物質防護規定の変更については、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携して事業者との面談を行い、同発電所で発生したセキュリティ事案を踏まえた対策の原子力安全への影響について、適切に確認した。</li><li>当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と実用炉審査部門が連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。</li></ul> <p>(S)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>Security 及び Safeguards に関する職員の理解が十分でないことが安全規制管理官の課す課題から見出された。このため、核燃料施設審査部門内における安全規制管理官主催の全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や核燃料施設審査部門と関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、核燃料施設審査と関係部署との連携の際には、核燃料施設審査部門が中心となって実務に当たった。</li><li>引き続き、勉強会等を継続することで3S 等に係る知識の拡充に努めるとともに、得た知識を実際の審査の場面で使えるよう、担当管理職の指導のもと業務に当たる。</li><li>原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項が核セキュリティ部門に伝達されており、その状況について、四半期ごとの検査官会議において情報共有する機会を都度設けている。</li><li>上述の情報共有に加え、令和4年度から新たに原子力規制事務所に配置される核物質防護対策官に対し、原子力安全に関する研修を行った。</li></ul> <p>(B)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>3S に係る庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側及び保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。</li><li>3S の干渉事例の収集について継続的に取り組んだ。</li><li>3S について主たる事業者との連携を迅速に行えるよう、事業者の連絡窓口を照会・整理した。</li><li>3S が更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課と調整を進めたが、具体的な改善策の特定まで至らなかった。</li><li>原子力安全、核セキュリティ及び保障措置に係る措置の調和に係る情報共有の仕組みに従って、他の措置に影響しうる保障措置上の問題点を関係者に共有した。具体的には、特重施設の補完的なアクセス実施方法及び申告方法に係る IAEA との協議に関して、保障措置室は、原子力規制部及び核セキュリティ部門と情報共有をしながらその方法を検討し、IAEA との協議結果をそれぞれに共有した。</li><li>3S の調和に関する情報共有の仕組みに従って、日々の業務(審査及び検査等)において、原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の相互影響の確認や情報共有等の運用を適切に行った。</li><li>核物質防護規定の変更認可申請に伴う原子力安全及び保障措置への影響評価を行い、核セキュリティ部門は関係課に確認した。</li><li>保障措置室から提供された柏崎刈羽原子力発電所における IAEA 査察情報を、柏崎刈羽原子力規制事務所及び柏崎刈羽原子力発電所追加検査チームに共有することにより、燃料移動に関する情報も、適切に把握した。</li><li>令和4年3月の審査基準の改正に関する事業者面談に、実用炉審査部門等と連携し、原子力安全の立場から発言してもらうなど3S の調和のための取組を実施した。</li></ul>
<p>イ</p>	<p>核セキュリティ部門以外の検査官に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施等、原子力規制事務所における核セキュリティへの理解をより深めることができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"><li>原子力規制事務所のセーフティ側の検査官等から、日常巡視等を通じて得られた事業所の核物質防護措置に関する情報が円滑に共有されるよう、令和5年2月末現在で17の原子力規制事務所に対して核物質防護に関する教育を実施した。</li></ul>
<p>ウ</p>	<p>核物質防護事案を模擬した訓練において、セーフティとの連携や情報連絡等の視点を取り入れたか。関係部署間で効果的な連携を図ることができたか。</p>	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"><li>核セキュリティ部門として、緊急事案対策室と連携し、「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」に参画するなど、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練に関して検討を進めた。令和4年11月30日に開催した同意見交換では、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練の課題について議論した。</li></ul>

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価	(1)核セキュリティ対策の推進		定性指標 A (A 評価:7、B 評価:1)	定量指標 A 評価:1
	(2)保障措置の着実な実施		A (A 評価:3)	—
	(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化		A (A 評価:3)	—
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(1)核セキュリティ対策の推進				
キ	B	令和4年3月に改正された審査基準(令和5年10月施行)を踏まえ、必要なガイド等を作成するために、面談や原子力規制検査の際に事業者の防護措置の実施状況を確認したが、実施状況の確認及び検査で確認すべき事項の議論にとどまり、ガイドの作成には至らなかった。	実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行う。	
(2)保障措置の着実な実施				
ア	(S)	コロナ禍(第7波)において、指定機関である核物質管理センターにおいて複数のクラスターが発生したが、原子力規制庁の査察官が、核物質管理センターが行う予定であった保障措置検査に緊急で対応することで、事業者等への感染の拡大を防止しつつ、継続してIAEAによる保障措置活動に対応した。		
(3)原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化				
(3) ア	S	・当初計画では想定していなかった情報システムセキュリティ対策に係る核物質防護規定の審査基準の改正(令和4年3月改正)に伴う対応について、核セキュリティ部門と連携し、核物質防護上の防護対象機器の選定の考え方を整理するなど事業者から申請予定の申請事項について面談で確認するなどにより対応を進めた。 ・部門内全職員参加の勉強会において、当該分野の知識向上に努め、3S相互影響の観点から、相互影響の確認に当たっての考え方や関係部署との連携のあり方等を整理した。これを踏まえ、関係部署との連携の際には、当部門(実用炉審査部門)が中心となって実務に当たった。		
(3) ア	B	・3Sに係る庁内の運用方針等を踏まえた審査及び検査の両面における影響の確認等における、原子力安全側からの核セキュリティ側、保障措置側への情報共有について情報共有の実施状況を確認したところ、当該運用の再整理が必要であることが判明した。 ・3Sが更に意味のある仕組みとして機能するよう、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を進めたが、具体的な改善策の特定まで至らなかった。	・3Sが更に意味のある仕組みとして機能するよう、引き続き、実効的な情報収集体制の構築に向けた関係課との調整を続ける。	

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	



## 令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
施策の概要	(1)廃炉に向けた取組の監視 (2)事故の分析 (3)放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1)廃炉に向けた取組の監視</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の審査及び施設の検査を厳正かつ適切に行うとともに、規制当局として東京電力を指導して中期的・計画的にリスク低減を促進する。</li> </ul> <p>(2)事故の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故の分析を継続的に実施し、得られた知見を規制に反映させるとともに、海外にも積極的に発信し国際的な原子力の安全性向上に貢献する。</li> <li>関係機関と積極的に連絡・調整を行い、廃炉作業と事故分析のための調査の整合を図る。</li> </ul> <p>(3)放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事故後の対応として、総合モニタリング計画に基づく福島県を中心とする陸域・海域の放射線モニタリングを着実に実施し、国内外に分かりやすく情報提供する。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
状況 (百万円)	当初予算(a)	6,840	7,153	7,050	7,251	
	補正予算(b)	0	129	672	662	
	繰越し等(c)	437	▲183	▲384	85	
	合計(a+b+c)	7,277	7,099	7,339	7,998	
	執行額(百万円)	6,570	6,461	6,338	7,226	

## ■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(2)事故の分析	事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)	—	—	5回	5回	6回	着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。	A
		—	3回	8回	9回	7回		
(2)事故の分析	国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)	—	—	—	3回	6回	令和2年度に取りまとめた中間取りまとめについて、国内外に発信するため。	A
		—	—	—	12回	10回		

施策名	(1)廃炉に向けた取組の監視		評価
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第1節)		
年度業務計画 (Plan)	I:既定の方針に基づき確実に実施するもの II:改善事項等一定の新規性のあるもの III:新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<p>・中期的リスクの低減目標マップに示した一つ一つの事項が早期に達成されるよう規制当局として取り組む。これまでの進捗を踏まえつつ、重点的な取組が求められると特定されたリスクが着実に低減されるよう、東京電力の廃炉の実施状況を監視するとともに、必要な助言等を行う。(I)</p> <p>・東京電力から提出される実施計画の変更認可申請について、審査を厳正かつ着実に実施する。また、関連部署との調整及び原子力事業者からの情報収集を滞りなく行うとともに、実施計画の遵守状況について厳正かつ適切な検査等を実施する。(I)</p> <p>・実施計画の記載事項の見直し方針を踏まえて、実施計画に記載すべき事項について文書化する。(II)</p>			
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況	
<p>ア 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。</p> <p>特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年4月1日から令和5年2月28日までに、特定原子力施設監視・評価検討会を予定どおり7回開催し、中期的リスクの低減目標マップに示された事項に対する東京電力の取組の監視・指導を行った。なお、開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策のため、オンライン会議システムを活用した。また、検討会の最後には、当該会合の中で合意した事項、指摘した事項等をまとめた資料を作成し、その場で出席者間に共有して認識の共有を図る運用を開始した。</li> <li>令和4年度内の主要な目標については、ALPS スラリー安定化処理設備設置工事開始、タンク内未処理水処理手法決定、1号機格納容器内部調査など16項目について、特定原子力施設監視・評価検討会、面談等を通じて進捗状況、今後の計画などの確認を行い、必要な指摘を行った。</li> <li>中期的リスクの低減目標マップについて、固形状の放射性物質に関する事項について目標から遅れている事項が多く、今後の廃炉を安全かつ着実に進める上で障害となりかねないことから、固形状の放射性物質を、より優先的な目標と位置付けて中期的リスクの低減目標マップの改定作業を進めている。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合の設置により、特定原子力施設監視・評価検討会においては、より一層、中期的リスクの低減目標マップの主要な目標の進捗状況に注力して監視・指導を行っていく。特に固形状の放射性物質に関する取組については、目標から遅れているものが多い現状を鑑み、今後、東京電力が重点的に取り組むべき事項として監視・指導を行っていく。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所における分析体制の確保に向けた国側の見解について聴取する。</li> </ul>	
<p>イ 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。</p>	A	<p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の変更認可申請について、10件の認可を行い、着実に実施計画の審査を進めることができた。(令和4年4月1日時点での審査中件数は14件、7件新規で申請を受理し、10件認可、1件取下したため、令和5年2月28日時点の審査中件数は10件)。</li> </ul> <p>(S) 【ALPS 処理水の海洋放出に関する審査・レビュー対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ALPS 処理水の海洋放出関連設備の設置等に関する実施計画の変更認可申請については、審査書案を取りまとめた後、パブリックコメントを経て7月に認可した。当該変更認可申請については、管理職も含め、審査担当全員で集中的に取り組む、迅速な審査を行った。</li> <li>令和4年11月に受理したALPS 処理水の海洋放出時の運用等に関する実施計画の変更認可申請については、計5回の公開会合の場で審査を行い、令和5年2月に審査書案を取りまとめた。</li> <li>令和5年1月に第2回目のALPS 処理水の海洋放出に関するIAEA 規制レビューを受け、実施計画変更認可申請の審査・確認及び実施計画検査のプロセスと内容について、原子力規制委員会における取組を説明した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査が長期化している案件について、長期化の要因を特定した上で、新たに設置される実施計画の審査等の技術的な課題を議論する場を活用し、より柔軟な規制を実施することで審査を進める。</li> </ul> <p>【評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>検査等業務を円滑に実施するために、部門内及び他部署との調整並びに事業者からの情報収集を滞りなく実施するとともに、業務の実施状況を把握し、資源の有効活用を図った。</li> <li>特に実施計画の審査のための事業者との面談や審査等を担当する課室の打合せに検査担当部門も参画し、検査に必要な状況の把握や情報共有を行い、得られた情報を検査実施要領書に反映することにより業務の円滑化を図り、検査に当</li> </ul>	

		<p>たつては、事業者が実施する検査の状況を厳正に確認するとともに、要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年7月22日に認可したALPS処理水に係る実施計画について、検査担当部門においても審査会合の視聴及び審査面談への参画により、情報収集を図った。また、ALPS処理水の取扱いに関する工事について、令和4年11月18日に使用前検査申請書2件を受理。検査項目や検査計画を検討の上、使用前検査要領書を制定し、令和5年1月16日より要領書に基づき厳正かつ適切に検査を実施した。新型コロナウイルス感染症対応として、事業者との検査工程の調整を密に行うことにより、全国的な感染症の蔓延状況においても、検査等業務に概ね支障はなかった。</li> <li>令和5年2月末時点で、検査における気づき事項は確認されなかった。</li> <li>使用前検査及び溶接検査の終了証交付については、検査終了後、効率的な事務運営を図ることにより、標準処理期間内に処理を行った。</li> <li>検査に係る面談録並びに検査申請受付及び検査結果は、速やかにHPIに公開した。</li> <li>検査官が計画した教育訓練・研修は、検査計画を調整するなどして受講することができた。</li> <li>令和5年度の施設定期検査に、バウンダリ機能の劣化に着目した検査を取り入れる旨、検討し令和4年7月25日の特定原子力施設監視・評価検討会に報告し、引き続きバウンダリ機能の維持について効果的な検査を行えるよう検討を進めている。</li> </ul>
ウ	実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。	<p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>審査を要しない記載変更等については、その処理を合理化する運用を既に開始している。</li> <li>合理的な審査に向けて、撤去工事に係る申請の要否及び放射性物質を内包する容器等を取り扱う際の落下防止措置等の審査方針について整理し、文書化した。</li> </ul> <p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実施計画の記載事項の見直しについては、審査において確認すべき点と併せて、順次「措置を講ずべき事項」に基づいて整理しているところ。引き続き、特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合等を通じて検討を行う。</li> </ul>

施策名	(2)事故の分析	評	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第2節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第2節)	価	
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<p>・令和2年度に取りまとめた事故分析に係る中間取りまとめや、廃炉の進捗等を踏まえ、令和3年度に方針決定した今後の事故分析の進め方に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進め、事故調査・分析の検討内容について報告書に取りまとめる。(II)</p> <p>・事故調査・分析の検討内容について、積極的に国内外に発信する。(I)</p> <p>・東京電力福島第一原子力発電所廃炉及び事故分析に係る連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、事故分析及び廃炉の円滑な進捗に資する。(II)</p>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を7回実施し、1号機原子炉格納容器の内部調査におけるペDESTALの損傷等の検討を行うとともに、現地調査の実施状況等を踏まえた今後の検討の方向性等に関する議論を行った。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所等にて19回現地調査を実施し、ガンマカメラによる測定等を実施した。</li> </ul>
イ	積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年3月の中間取りまとめ及び事故調査・分析の検討内容については、会議等を通じて国内外に10回発信し、会議参加者と多様な議論を行った。</li> </ul>
ウ	JAEAとの協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の調査・分析で得られたデータ等のデータベース化のため、広報室が進めているN-ADRES更改(第2次公開情報管理システム「次期N-ADRES」の開発)作業に協力し、データベース化を行うデータの種類や量、年度毎の追加データの情報などシステムの仕様の検討に必要な情報について、広報室等と共有した。</li> </ul>
エ	連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所廃炉・事故調査に係る連絡・調整会議を2回実施し、今後の調査・分析事項等について、関係者間で共有を図るとともに、調査・分析によって得られたデータの共有等について議論を行った。</li> </ul>

施策名	(3)放射線モニタリングの実施	評	A
施策の実績(実績の年次報告への記載箇所)(Do)	(3.11 報告第4章第3節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第4章第3節)	価	
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
<p>・総合モニタリング計画に基づく福島県を始めとした陸域・海域の環境放射線モニタリングを確実に実施し、その結果を国内外に分かりやすく遅滞なく公表する。(I)</p>			

	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。	A	• モニタリング結果については随時公表し、解析・評価を行い、「環境モニタリング結果の解析について」として第3四半期分までホームページに公表した。
イ	福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。	A	• 福島県を中心に整備したモニタリングポストについて、全台点検・校正を完了し、故障等が発生したモニタリングポストについて、修理等迅速な対応を実施した。 • モニタリングポストの全面更新及び通信方式の変更(FOMA→LTE)を計画的に実施中。

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価		(1) 廃炉に向けた取組の監視	定性指標	定量指標
		(2) 事故の分析	A (A 評価:3)	
		(3) 放射線モニタリングの実施	A (S 評価:1、A 評価:3)	A 評価:2
		評価・分析	次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)	
(1) 廃炉に向けた取組の監視				
(2) 事故の分析				
ア	S	未解明である事項の検討を進めるに当たり、何度も現地調査を行って着実に現場情報やデータを積み重ねるとともに、多様な外部有識者との意見交換を実施し、取得したデータの解析等を丁寧に行った結果、令和3年から令和4年までの調査・分析内容を取りまとめることができた。		
(3) 放射線モニタリングの実施				

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

令和4年度原子力規制委員会業務計画の達成状況の評価及び次年度の取組の方向性(政策評価書)

施策名	5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	原子力規制委員会設置法 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
施策の概要	(1) 放射線防護対策の推進 (2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (4) 危機管理体制の整備・運用 (5) 放射線モニタリングの実施	目標設定の考え方・根拠	原子力規制委員会設置法 原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議 経済財政運営と改革の基本方針 2021			
達成すべき目標(アウトカム)	<p>(1) 放射線防護対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>IAEA、国際放射線防護委員会(ICRP)等の最新の基準、安全研究の成果、放射線審議会の意見具申等を踏まえ、それらの知見の法令等への取り入れを進める。</li> <li>岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方について検討する。</li> </ul> <p>(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法定の審査及び検査を厳正かつ適切に実施することにより、規制対象の施設において、安全上重大な事象を発生させない。(放射性同位元素等規制法に関する核セキュリティに係る目標は3.を参照)</li> <li>国内外の最新知見を収集し、安全上重要なものを、適時、規制基準に反映する。また、グレーデッドアプローチの積極的な適用などにより、規制体系とその運用を継続的に改善する。</li> </ul> <p>(3) 原子力災害対策指針の継続的改善</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓、日頃の防災訓練における反省点、最新の知見等を踏まえ、原子力災害対策指針を継続的に改善するとともに、内閣府(原子力防災担当)等と連携して、それらのマニュアル類等への反映を図る。</li> </ul> <p>(4) 危機管理体制の整備・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会の危機管理体制について、緊急時に対応する職員を適切に配置するなど即応態勢を維持するとともに、関連するマニュアル、通信ネットワーク等の設備を整備・運用する。複合災害、シビアアクシデントを含む様々なシナリオによる防災訓練を企画・立案・実施し、地方公共団体主催の訓練に積極的に参加することにより、緊急時対応能力の維持・向上に努める。また、IRRSの指摘を踏まえ、放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を関係省庁と連携して実施し、輸送に係る緊急時対応能力の向上に努める。</li> <li>原子力災害対策特別措置法に基づく事業者防災訓練の実施に加え、審査において想定していた事故シナリオにとらわれない多様な事故シナリオによる対応訓練の実施等により、事業者の緊急時対応能力の維持・向上を促す。</li> <li>原子力災害時の医療体制の一層の強化を図る。</li> </ul> <p>(5) 放射線モニタリングの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>環境中の放射線及び放射性物質の水準を監視するとともに、関係者と連携して測定結果に関する情報提供を行う。</li> <li>緊急時モニタリングに係る訓練等を通じて、立地地域の緊急時モニタリング体制の強化を図る。</li> </ul>					
政策体系上の位置付け	原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること					
施策の予算額・執行額等	区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15,846	15,808	15,695	16,832	
	補正予算(b)	4,608	3,527	5,015	3,436	
	繰越し等(c)	▲2,259	▲945	694	1,161	
	合計(a+b+c)	18,195	18,391	21,404	21,429	
	執行額(百万円)	16,595	16,950	19,999	18,840	

■各施策の進捗等の評価

施策名	定量指標	年度ごとの目標値					測定指標の選定理由、評価の視点 (水準・目標年度の設定の根拠)	評価
		年度ごとの実績値						
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度		
(4) 危機管理体制の整備・運用	危機管理体制の整備・運用(緊急時対応業務に従事する職員の緊急時対応業務に従事する割合が、業務全体の5%以上)			5%	5%	5%	「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。	A
				8%	5%	5%		
(4) 危機管理体制の整備・運用	危機管理体制の整備・運用(原子力事業者防災訓練の確認)	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告することが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があるため、令和4年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とする。	A
		39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所		
		39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所	39事業所 / 39事業所		

(5) 放射線モニタリングの実施	放射線モニタリングの実施(全都道府県環境放射能水準調査結果の公表)	365 日 分	365 日 分	365 日 分	365 日 分	365 日 分	原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県環境放射能水準調査の結果を 365 日分遅滞なく公表することを目標値とする。	A
		365 日 分	366 日 分	365 日 分	365 日 分	365 日 分		

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(1) 放射線防護対策の推進 (3.11 報告第5章第1節/令和4年度原子力規制委員会年次報告第5章第1節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(1) 放射線防護対策の推進			
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制庁は、放射線審議会の事務局として、放射線審議会の議論・指摘を踏まえ、新しいICRP 勧告の反映等に係る審議の調整を行う。また、関係省庁との連携を適切に行うため、関係省庁連絡会等を利用して審議状況や結果等を適宜共有する。(I)</li> <li>放射線審議会の審議結果を踏まえて、岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方についての検討を進める。(III)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。	A	放射線審議会総会を開催し、調査審議の取りまとめに貢献するとともに、放射線審議会関係省庁連絡会を開催し、関係省庁との情報共有を適切に行った。
イ	岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めたか。	A	岩石等に含まれる天然の放射性核種のうち濃度の高いものからの放射線防護の在り方については、放射線審議会総会において、今後の議論すべき事項及びスケジュール案を提示し審議に資するとともに、国際動向、諸外国の防護体系及び国内の知見の収集を行い、放射線審議会に報告した。また、現時点で放射能濃度等のデータ集積が十分でないと考えられるレアアース・レアメタル等の物質に関する調査を目的とした委託事業を締結し、追加の濃度調査及び線量調査を取りまとめ、放射線審議会へ報告するとともに議論の方向性に係る事項(追加的な調査の必要性等)について審議されるよう調整する見込み。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善 (年次報告第5章第2節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善			
<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施する。(I)</li> <li>審査ガイド等の整備を着実に進めることにより、RIに関する規制体系とその運用を継続的に改善する。(I)</li> <li>IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、引き続き必要な対策を進める。なお、厚生労働省との連携については、厚生労働省の担当部署との間で文書化を行った上で、各々の規制現場における気付き事項等の共有を令和4年度から開始する。(II)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。	A	審査を要する許認可等申請について、管理表を用いて審査状況の進捗管理及びそれを踏まえた審査官の負担平準化を行う等により、審査を適切に実施した。
イ	ガイド整備を着実に進めたか。	A	令和4年10月末に審査及び立入検査の際の確認の視点等をとりまとめたガイド案等について、令和4年度第48回原子力規制委員会(令和4年11月2日)に諮り、意見公募を実施した。意見公募の結果を踏まえ、本年度中に「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等への適合性確認に係る審査ガイド(仮称)」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド(仮称)」を策定する予定である。
ウ	IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実施できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質の輸送に関する容器承認書の記載内容関連付け、容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れを記載したガイダンスについて、令和4年6月21日に策定した他、上記のとおり、ガイドの策定に向けた検討を進めた。</li> <li>厚生労働省との連携については、規制現場における気付き事項等の共有等を定期的に行った。また、令和4年10月16日に発生したウィズソルにおける計画外被ばくについては、随時厚生労働省に情報共有し、立入検査の同行を打診するなど、所要の連携を実施した。</li> <li>令和4年度中に「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等への適合性確認に係る審査ガイド(仮称)」及び「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド(仮称)」を策定することにより、IRRS フォローアップミッションの指摘等については全ての対応を完了する見込である。</li> </ul>

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(3) 原子力災害対策指針の継続的改善 (年次報告第5章第3節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善			
<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策指針に関する各種の課題について検討を進め、必要に応じて指針又は関連文書の充実を図る。(I)</li> <li>原子力災害時の防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行う。(I)</li> <li>原子力災害対策指針の甲状腺被ばく線量モニタリングに関する改正に伴い、技術的解説・運用に係る事項を整理し、実施マニュアルを作成する。(III)</li> <li>「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行う。(II)</li> </ul>			

<p>・モニタリングの技術的事項について、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングに係る原子力災害対策指針補足参考資料の改訂等を適切かつ遅滞なく行う。(I)</p> <p>・令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討するEAL会合を立ち上げ、同会合での議論を通じてEAL見直し案を策定する。(I)</p>		
定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。	A	・原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行い、今後の課題を整理した。
イ 防災業務関係者の防護措置について、原子力災害対策指針の改正を行ったか。	A	・防災業務関係者の放射線防護対策の充実等について検討を行い、第21回原子力規制委員会(令和4年7月6日)において、原子力災害対策指針を一部改正した。
ウ 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。	A	・令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原子力防災担当との連名で甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアル制定案を作成した。その後、当初予定よりも丁寧なプロセスを踏む観点から、内閣府原子力防災担当とともに道府県への説明会及び意見照会を実施した上で、第67回原子力規制委員会(令和5年2月15日)において同制定案に対する意見公募の実施について了承した。今後意見公募の結果を踏まえ、早急に策定する見込み。
エ 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。	A	・令和4年4月6日の原子力災害対策指針の改正を踏まえ、原子力規制庁と内閣府原子力防災担当との連名でマニュアル制定案を作成し、意見公募等の実施を経て、第41回原子力規制委員会(令和4年9月28日)において、同マニュアルの制定を了承した。
オ モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。	A	・令和4年6月に放射能測定法シリーズ No36 大気中放射性物質測定法を新規に策定した。 ・「緊急時における放射性ヨウ素測定法」及び「トリチウム分析法」については、改訂案を作成のうえ環境放射線モニタリング技術検討チームにおいて検討を行った。
カ EAL 会合を立ち上げ、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。	A	・令和4年度第14回原子力規制委員会(令和4年6月1日)において報告を受けたBWRの特定重大事故等対処施設を踏まえたEALの見直しの進め方に従い、令和4年6月21日、11月14日及び令和5年2月6日に第8回、第9回及び第10回EAL会合を開催し、BWRのEALの見直しの今後の進め方及びEALの改正案について議論した。また、令和5年3月下旬に第11回EAL会合の開催を予定している。
キ EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。	A	・EAL 会合での検討結果を踏まえて、令和4年度末を目途に原子力災害対策指針及び関連規則の改正案を作成することとしている。

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(4) 危機管理体制の整備・運用 (年次報告第5章第4節)	評価	A
年度業務計画 (Plan)	I: 既定の方針に基づき確実に実施するもの II: 改善事項等一定の新規性のあるもの III: 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		

(4) 危機管理体制の整備・運用

- ・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請等、令和5年度からのシステム更改に向けた準備を確実に実施する。(I)
- ・緊急時対策支援システムについて、現行システムを適切に維持・管理するとともに、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良を進める。また、令和6年度のシステム更改にむけた準備を確実に実施する。(I)
- ・事故事象の進展が遅い場合に想定され得る防護措置の継続・切替え・解除等、緊急時に判断が求められるオフサイト対応の課題について検討を継続する。(III)
- ・放射線モニタリング情報共有・公表システムの適切な運用ができるよう、必要な調整等を実施していく。(I)
- ・緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、令和3年度に引き続き、各機能班に共通する訓練・研修を示すとともに、各機能班要員に自身が参加する訓練・研修を明確化させる。管理職員は、緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等の必要なマネジメントを行う。(I)
- ・オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に係る問題意識を明確にし、これに対応した訓練を実施する。(II)
- ・オフサイト系の対応について、あらかじめ整理した設問に関する高度な意思決定能力を養成するための訓練を実施する。(II)
- ・緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等の整備・見直しを行う。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を踏まえ、必要な改善を図る。(I)
- ・原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進める。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度の原子力事業者防災訓練の実施・評価を行う。(I)
- ・原子力事業所における応急対策及びその支援に関する関係省庁、原子力事業者等との連携を図るため、原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を開催する。(I)
- ・原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を引き続き進めるとともに、原子力災害時の医療体制で必要となるマニュアルについて、所要の改正等を図る。(I)

定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。	A	・次期(第4次)統合原子力防災ネットワークシステムの仕様書案に係る意見招請を実施し、同システムの要件定義の策定が完了した。令和5年度からのシステム更改に向けた準備を着実に進めている。
イ 緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせてシステムの機能改良ができたか。また、令和6年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。	A	・緊急時対策支援システムの維持・管理業務を適切に実施している。 ・システムの機能改良業務を遅滞なく実施している。 ・令和6年度のシステム更改に向けての準備として、企画策定業務を実施している。



ウ	緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイト担当部局における緊急時対応技術マニュアル策定業務の派生により、オフサイトにおける課題の検討のための、原子力規制委員会委員、幹部、庁内外関係者のニーズや懸念事項を把握するための一連の会合及び関連する意思決定訓練に参画し、検討に寄与した。</li> </ul>
エ	放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、正常稼働状態を維持するため、保守運用を行った。システム稼働状況についても月単位で把握し、必要に応じてシステム設定変更等を実施した。また、利便性向上や改修すべき機能について整理を行い、改修を実施した。</li> </ul>
オ	緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年度の機能班別訓練において、共通訓練・研修計画を説明し、各機能班に示した。</li> </ul>
カ	各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価(業績評価)の業務目標において、各自が参加する訓練・研修を明確化し、各機能班要員は訓練・研修参加計画を提出した。</li> </ul>
キ	緊急時対応業務に関する業務目標の設定(業務全体の5%)及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対応業務を業務全体の5%と目標設定するとともに、各要員に対して各種訓練・研修の実施日等の案内を行い、訓練参加を促し訓練に積極的に参加させた。訓練参加後は参加実績を自己評価させた上で上期において人事評価を行う等、必要なマネジメントを行った。</li> </ul>
ク	オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に一度程度実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンサイトとオフサイト間の組織的連携を強化させるための訓練として、事業者防災訓練との接続訓練を年度当初から企画検討を行い、令和5年2月に柏崎刈羽原子力発電所及び玄海原子力発電所で実施した。また、本府活用の実効性確認のための官邸での図上訓練を令和4年6月に実施し、原子力災害発生時の対応状況を確認した。さらに、令和4年5月及び6月に初動対応訓練や8月、10月及び11月に総合防災訓練(プレプレ訓練及びプレ訓練含む)を通じて連携の確認を行った。</li> <li>その他、原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を6月及び10月に実施し、オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化を図った。また、令和5年3月下旬に原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を予定している。</li> </ul>
ケ	あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制委員会委員・幹部に対する机上訓練を令和4年度当初から企画検討を行い、令和4年6月、10月及び令和5年2月に実施した。11月に総合防災訓練を行い、オフサイト系の対応の意思決定能力を醸成するとともに、当該訓練実施により抽出した課題に対して、ERCオフサイト機能班及び各要員に対して図上訓練を令和5年1月に実施し、能力向上を行った。また、令和5年2月の事業者防災訓練への参加によりオフサイトに係る対応能力向上を確認した。</li> </ul>
コ	緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等(防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」(仮称)を含む。)の整備・見直しを実施できたか。また、令和3年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練で抽出された課題について検討を行ったか。	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和4年2月に実施した令和3年度原子力総合防災訓練及び令和4年3月16日の福島県沖地震による警戒事態対応で得られた教訓事項等を踏まえ、原子力災害対策マニュアルを改正した(令和4年9月2日に施行)ほか、原子力災害対策マニュアルとの整合を図るために、原子力災害対策初動対応マニュアルを改正し(令和4年12月16日施行)、特に、内閣府本府活用の本格化に伴う記載を適正化した。また、原子力緊急事態等現地対応標準マニュアルについては、令和4年度末までに改正予定である。</li> <li>原子力規制委員会業務継続計画(首都直下地震対策)に基づき、ERCにおいて非常時優先業務の継続が困難な場合のERCの代替拠点候補の一つである川崎オフサイトセンター及びERC機能の一時的代替を想定する敦賀オフサイトセンターにおいて、機器の立ち上げ等に係るマニュアルの作成や訓練等を行い、緊急時対応能力の向上を図った。</li> <li>また、令和2年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練及び令和3年12月の机上訓練の結果を踏まえて、事業所外運搬時の事故等発生時における初動対応マニュアルを令和4年4月25日に改正した。また、6月に実施した緊急時対応訓練の訓練結果を踏まえ、関係省庁と連携する等更なる検討を進めている。</li> <li>さらに、令和3年度にPWR版を先行して整備した緊急時対応技術マニュアル(NRA版RTM-96)については、引き続きBWR版の整備を進め、事業者防災訓練で適用を確認する。また、PWR版については令和4年度実施された総合防災訓練で試行的に活用した。</li> </ul>
サ	原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和年度の全39事業所における原子力事業者防災訓練の評価結果の取りまとめを実施した。</li> <li>原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換会合(以下「訓練等のあり方意見交換会合」という。)を令和4年4月8日及び同年7月7日に行い、同会合で示された課題に対して今後の検討方針を事業者と議論し、合意を得た。</li> <li>上記の事業者防災訓練の評価結果及び、訓練のあり方等に係る今後の検討方針について、令和4年7月21日に開催した第14回原子力事業者防災訓練報告会において報告した。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>第 14 回原子力事業者防災訓練報告会及び同会合の結果について、令和 4 年度第 28 回原子力規制委員会(令和4年8月 17 日)へ報告し、報告した方針に基づいて、訓練のあり方及び規制の関与を見直すための試行案を検討し、同年 10 月 20 日に行った訓練等のあり方意見交換会合において具体的な試行の計画について議論し、合意を得た。</li> <li>また、令和5年1月 24 日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、実発災を想定した広範囲な支援組織との連携といった緊急時対応組織の実効性の向上に係る評価指標案を示し、今後実施される試行において評価を行い、指標案の検証をすることとした。</li> <li>令和4年度は島根原子力発電所、伊方発電所、泊発電所、志賀原子力発電所、柏崎刈羽原子力発電所、浜岡原子力発電所、東海第二発電所及び玄海原子力発電所で実施した原子力事業者防災訓練において、実発災を想定した広範囲な支援組織との連携等の試行を実施した。</li> <li>さらに、令和4年 11 月 30 日に行った訓練等のあり方意見交換会合において、核物質防護事案を起因事象とした緊急時対応に係る訓練の課題について議論し、規制側と事業者側それぞれに課題があることが共有され、互いに検討することとなった。</li> <li>令和5年3月中旬に、試行の状況や試行を踏まえた指標案について意見交換を予定している。</li> </ul>	
シ	原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策中央連絡会議については、令和4年9月 30 日に開催し、原子力事業者における関係機関との連携した訓練の実施状況等について関係省庁と情報共有を図った。令和5年3月中旬に第 12 回の開催を予定している。</li> </ul>
ス	各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>基幹高度被ばく医療支援センターと高度被ばく医療支援センター間の連携を促すため、支援センター間の課題解決や連携強化を目的として、QST 主催による高度被ばく医療支援センター連携会議(令和4年6月 24 日、9月 29 日、12月 23 日、令和5年3月 22 日(予定) 開催)にオブザーバー参加し、助言等を行った。</li> <li>原子力災害医療体制の充実化に向け検討を実施し、第 67 回原子力規制委員会(令和5年2月1日)で、福井大学の高度被ばく医療支援センターへの指定に向けた手続きを進めることについて了承した。</li> </ul>

施策名 施策の実績(実績の年次報告への記載箇所) (Do)	(5)放射線モニタリングの実施 (年次報告第5章第5節)	評 価	A
年度業務計画 (Plan)	I : 既定の方針に基づき確実に実施するもの II : 改善事項等一定の新規性のあるもの III : 新たな規制の導入等新規性が高く挑戦的なもの		
(5)放射線モニタリングの実施			
<ul style="list-style-type: none"> <li>47都道府県及び原子力施設等周辺の平常時モニタリングや、原子力艦寄港地の放射能調査を確実に実施するとともに、それらの測定結果等を遅滞なく公表する。(I)</li> <li>緊急時モニタリングの実効性向上のため必要な研修・訓練の実施、原子力規制庁及び地方公共団体におけるモニタリング資機材の整備等を通じて緊急時モニタリング体制の強化を図る。(I)</li> </ul>			
	定性指標(評価の視点)	評価	施策の進捗状況
ア	放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力規制事務所等に配備すべき資機材について、適切に配置を見直すとともに資機材の更新を実施した。また、故障等が発生した資機材については、修理等を迅速に行った。</li> </ul>
イ	原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体職員に対し、緊急時モニタリング要員育成、EMC訓練、環境放射能分析研修等を開催し、研修・訓練を行った。</li> </ul>

## ■評価結果

目標達成度合いの測定結果 (各行政機関共通区分)	A	判断根拠	全ての測定指標において目標を達成したため	
施策毎の評価		(1) 放射線防護対策の推進	定性指標 A (A 評価:2)	定量指標 —
		(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	A (A 評価:3)	—
		(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	A (A 評価:7)	—
		(4) 危機管理体制の整備・運用	A (S評価:1、A 評価:12)	A 評価:2
		(5) 放射線モニタリングの実施	A (A 評価:2)	A 評価:1
評価・分析		次年度の取組の方向性(中間評価の場合は今後の取組の方向性)		
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善				
新規	—	・医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討することを新たに中期目標に掲げた。	・医療分野の放射性同位元素の利用の進展と関係省庁の検討状況を踏まえ、必要に応じて規制の在り方を検討する。	
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善				
新規	—	・発電用原子炉及び再処理施設等の審査状況を踏まえ、緊急時活動レベルの見直しを検討することを新たに中期目標に掲げた。	・令和2年9月16日第26回原子力規制委員会において指摘のあったEALに係る中長期的課題(原子力災害対策指針でのEAL判断基準の記載内容等)のうち、特重施設等を考慮したBWRのEALの見直しについて、事業者と見直しを検討するEAL会合での議論を通じてEALの見直し案を策定する。 ・また、重大事故等対処施設等を考慮した再処理施設のEALについて、事業者から見直しの要望があった場合には、EAL会合での議論を開始する。	
(4) 危機管理体制の整備・運用				
コ	S	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害対策マニュアルの改正にあたっては、内閣府本府の活用を定めるために、内閣府及び官邸機能班と緊密に調整しつつ検討し、とりまとめることができた。</li> <li>事業所外運搬時の事故発生時における初動対応マニュアルの改正にあたっては、事故等発生時や原災法10条以降の進展に備えた強化体制の構築、リエゾンの派遣等の現場確認・現場への対処、内閣府及び官邸への情報共有等といった訓練を通じて課題として提示された事項を新たに本マニュアルに取り入れるために検討を進め、本マニュアルを全面改正した上で本事項を取り入れることができた。また、全面改正されたマニュアルに基づき訓練を実施してその実効性を確認する等を行った。</li> <li>また、原子力規制委員長の退任に伴う危機管理宿舎の退去に係る各種調整及び手続並びに次期原子力規制委員の緊急参集体制確立のための宿舎への入居に係る原子力規制庁関係部署、内閣官房及び財務局財務事務所との調整を綿密に実施し、原子力規制委員会の緊急時対応体制の基盤を維持した。</li> <li>・以上のとおり、当初より想定を大きく上回る成果を得られた。</li> </ul>		

## ■その他

学識経験を有する者の知見の活用	
政策評価を行う過程において 使用した資料その他の情報	
担当部局・作成責任者名	

## 原子力規制委員会の人的資源の投入量の分析

## 1. 部署別の人員数（単位：人）

部署名	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
総務課	30.4	27.3	27.4
広報室	15.2	14.6	15.7
国際室	17.8	16.0	13.6
法令審査室	11.1	7.7	8.4
法務部門	20.1	29.3	31.8
情報システム室	24.1	24.0	23.3
人事課	33.7	39.6	42.2
会計部門	54.4	46.1	46.8
緊急事案対策室	28.2	23.6	25.1
技術基盤課	26.5	26.3	25.8
システム安全研究部門	52.6	45.3	47.8
シビアアクシデント研究部門	29.2	26.1	31.8
放射線廃棄物研究部門	41.6	40.9	33.0
地震津波研究部門	47.2	47.4	46.8
放射線防護企画課	31.0	31.7	26.6
保障措置室	19.3	19.7	20.8
監視情報課	22.8	23.3	20.7
放射線環境対策室	15.8	11.1	13.8
核セキュリティ部門	41.2	39.3	46.4
放射線規制部門	45.6	44.4	44.2
原子力規制企画課	25.3	21.4	20.3
福島第一原子力発電所事故対策室	21.5	22.8	25.4
実用炉審査部門	49.6	48.8	47.9
研究炉等審査部門	32.7	32.7	32.1
核燃料施設審査部門	41.1	35.8	33.9
地震津波審査部門	35.7	37.1	36.6
検査監督総括課	13.6	11.8	16.0
実用炉監視部門	15.7	12.2	11.8
核燃料施設等監視部門	32.5	27.2	22.8
専門検査部門	48.8	63.3	62.9
原子力安全人材育成センター	76.2	74.3	67.0
原子力規制事務所	143.0	136.6	134.2
地方拠点	11.0	11.0	11.8
その他	8.0	8.0	8.0

（注）原則として、非常勤職員及び派遣職員は除く。技術参与及び再任用の職員は含む。

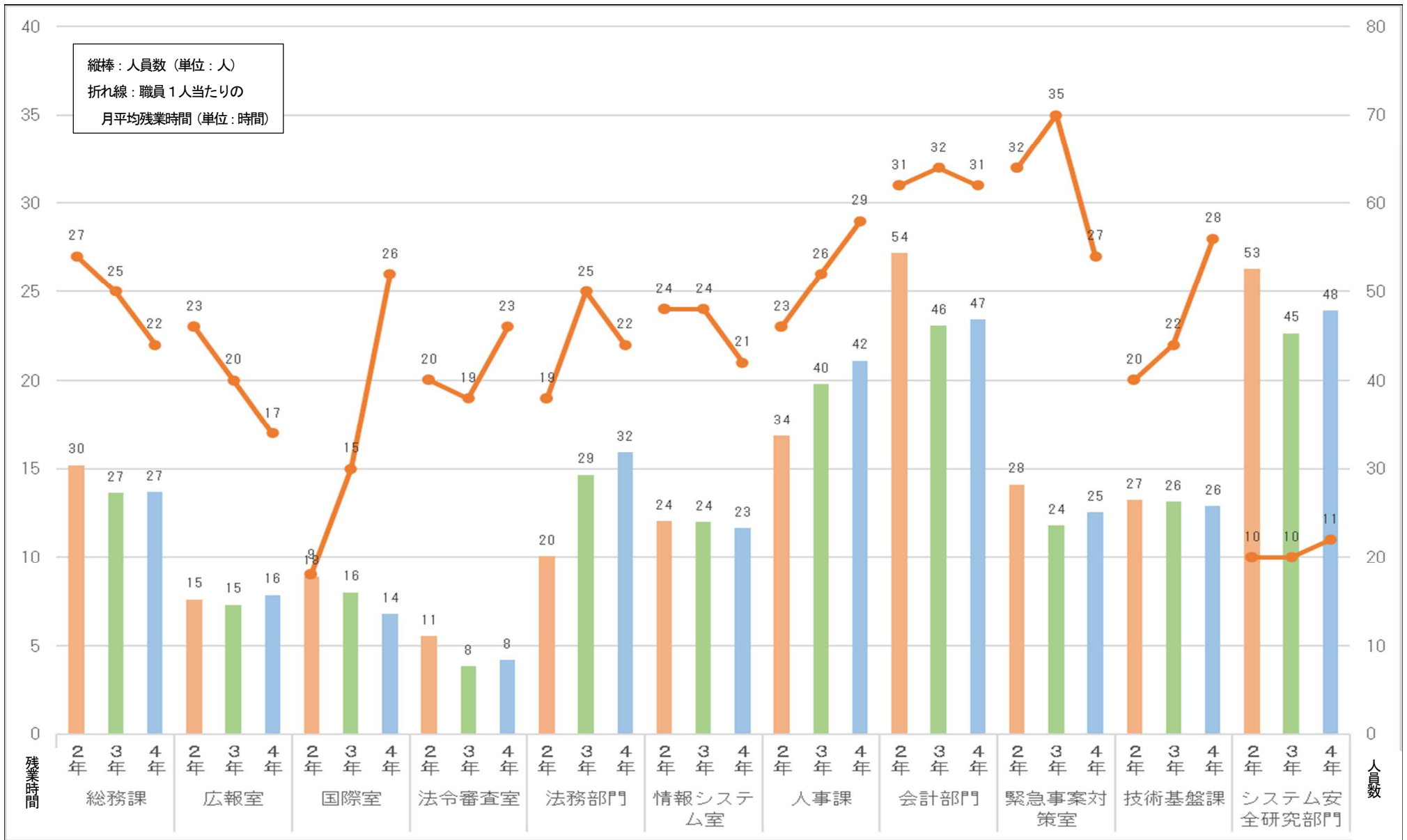
2. 職員一人当たりの月平均残業時間（単位：時間）

部署名	令和2年	令和3年	令和4年
総務課	27	25	22
広報室	23	20	17
国際室	9	15	26
法令審査室	20	19	23
法務部門	19	25	22
情報システム室	24	24	21
人事課	23	26	29
会計部門	31	32	31
緊急事案対策室	32	35	27
技術基盤課	20	22	28
システム安全研究部門	10	10	11
シビアアクシデント研究部門	12	12	14
放射線廃棄物研究部門	12	11	14
地震津波研究部門	17	15	15
放射線防護企画課	23	23	21
保障措置室	36	31	31
監視情報課	22	25	19
放射線環境対策室	26	21	19
核セキュリティ部門	21	32	29
放射線規制部門	24	19	19
原子力規制企画課	24	23	26
福島第一原子力発電所事故対策室	25	25	25
実用炉審査部門	30	30	28
研究炉等審査部門	23	21	23
核燃料施設審査部門	36	23	23
地震津波審査部門	28	23	23
検査監督総括課	22	22	19
実用炉監視部門	18	16	16
核燃料施設等監視部門	9	10	13
専門検査部門	7	10	9
原子力安全人材育成センター	8	10	11
原子力規制事務所	25	25	24
地方拠点	17	19	17
その他	8	8	6

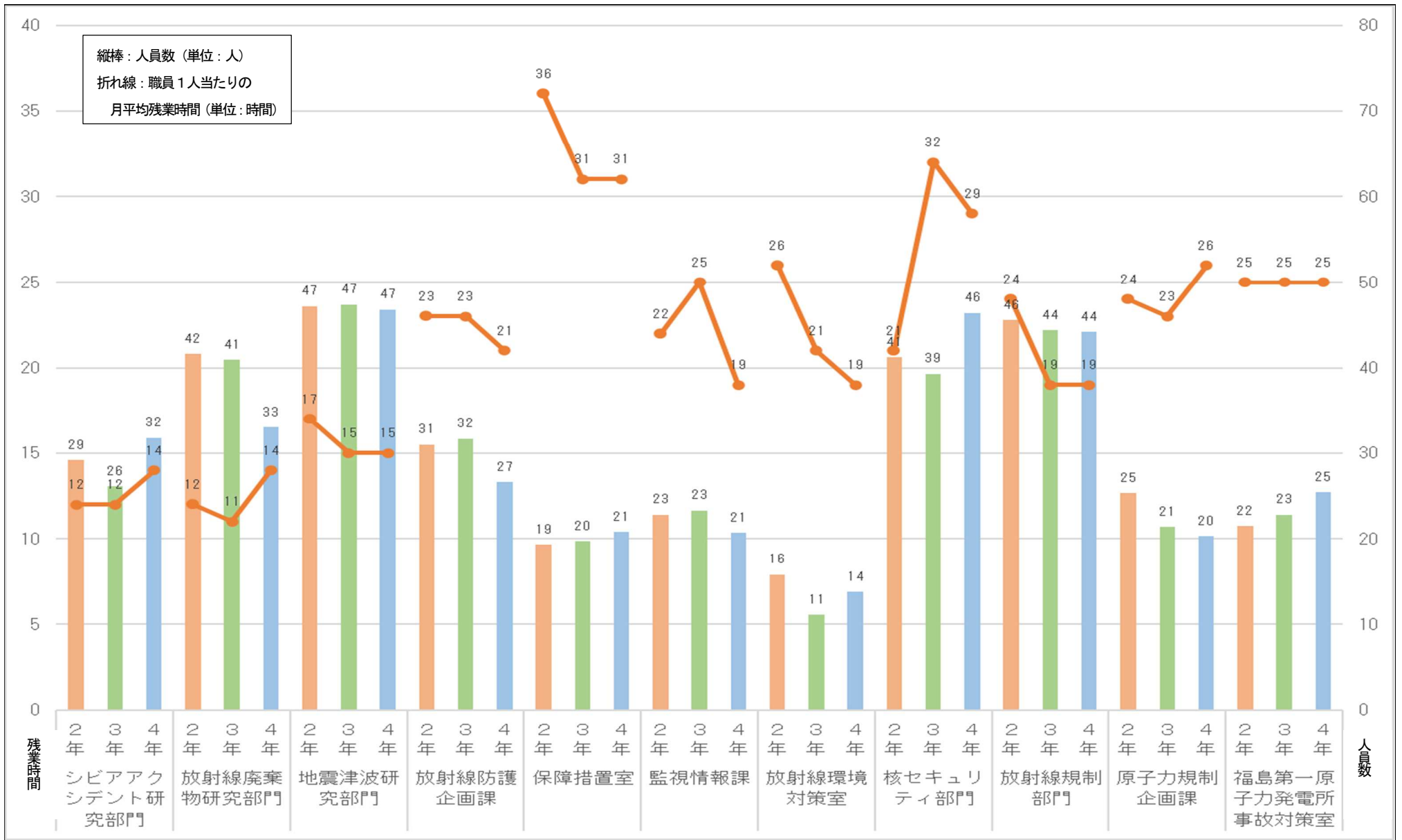
### 3. 部署別の人的資源の投入量（単位：百人日）

部署名	令和2年	令和3年	令和4年
総務課	81	73	71
広報室	40	38	40
国際室	41	38	34
法令審査室	29	20	22
法務部門	50	76	82
情報システム室	63	62	59
人事課	88	106	114
会計部門	149	127	128
緊急事案対策室	78	66	67
技術基盤課	64	65	65
システム安全研究部門	116	99	100
シビアアクシデント研究部門	64	58	70
放射線廃棄物研究部門	96	93	77
地震津波研究部門	113	112	107
放射線防護企画課	78	80	65
保障措置室	52	51	54
監視情報課	59	58	51
放射線環境対策室	32	26	31
核セキュリティ部門	104	106	124
放射線規制部門	95	89	93
原子力規制企画課	63	52	50
福島第一原子力発電所事故対策室	53	55	56
実用炉審査部門	135	133	128
研究炉等審査部門	84	82	81
核燃料施設審査部門	112	93	87
地震津波審査部門	93	93	89
検査監督総括課	35	31	40
実用炉監視部門	40	31	30
核燃料施設等監視部門	78	66	56
専門検査部門	115	152	149
原子力安全人材育成センター	172	169	150
原子力規制事務所	377	359	343
地方拠点	29	20	30
その他	19	19	19

人員数と職員 1 人当たりの月平均残業時間①

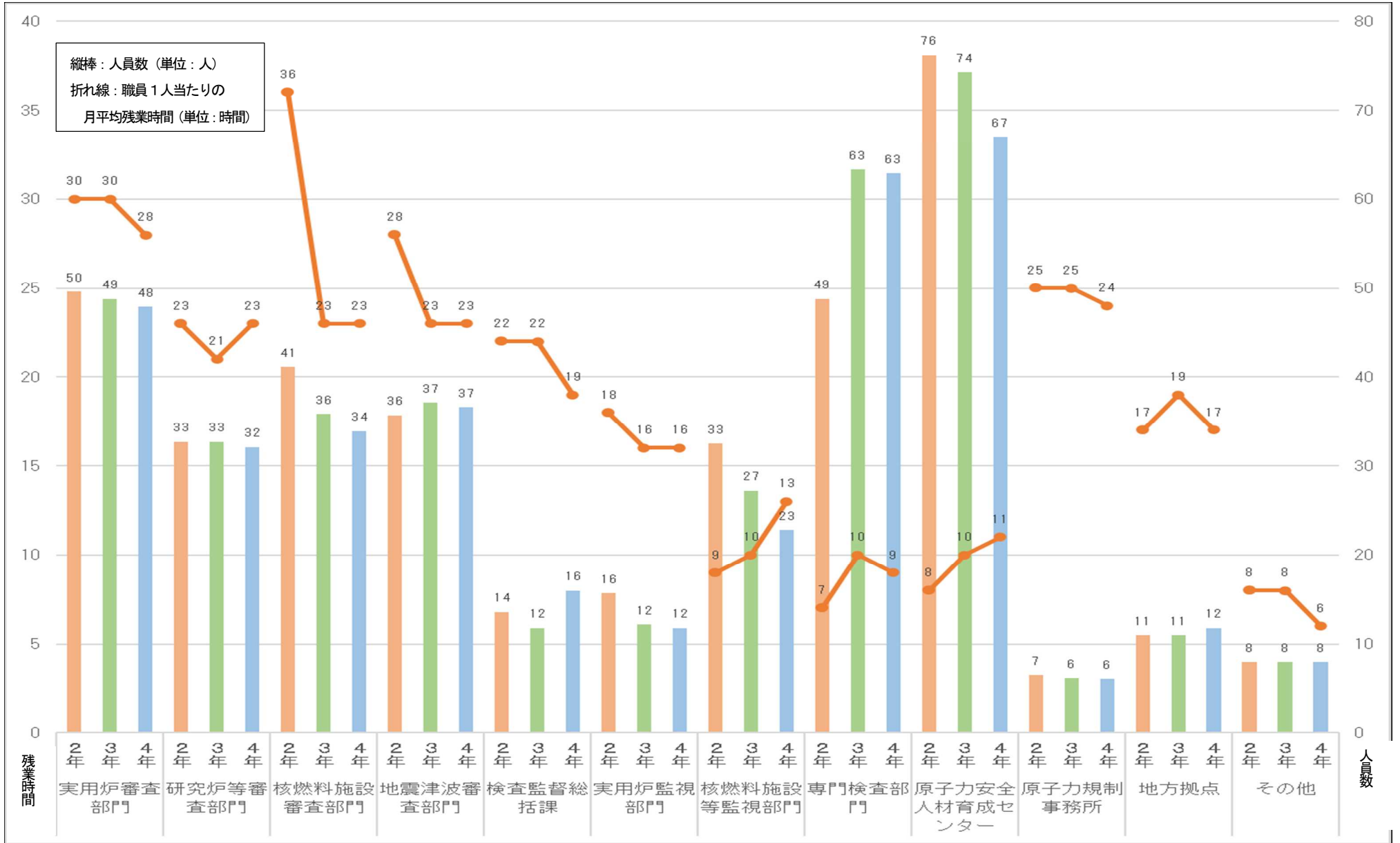


人員数と職員 1 人当たりの月平均残業時間②

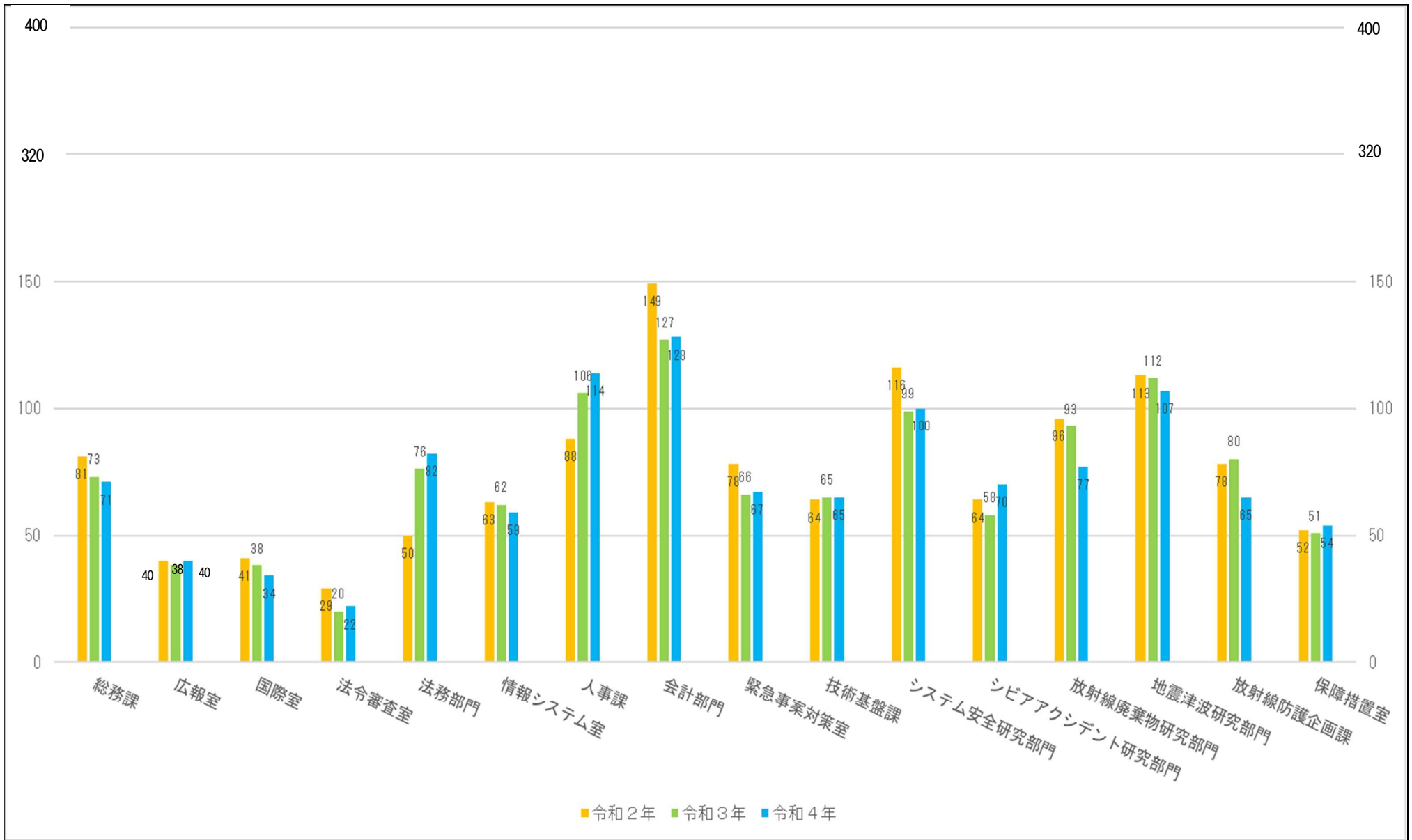




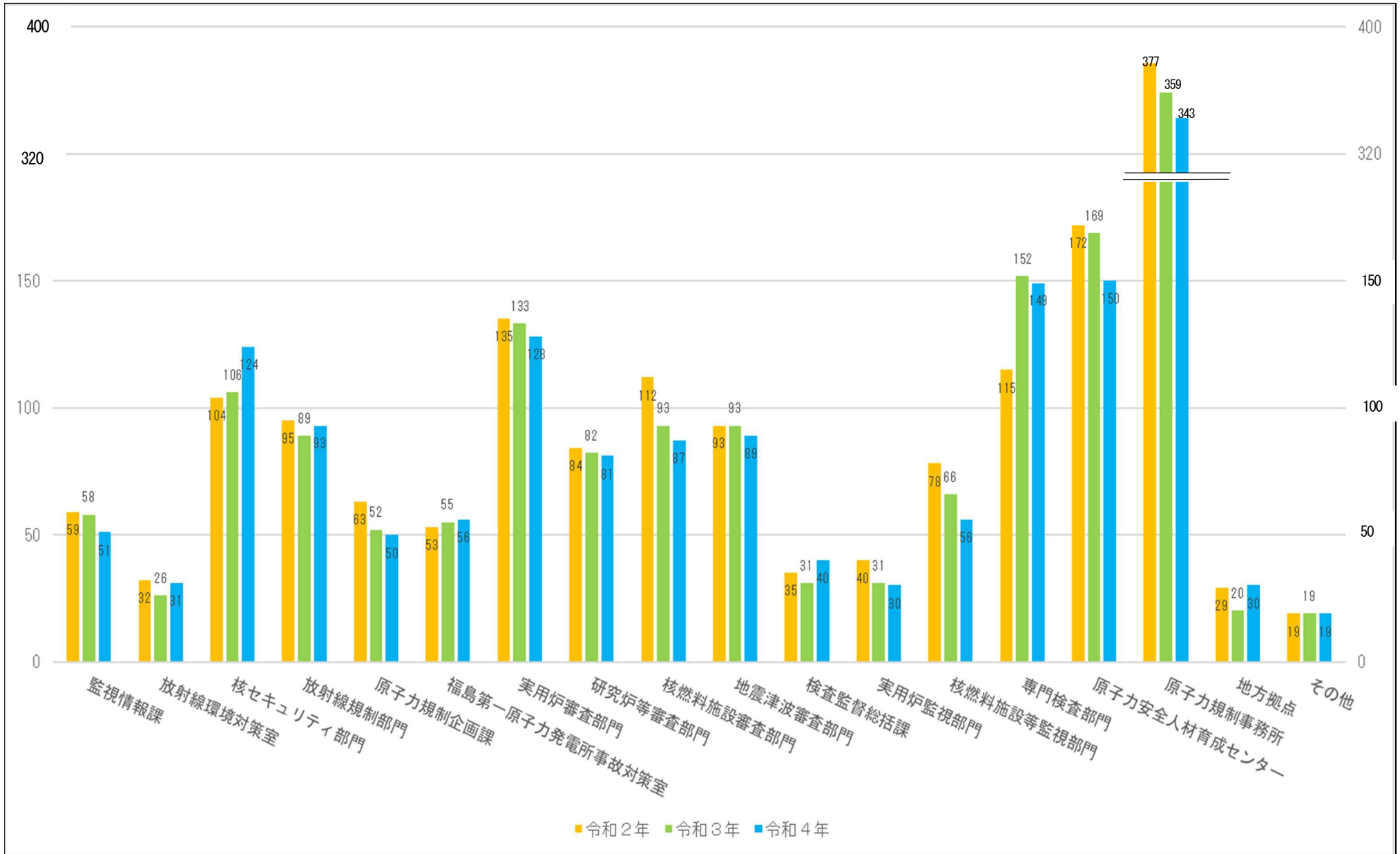
人員数と職員1人当たりの月平均残業時間③



人的資源の投入量①（単位：百人日）



人的資源の投入量② (単位：百人日)



## マネジメントシステム内部監査の実施状況

令和4年度は、以下の6つの部署に対して内部監査を実施した。

- ・ 緊急事案対策室
- ・ 六ヶ所保障措置センター
- ・ 六ヶ所原子力規制事務所
- ・ 核セキュリティ部門
- ・ 人事課
- ・ 福島第二原子力規制事務所

全体として要改善事項はなく、良好事例が2件、改善が望ましい事項が2件抽出した。それぞれの内部監査の概要は以下のとおり。

マネジメント規程の評価事項の4項目

- ①原子力規制委員会年度業務計画及び課等年度業務計画の進捗状況
- ②安全文化の育成・維持
- ③リーダーシップの発揮
- ④年度業務計画を達成するために必要な資源配置の適切性

は適切な状況であり、マネジメントシステムは、おおむね有効に機能していると評価できる。

### 1. 緊急事案対策室

- (1) 監査実施日：令和4年6月20日及び21日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件
- (3) その他（特記事項として確認したこと（4件））
  - ①緊急時対応能力のさらなる向上について
  - ②室長が非常駐の体制での勤務状況について
  - ③危機管理業務経験豊富な職員の執務の分担について
  - ④他省庁から規制庁にきた出向者や中途採用組への研修や業務説明の配慮

### 2. 六ヶ所保障措置センター

- (1) 監査実施日：令和4年9月14日
- (2) 監査結果：要改善事項及び良好事例：0件、改善が望ましい事項：2件
- (3) 改善が望ましい事項の内容
  - ①査察活動対応等のための移動手段の確保

保障措置センターの職員は2名であり、主な業務に六ヶ所にある日本原燃（株）における査察活動と保障措置検査がある。保障措置センターには公用車1台が配置されているが、稀に同時に2施設に対応する必要があり、2名で分担するため、公用車と申請したタクシーを利用して査察場所に向う。例年、近隣のタクシー会社と契約していたが、令和4年度は年間契約を辞退され契約できなかつたため、本庁で使用している必要なときにだけ使用するタク

シーチケットなどを保障措置センターに配備するのが望ましいと思われる。

② IAEA等とのオンライン会議システムの設置

保障措置センターでは、事業者や核物質管理センターと合同で、IAEAとのオンライン会議が頻繁に行われているが、スピーカーやマイク等の周辺機器も含めた専用のオンライン会議システムが保障措置センターにない。

保障措置センターの執務室で会議が実施できれば時間的にも効率化できるため、保障措置センターに専用のオンライン会議システムを設置することが望ましいと思われる。

(4) その他（特記事項として確認したこと（5件））

- ①業務マニュアルの更改
- ②地方事務所庶務業務の効率化
- ③テレワークの導入
- ④独立した査察官室の設置
- ⑤保障措置センターの人員体制強化

なお、地方拠点の業務課題について、本庁が手厚く状況の把握や課題解決への支援を行うことが必要と考える。

### 3. 六ヶ所原子力規制事務所

(1) 監査実施日：令和4年9月15日

(2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件

(3) その他（特記事項として確認したこと（4件））

- ①検査官室の金庫の取り扱いについて
- ②核物質防護対策官の移動手段
- ③六ヶ所保障措置センターとの連携
- ④Garoon等を用いた事務所内の情報共有

なお、地方拠点の業務課題について、本庁が手厚く状況の把握や課題解決への支援を行うことが必要と考える。

### 4. 核セキュリティ部門

(1) 監査実施日：令和4年9月27日及び29日

(2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件

(3) その他（特記事項として確認したこと（4件））

- ①課室内の企画担当班の設置について
- ②人事評価の適正化について
- ③核セキュリティに係る人材配置について
- ④核セキュリティ文化の育成・維持活動

### 5. 人事課

(1) 監査実施日：令和4年11月30日及び12月1日

(2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：1件

(3) 良好事例

#### ①ヒヤリ・ハット事例の話し合いについて

人事課では安全文化の育成・維持の活動として、概ね月1回程度、課員全員でヒヤリ・ハット事例に係る話し合いを開催していた。人事課の業務は原子力の安全規制に直接結びつくものではないが、予算業務（不用見込額登録）におけるヒヤリ・ハットの事例報告など、日頃の業務に関連するようなテーマを選定して実施していた。このように課のニーズに合わせて研修会を開催し、安全文化の考え方を育成・維持していく活動は、非常に好ましい取組みと考えられる。

#### ②課長着任時における課員とのコミュニケーションについて

課長が着任した際、課員全員に対して10分から15分程度面談を実施していた。面談では、1) 経歴、2) 体調の状況、3) 課長に言っておきたいこと、4) 課長に聞いておきたいことなどの内容をヒアリングしていた。このような活動は、課長と課員との距離を縮め、課内の風通しを良くし、課題を把握できるコミュニケーションの活動として非常に好ましい取組みと考える。

#### (4) その他（特記事項として確認したこと（3件））

- ①職員のキャリアコンサルの体制作りについて
- ②人事管理システムの維持・管理について
- ③人事制度の企画立案について

### 6. 福島第二原子力規制事務所

- (1) 監査実施日：令和4年12月7日及び15日
- (2) 監査結果：要改善事項、改善が望ましい事項：0件、良好事例：0件
- (3) その他（特記事項として確認したこと（3件））
  - ①原子力規制検査のサンプル数について
  - ②福島第一原子力規制事務所との相互協力について
  - ③事務補佐員の知識習得について

なお、地方拠点の業務課題について、本庁が手厚く状況の把握や課題解決への支援を行うことが必要と考える。

## 要改善事項及び是正処置に係る活動の実施状況

令和5年2月28日までに総括マネジメント管理者の確認を受けた要改善事項等の一覧

(令和3年度第69回原子力規制委員会(令和4年3月2日)では是正処置完了を報告した案件を除く)

番号	総括マネジメント管理者の確認日		件名	担当部署
	要改善事項	是正処置		
1	令和3年3月5日	令和4年11月17日	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表	実用炉審査部門
2	令和3年5月13日	令和4年4月28日	原子力規制委員会報告資料における誤記	研究炉等審査部門
3	令和3年6月10日	令和4年9月9日	東日本大震災復興特別会計の移替えの手続きに係る不備	監視情報課
4	令和3年8月31日	実施中	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ	技術基盤課
5	令和3年8月31日	実施中	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法	技術基盤課
6	令和3年11月5日	令和4年7月21日	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備	検査監督総括課
7	令和3年11月24日	令和4年9月9日	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合	監視情報課
8	令和3年12月20日	令和5年2月27日	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載	人事課 放射線防護企画課
9	令和4年1月19日	令和4年10月25日	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定	監査・業務改善推進室
10	令和4年2月1日	実施中	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備	技術基盤課
11	令和4年2月9日	令和4年6月29日	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ	総務課
12	令和4年2月9日	実施中	扶養手当の誤支給	人事課
13	令和4年2月14日	実施中	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告	会計部門

14	令和4年2月14日	令和4年2月9日	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ	研究炉等審査部門
15	令和4年2月17日	令和4年6月6日	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化	保障措置室
16	令和4年2月17日	令和4年6月6日	便宜供与依頼に係る手続不備	保障措置室
17	令和4年5月17日	令和5年2月9日	3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備	研究炉等審査部門
18	令和4年5月24日	実施中	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス	規制研修課
19	令和4年5月24日	令和4年11月17日	第63回原子炉主任技術者試験口答試験における受験通知書のメールアドレスの記載誤り	規制研修課
20	令和4年5月24日	実施中	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り	規制研修課
21	令和4年6月3日	令和4年7月14日	失効・廃棄事務手続中の検査官証廃棄作業の不適切な管理	検査監督総括課
22	令和4年6月10日	—	原子力第1船原子炉(むつ)設置許可申請書の変更届出写しの送付漏れ	研究炉等審査部門
23	令和4年6月28日	令和5年2月24日	請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理	システム安全研究部門
24	令和4年6月30日	実施中	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り	放射線防護企画課
25	令和4年7月1日	令和4年8月17日	官報への掲載誤り	総務課
26	令和4年8月12日	令和4年10月27日	原子力規制委員会ホームページへの面談概要・規制法令の処分に関する文書の掲載の遅れ	核セキュリティ部門
27	令和4年8月17日	令和5年2月2日	原子力防災対策車の緊急自動車指定書の紛失	情報システム室
28	令和4年8月19日	令和5年1月13日	モニタリングカーの緊急自動車指定証の紛失	監視情報課
29	令和4年8月19日	—	共同研究協定書の施行先変更に係る手続きの誤り及び遅延について	技術基盤課
30	令和4年8月22日	令和4年11月14日	ウラン濃縮施設における封印交換作業への立会いについて	保障措置室
31	令和4年9月29日	実施中	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯	検査監督総括課



32	令和4年10月17日	実施中	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯	核セキュリティ部門
33	令和4年10月21日	—	査察に係る身分証の発行漏れに伴う不携帯	保障措置室
34	令和4年12月15日	—	原子力規制検査中の放射線管理区域への誤入域	専門検査部門
35	令和5年1月12日	実施中	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ	実用炉審査部門
36	令和5年2月27日	実施中	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について	保障措置室

(※)是正処置の欄の「—」は、是正処置を不要としたことを示す。

番号	1	担当部署	実用炉審査部門
件名	原子力規制委員会ホームページにおける非公開情報の誤公表		
内容	<p>&lt;経緯&gt;令和3年1月21日に実施した日本原子力発電(株)との事業者ヒアリングの面談録について、担当者が議事要旨を作成し、令和3年2月2日に原子力規制委員会ホームページで公開した。令和3年2月5日に事業者から、当該議事要旨の中に非公開情報が記載されているとの連絡があった。連絡を受けた審査官がホームページ上で当該議事要旨を確認したところ、非公開情報が含まれていた。</p> <p>&lt;問題点&gt;当該議事要旨の中に含まれていた非公開情報は、情報公開法第5条第2号イ及びロに従い不開示としている事業者の商業機密にあたる情報であり、公表にすることにより競争上の地位を害するおそれがあるものである。ヒアリング後に担当者がヒアリング資料を基に議事要旨を作成した際に、上記情報が非公開情報であることを見落とし、そのまま議事要旨に記載し、公開した。また、公開前に他の審査官や上司の確認を受けたが、担当者と同様に当該情報が非公開情報であることを見落とししていた。</p>		
要改善事項の処置	<p>事業者から連絡を受けた令和3年2月5日に、原子力規制委員会ホームページでの当該議事要旨の公開を直ちに停止した。同日、非公開情報を削除した議事要旨を公開し、是正した旨の連絡を事業者に行った。</p> <p>「原子力規制委員会情報セキュリティポリシー」に基づき、最高情報セキュリティ責任者(原子力規制庁次長)に報告するとともに、Warp(インターネット資料収集保存事業)上に当該面談録が保存されていないことを確認した。</p>		
是正処置	<p>①作業担当者が事業者ヒアリングの議事要旨を作成する際には、非公開情報の有無について事業者資料を基に確認し、非公開情報を含まない記載とすることを原則とする。同要旨に非公開情報を記載しなければならない場合には、作業担当者が事業者資料等を確認した上で、記載内容が適切にマスキングされていることを確認した後、別の担当者によるダブルチェックを行う。</p> <p>②ホームページ掲載を承認する管理職(安全規制調整官等)は、議事要旨に非公開情報が含まれていないこと、又は適切にマスキングされていることを最終確認し、ホームページ掲載を承認する。</p> <p>③非公開情報を含む事業者ヒアリングの議事要旨作成手順及び確認手法については、執務要領を改定し、注意事項として明記する。また、部門内の会議体である部門内会議及び審査企画班会議にて、当該執務要領に追加する是正措置内容を周知徹底する。</p>		

番号	2	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力規制委員会報告資料における誤記		
内容	<p>令和3年度第1回原子力規制委員会(令和3年4月7日)で報告した「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」において、処分日等に誤記があったことが分かった。</p> <p>令和3年4月20日、原子力規制委員会の年次報告の各省協議において、文部科学省からの指摘により、日本原子力研究開発機構原子力科学研究所放射性廃棄物の廃棄施設の設計及び工事の計画の認可の分割申請その7、その8の申請日が誤っていると指摘があり、原子力規制委員会報告資料の誤記の発見につながった。この後、原子力規制委員会報告資料において誤記がないかを改めて確認したところ、文部科学省から指摘された箇所のほか、保安規定変更認可の処分日の記載漏れなど、合計4箇所の誤記があったことが分かった。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年度第6回原子力規制委員会(令和3年4月28日)において、配布資料として、「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況についての修正について」を原子力規制委員等に配布し、原子力規制委員会報告資料に誤記があったため修正手続きを取る旨を報告した。その後、既に原子力規制委員会ホームページで公表されている「核燃料施設等の新規制基準適合性審査等の状況について」の資料について、誤記があったため朱記修正し、差し替える旨を注記し、修正版の資料と差し替えた。</p>		
是正処置	<p>作成した資料を過信せず、正しい資料を公表するという意識を強く持ち、本件について部門全体に認識共有を図るとともに、以下の是正処置を行う。</p> <p>①記載内容を確実なものとするため、担当者が記載した内容について、原班班長がその内容を申請書、許認可文書をもとに誤記がないかの確認を行う。その結果を原班管理職に報告する。原班管理職は、報告を受けた内容について確認を行う。</p> <p>②分割申請の取下げに伴う再申請があった場合、ナンバリングの変更及び取下げ日、再申請日及び経緯を部門内会議資料に記載し、必要情報の整理及び部門内への周知を図るとともに、総括班は、委員会報告直前において時点修正を行うための確認依頼を行い、その結果を反映する。併せて、取下げ等が行われた申請については、文書管理システム上の情報との突合作業を行い、記載内容に誤りのないことを再確認する。</p>		

番号	3	担当部署	監視情報課
件名	東日本大震災復興特別会計の移替えの手續きに係る不備		
内容	<p>監視情報課で執行している予算のうち(目)「放射性物質環境汚染状況監視等調査研究に必要な経費」の(イ)令和3年度放射性物質測定調査委託費(東京湾環境放射能調査事業)及び(ロ)令和3年度原子力施設等防災対策等委託費及び放射性物質測定調査委託費(80km圏内外における航空機モニタリング事業)は、東日本大震災復興特別会計で復興庁が予算を管理している事業である。別の省庁で管理している予算を執行する場合は、財務省の予算の執行の移替え(復興庁から原子力規制庁へ)協議を経て予算の執行が可能になる。</p> <p>今般、要改善事項として以下2つの事項が発生した。</p> <p>① 令和3年3月2日に、4月1日から予算の執行を予定している事業について復興庁からの予算の移替え協議の登録依頼があり、3月9日の期日までに登録を行った。この際に、本来、(イ)及び(ロ)の登録を行うべきだったところ(イ)を失念し(ロ)しか登録しなかった。</p> <p>② ①を受けて、3月26日に再度の移替え協議を財務省に対して行い、(イ)を追加登録したものの、予算どおりの金額を登録したため、登録した金額が実際の予算執行に必要な金額よりも過少であった。</p> <p>背景として、①については課内の(イ)に係る資料等の確認が不十分であったこと、②については従前より予算額と執行額の乖離を放置していたことがあげられる。</p>		
要改善事項の処置	<p>①については、3月25日に登録漏れに気づき、会計部門と調整をした上で、3月26日に財務省に経緯の説明を行い、登録の了解が得られ、4月1日から予算を執行できるようになった。</p> <p>②については、5月27日に(ロ)の額を調整し、不足分の約20,000千円分の予算を工面し、(イ)を実施できるようにした。</p>		
是正処置	<p>①について、令和4年度から本委託事業の執行担当を変更し、予算執行担当と移替え手續き担当班が一致するよう業務分担の見直しを行った。加えて、令和4年度予算要求から積算資料を修正し、積算の項目と実施している事業を一致するよう整理したことで、予算額よりも契約額が大きな状態が解消された。</p> <p>令和4年度の移替え協議時には、積算資料を基に確認を行い、担当者を明記したToDoリストを確認し、総括係及び原班で過去資料と照合し、移替えを行った。</p> <p>なお、②については、結果として特段問題が生じなかったため、課内関係者や会計部門への問題提起や相談等の必要がなかった。</p>		

番号	4	担当部署	技術基盤課
件名	特定重大事故等対処施設に関する文書の秘密文書としての指定漏れ		
内容	<p>令和3年3月頃、技術基盤課が保有する特定重大事故等対処施設に関する6件の行政文書について、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)第29条(1)に基づき秘密文書としての区分を変更するための起案を作成していたところ、当該行政文書が規則第29条(1)及び(2)に基づく指定がなされていないことが判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、当該行政文書は平成24年及び平成26年に作成されており、規則及び原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)に秘密文書の管理に係る規定が追加された時期(平成27年4月1日)以前に策定されたものであることが分かった。規則及び要領の施行後は、それぞれに準じた文書管理を行っていたものの、秘密文書としての指定がされていない状態であった。</p>		
要改善事項の処置	6件の行政文書について、令和3年5月14日に規則第29条(1)に基づく秘密文書の指定及び同条(2)に基づく必要事項を定めるための起案を施行し、秘密文書として登録した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	5	担当部署	技術基盤課
件名	特定核燃料物質の防護に関する文書の不適切な保存方法		
内容	<p>令和3年5月頃、総務課公文書監理・情報化推進室から指示のあった令和3年度秘密文書管理状況調査に基づき、技術基盤課が保有する秘密文書について確認を実施した。その際、技術基盤課の保有する秘密文書のうち、特定核燃料物質の防護に関する情報を含む文書(令和元年9月13日第29回原子力規制委員会臨時会「発電用原子炉施設におけるデジタル安全保護回路のソフトウェアに起因する共通要因故障対策について」)が実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存されており、技術基盤課長の管理下にないことが判明した。これは、原子力規制委員会行政文書管理規則(以下「規則」という。)で定める行政文書ファイル管理簿の保存場所と異なる場所の保存であり、更に原子力規制委員会行政文書ファイル等保存要領に則さない運用である。また、令和元年9月13日に当該秘密文書が作成されて以降、規則第29条(2)に基づく取扱職員等の情報が更新されていないことも判明した。</p> <p>経緯を確認したところ、令和元年9月頃に当該秘密文書を保存するにあたり、技術基盤課は原子力規制委員会秘密文書管理要領(以下「要領」という。)第7条(4)の要求を満たす保存環境を有していなかったため、保存環境が整うまで暫定的に実用炉審査部門の保有するクローズド LAN 上に保存したものであることが分かった。しかし、当該秘密文書はクローズド LAN 上から取り出されることは無く、技術基盤課担当者の異動に伴いその存在が失念された状態であった。なお、秘密文書の保存方法は、要領第7条(4)の要求を満たしており、問題はない。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該秘密文書は特定核燃料物質の防護に関する情報を含むものであることから、技術基盤課の必要な職員に「原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令」第3条に基づく信頼性確認を受けさせる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該秘密文書取扱職員名簿を更新する。なお、取扱職員は必要最小限の人数とする。</li> <li>・信頼性確認及び秘密文書取扱職員指定を受けた当該職員が、実用炉審査部門のクローズド LAN 上から当該秘密文書を印刷し、紙媒体の形で技術基盤課の管理する金庫に保存し、クローズド LAN 上の文書は削除する。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	6	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備		
内容	<p>○事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>原子力規制検査を行う職員は、原子力規制検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第61条の2の2第4項。以下「検査官証」という。)、立入り検査時に携帯する身分証明書(原子炉等規制法第68条第5項。以下「立入検査官証」という。)及び特定核物質防護等に関する秘密の取扱職務時に携帯する信頼性確認済証(原子力規制委員会における職員の信頼性確認に関する訓令第10条)を携帯し、かつ関係者の請求があるときは、これを提示することとなっている。</p> <p>令和3年8月25日に、原子力規制事務所(以下「事務所」という。)の職員1名より、実用炉監視部門に対して、検査官証及び立入検査証の所在が不明になっている旨の連絡があった。その後、捜索をしたものの発見に至らなかった。</p> <p>これを踏まえ、令和3年9月6日に、検査監督総括課より実用炉監視部門、核燃料施設等監視部門及び専門検査部門の職員に対し、検査官証、立入検査証及び信頼性確認済証の現物確認と結果の報告を指示し、令和3年10月6日時点でさらに職員2名の紛失が判明した。</p> <p>なお、本事象の前(令和3年4月)にも職員1名の検査官証の紛失が発生しており、再発行の処理をしている。</p> <p>また、過去に所属していた職員(令和2年4月1日から令和3年10月6日の間に異動したもの)については調査中である。</p> <p>○事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>原子力規制検査が令和2年4月1日に施行され、これによって効力を失った検査官証及び立入検査証(以下「旧検査官証等」という。)は検査監督総括課で回収を行ったが、旧検査官証等を全て回収したか現在も確認中、また、回収後の処理(廃棄等)作業も残っている。なお、旧検査官証等(令和2年4月1日より前に回収されたものを含む。)の手続きに係る所掌が不明確であったが、現在は検査監督総括課にて行うこととしている。</p>		
要改善事項の処置	<p>事象1</p> <p>紛失した職員について、検査監督総括課において原子力規制委員会が交付した検査官証及び立入検査証の原子力規制委員会の印影を抹消扱いとして失効させ、併せて、同職員に対し、検査官証等を改めて発行する。信頼性確認済証は人事課において再発行の手続きを行う。※なお、信頼性確認済証を検査官等が常時携帯する必要はないことから、確認済証自体の発行を取りやめることとし、令和4年3月に関係の訓令を改正した。</p> <p>事象2</p> <p>旧検査官証等は検査監督総括課において保管している。なお、旧検査官証等は令和2年4月1日に施行された改正原子炉等規制法の改正前の規定に基づくものであり、現在使用することはできない。失効等の事務手続きの要否については、今後検討する。</p>		
是正処置	<p>①事象1(新検査官証等の紛失)</p> <p>第41回原子力規制委員会(令和3年10月27日)において、以下の是正処置の方針に</p>		

	<p>ついて報告し、検査官証の取り扱いについて、原子力規制検査等実施要領などのガイド類及び業務マニュアルを定めることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査官は、検査等を実施する際は、検査官証を携帯していることを確認する。</li> <li>・検査官は、検査官証を紛失した場合は、直ちに検査監督総括課に報告する。</li> <li>・検査監督総括課は、紛失と報告された検査官証を直ちに抹消する。</li> <li>・検査監督総括課は、検査官証の所在確認調査を年1回行う。</li> </ul> <p>②事象2(旧検査官証の処理)</p> <p>他課室の手順などを参考にして、検査官証の失効及び廃棄の手順を定めた業務マニュアルを作成し、試運用を行った後、検査グループ内で意見を確認し、令和4年6月に正式な業務マニュアルとして施行することとした。</p>
--	--

番号	7	担当部署	監視情報課
件名	福島沖海底土中のSr-90の分析仕様の不整合		
内容	<p>平成23年3月11日の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る放射線モニタリングを実施するために策定された総合モニタリング計画に基づき、関係府省や地方公共団体、原子力事業者が連携してモニタリングを実施している。当該計画において、海域モニタリングを実施する上での検出下限の目標値が定められており、原子力規制委員会を含むモニタリング実施者は、検出下限値が当該目標値以下となるよう海域モニタリングを実施することとしている。</p> <p>原子力規制委員会が実施した福島県沖海底土中のストロンチウム90の分析のうち、令和2年5月から令和3年5月までに採取した分について、検出下限値が目標値より大きい値で分析し、公表していたことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分析機関が試料中の放射線量を測定した際、総合モニタリング計画で定められた検出目標値を導出するために十分な長時間測定したデータを取得し、現在まで保存していたため、当該データを使用して検出下限値(※)が目標値以下となるよう再解析を行った。</li> <li>※測定対象試料の測定時間を長くすると、測定対象の検出下限値が小さくなる。</li> <li>・再解析で得られた分析結果を、原子力規制委員会の放射線モニタリング情報のホームページで公表した。</li> </ul>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○監視情報課・放射線環境対策室内で担当を見直し、令和4年度以降は総合モニタリング計画の確認を行う福島モニタリング担当班において当該委託事業の契約事務を実施することとした。</li> <li>○その上で、委託事業仕様書における海底土中 Sr-90 の検出下限値の目標値を、総合モニタリング計画と整合する値に設定した。また、仕様書に「総合モニタリング計画の改定が行われた場合は、その改定に合わせたモニタリングを実施すること」という規定を入念的に設けた。</li> </ul>		



番号	8	担当部署	人事課 放射線防護企画課
件名	放射線審議会委員の委嘱手続における辞令の日付の誤記載		
内容	<p>放射線審議会委員の人事に関し、14名の委員のうち5名の任命(再任)について、令和3年度第3回原子力規制委員会(令和3年4月14日)で決定された。これを受け、令和3年5月24日に放射線防護企画課の担当者Aから人事課の担当者Bに対し、5名への発令手続きを依頼した。</p> <p>令和3年6月6日、Bは辞令案を作成するにあたって、辞令に記載すべき内容をまとめた一覧表を作成し、Aに確認を依頼した。放射線審議会委員の任期が2年であるため(※)、任期満了日を令和5年6月14日とすべきところ、一覧表には1年短い令和4年6月14日と記載されていたが、確認依頼を受けたAは気が付かず、Bに修正意見がない旨回答した。そのためBは一覧表のとおり、起案、決裁を行った。放射線防護企画課においても送付時点に発令内容を確認することなく、辞令を各委員へ送付した。</p> <p>令和3年11月9日に、放射線防護企画課において、放射線審議会総会の謝金の支払い手続き書類に添付された辞令の写しを確認した際に、任期が誤っていることに気がついた。</p> <p>(※放射線障害防止の技術的基準に関する法律第7条第4項)</p>		
要改善事項の処置	<p>令和3年6月9日付け決裁の「放射線審議会委員の任命について(令和3年6月15日付け)」の修正起案を行い、令和5年6月14日までを任期とする辞令を再度発出する。</p> <p>辞令の再交付に係る放射線審議会の各委員に対する説明は、放射線防護企画課において行う。</p>		
是正処置	<p>人事課においては、辞令交付に必要な事項(名前、任期等)を明確化し、原課(依頼元)は人事課の共通様式等へ記入し依頼する形式とした。審議会等の委員委嘱の辞令起案において、任期が法令で定められている場合は、該当する法令を添付し、決裁ルートには、同報として審議会等の担当課室員を入れ、決裁時に原課において複数の関係者が確認できるようにした。</p> <p>また、審議会等の所管課の担当者へ本事例を周知し、所管課において、決裁開始前に人事課が作成した辞令内容を確認するとともに、辞令の送付前に、内容の確認を実施することとした。</p> <p>放射線防護企画課においては、決裁開始前の辞令内容の確認に際して、人事課への依頼時に記入した共通様式等を参照し、複数名で確認を実施することとした。</p> <p>また、辞令の送付前においても、同様に辞令内容の確認を実施することとした。</p>		

番号	9	担当部署	総務課監査・業務改善推進室
件名	秘密文書を取り扱う職員の範囲の未設定		
内容	<p>原子力規制庁で取り扱う秘密文書は、「原子力規制委員会秘密文書管理要領」に基づき、当該秘密文書の取扱職員の範囲を秘密文書管理簿に記載することになっている。監査・業務改善推進室で令和3年12月に行政文書の自己点検を行ったところ、平成29年8月18日付けの秘密文書に関する秘密文書管理簿に、当該秘密文書の指定当初から取扱職員の範囲が記載されていないことが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>現時点の監査・業務改善推進室の職員のうち、当該秘密文書を管理すべき者を定め、秘密文書管理簿に記載するために必要な手続きを実施した。</p>		
是正処置	<p>当該文書について秘密文書としての指定を解除するとともに、取扱職員の指定も併せて解除した。</p> <p>また、室員による文書管理の適切な運用について意見交換を行い、室員の文書管理に対する理解を高めた。</p>		

番号	10	担当部署	技術基盤課
件名	審査ガイド改正時の新旧対照表作成誤りによる改正不備		
内容	<p>令和3年6月23日に「審査実績を踏まえた規制基準等の記載の具体化・表現の改善-令和2年度実施計画を踏まえた意見募集の結果の公示及び改正について-」として計10件の基準規則解釈、審査ガイドの改正を行ったが、当該ガイドの類のうち3件、(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」、(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」及び(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド(平成25年6月19日原子力規制委員会決定)」の改正の一部に以下のとおり誤記があった。なお、(1)、(2)及び(3)のいずれも原子力規制委員会行政文書要領類の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>(1)「耐津波設計に係る工認審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。新旧対照表を作成する過程で、誤った位置に改正案を記載していたため、本来改正すべき内容が正しく反映されていなかった。</p> <p>(2)「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に3箇所の誤記があった。ただし、いずれもパブリックコメント期間中(令和3年4月1日～30日)の他の改正「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置構造及び設備の基準に関する規則の解釈等の一部改正(令和3年4月21日原子力規制委員会決定)」の反映漏れであり、本件改正部分に影響を与えるものではなかった。</p> <p>(3)「基準津波及び耐津波設計方針に係る審査ガイド」の新旧対照表に1箇所の誤記があった。ただし、改正前の欄の誤記であり、これも上記(2)と同じく改正内容自体に影響を与えるものではなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>上記(1)について、原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和3年10月27日に修正のための決裁を行った。上記(2)及び上記(3)についても、正しい表記とするため、同日付けで修正の決裁を行った。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	11	担当部署	総務課
件名	原子力規制委員会委員長及び委員並びに原子力規制庁幹部の面談リストの規制委員会ホームページへの掲載漏れ		
内容	<p>原子力規制委員会では、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(平成24年9月19日 原規総発第1209196号)及び「事業者との面談についてのルールの見直し」(平成25年2月6日 原子力規制委員会決定)に基づき、被規制者等との面談について、面談の予約及び実施状況(以下「面談リスト」という。)を記録として残し、規制委員会ホームページで毎週公開することとしている。</p> <p>面談リストは総務課が作成して法令審査室がホームページに掲載していたが、面談リストが令和2年10月分からホームページに掲載されていないことを、令和4年1月に確認した。令和2年10月から法令審査室への掲載依頼が滞り、令和3年4月に担当者が異動した際にも適切な引き継ぎがなされなかったものと考えられる。</p> <p>なお、実際に実施された各面談の議事要旨は、遅滞なくホームページに掲載されている。</p>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会ホームページに未掲載であった面談リストを、令和4年2月末までにホームページに掲載をする。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・面談リストは、庁内の各課室が記入した掲載用ファイルを総務課がとりまとめ、法令審査室に提出し、法令審査室でホームページに掲載する運用であったが、今後は掲載作業も含めて総務課が対応することとする。</li> <li>・総務課総括班が所掌する定例業務について、実施漏れを防ぐために業務リストを作成し、課長及び班員で共有する。</li> <li>・人事異動の際の引継書を、後任者だけではなく課室長を含む上司にも共有することで、業務が確実に引き継がれるようにする。</li> </ul>		

番号	12	担当部署	人事課
件名	扶養手当の誤支給		
内容	<p>人事課給与班では扶養手当の認定について、全手当支給者を対象に人事院規則9-80第5条に基づき年1回の扶養状況確認調査を行っている。令和3年9月の調査データを基に扶養状況に変更がないか確認していたところ、過去の扶養状況のデータ入力に誤りがあることが判明した。</p> <p>過去に遡って手当支給状況を確認したところ、手当の返納が発生する者が4名、追給が発生する者が3名おり、誤支給期間は最長で4年8ヶ月であった。</p> <p>誤支給の主な原因としては下記が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定時の支給要件の認識不足</li> <li>・認定時のシステムデータ入力ミス</li> <li>・認定時の手当について確認する体制の不備</li> <li>・年1回の扶養状況確認調査での確認漏れ</li> </ul>		
要改善事項の処置	<p>扶養手当の認定やシステムへのデータ入力は人事課給与班が行い、支給額の計算や支払いは会計部門給与班が行っている。</p> <p>誤支給判明後、令和3年12月の給与から正しい認定額への金額修正処理を行うとともに、返納額・追給額計算を会計部門給与班へ依頼し、金額判明後、人事課給与班が対象者本人へ説明を行っている。追給については、12月以降の給与にて実施し、返納については、会計部門発行の納入告知書により支払いを依頼する。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	13	担当部署	長官官房会計部門
件名	令和2年の給与支払に係る法定調書等の誤報告		
内容	<p>職員への給与の支払いに当たっては、税務署や自治体へ課税のための報告を行っている。</p> <p>令和3年11月に一部の自治体から令和2年分の給与支払報告書の内容について疑義照会があったことを契機に、同年の年末調整関連書類を再確認したところ、自治体に提出済みの給与支払報告書に加え、所轄税務署に提出済みの法定調書及び職員に配布した源泉徴収票にも記載内容に誤りがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>疑義照会があった後、原子力規制委員会職員から提出された、令和2年分の年末調整関連の申告書、給与・賞与の確定データ及び支払報告作業用 Excel ファイルの全てについて、再度の内容確認を行った。</p> <p>その結果、所得税の源泉徴収及び納税自体は所得税法及び租税特別措置法に基づき適正に行われていたものの、年末調整関連書類の作成に当たり、所得金額調整控除又はひとり親に係る控除が適用対象外であるにもかかわらず控除対象として処理したり、12月給与の所得税徴収分を加算し忘れたりするなどの作業ミスがあったことにより、給与支払報告書及び法定調書については51名分、職員へ配布した源泉徴収票については47名分の記載内容に誤りがあることが判明した。</p> <p>給与支払報告等に誤りが判明した職員に対し、内容を修正した源泉徴収票の交付及び今回の事案発生の経緯や自治体への訂正報告により今後住民税が追徴となることなどについての説明を行うとともに、自治体に対する給与支払報告書の訂正報告、所轄税務署に対する法定調書の訂正報告を順次行っている。引き続き、交付・説明を終えていない職員への対応や関係機関への訂正報告を順次行っていく予定。</p> <p>また、今後の再発防止のために、今回の事案を踏まえた形での業務マニュアルの改訂を行うとともに、年末調整関係書類を作成する際の給与担当者間のダブルチェックを徹底することとした。(なお、令和3年分の年末調整関係書類については再度ダブルチェックを行い、記載内容に誤りがなかったことを確認済み。)</p>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	14	担当部署	研究炉等審査部門
件名	京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ		
内容	<p>令和2年12月24日に国立大学法人京都大学(以下「京都大学」という。)から臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認に関する申請があり、原子力規制委員会が令和3年3月17日に承認した。</p> <p>令和3年12月10日に京都大学から申請に必要な書類(添付書類十一)が添付されていなかったと報告があり、審査担当の研究炉等審査部門はこれにより添付書類漏れに気づいた。</p> <p>審査の内容については実質的な過誤はなかったが、試験炉則の規定に照らせば瑕疵であるため、改善を要する事項である。</p>		
要改善事項の処置	<p>対処方針について令和3年度第58回原子力規制委員会(令和4年1月12日)に諮り、①に基づく判断を進めるとともに、今後②に基づく再発防止策を行うことが了承された。</p> <p>①本件では、添付資料によらず審査が可能であったものであり、承認処分については、改めて添付書類十一に相当する書面の提出は要しないとする。</p> <p>②審査の内容において実質的な過誤はないとはいえ、試験炉則の規定そのものに照らせば瑕疵があったことは事実であることから、不適合管理に基づく改善を行い、審査において本件と同様の不備が起らないよう対応するとともに、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」(2017年6月制定、原子力規制部)に本事案の再発防止策を反映し、適切に審査業務を遂行していくこととする。また、設置者に対しては、添付書類十一の添付の必要性及び変更後における品質管理の体制が基準に適合することを確認するための必要な説明の記載を求めることを周知すること。</p> <p>なお、試験研究炉以外の申請案件についても同様の事例がないか、併せて確認を行う。</p>		
是正処置	<p>以下の6つの改善活動を実施する。</p> <p><b>【改善活動1 部門内職員が共通認識を持つための場の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門内職員が共通認識を持つための場として、以下に示す「審査書確認会議」、「ピアレビュー」、「審査官力量向上研修」を設定し、運用を図る。</li> <li>・審査書確認会議については、週1回の頻度で、決裁前の審査書の確認作業を管理官を筆頭とし、総括補佐、担当班管理職、部門内審査官、担当審査官、タスクフォース(研究炉等審査部門における業務改善を行うための中核メンバーとして部門内横断的に選抜された若手職員から構成)、技術参加が参加する会議にて審議を行い、基準適合の対象条文及び技術的論点の妥当性、審査書の横並び、並びに審査の抜け漏れが生じていないことの確認を行う。</li> <li>・ピアレビューについては、月1回の頻度で、処分が終了した審査案件、原子力規制委員会の附議案件、行政相談で決定した事項等を対象として、部門内職員(希望があれば他部門からも参加)が参加する会議にて、他施設における審査知見の共有、審査事項の統一性及び整合性を図ることを目的としてレビューを実施する。</li> <li>・審査官力量向上研修については、月1回の頻度で、審査に必要な技術的事項を中心に技術参加による講義を実施する。</li> </ul>		

**【改善活動2 執務マニュアル(チェックシートを含む)の整備】**

- ・炉規法に基づく手続きのうち、研究炉等審査部門で所掌する全ての手続きを洗い出し、当該業務手続きにおける標準業務プロセスを整備する。また、本プロセスの整備にあたっては、法律、規則等の改正があった場合の執務マニュアル(チェックシートを含む)も併せて作成する。
- ・運用にあたっては、上記の執務マニュアルを部門内全員が確認できるよう部門内のイントラサイト(garoonサイト)に掲載し、手続きの漏れがないよう部門内の複数の者で確認する。

**【改善活動3 審査書の在り方検討】**

- ・令和3年度第75回原子力規制委員会における本件の議論を踏まえ、許認可の根拠資料の観点から、研究炉等審査部門の所掌する事業の審査書に記載が必要な内容について、他事業の審査書の事例や審査書確認会議やピアレビューで得られた良好事例などのノウハウ集を参考のうえ検討する。

**【改善活動4 被規制者への周知・啓発】**

- ・本件と同様な事案が起こらないよう、事業者に対し説明会を開催し、変更申請及び一部補正書の記載要領等について周知する。

**【改善活動5 規則改正の検討】**

- ・品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類等を明確にするため、規則改正後の審査実績が蓄積されてきたことを踏まえ、3条改正の目的に基づき追加された要求事項及び、関連規則の条文を改めて精査し、必要に応じて規則改正を進める。

**【改善活動6 「審査業務の流れ」への反映】**

- ・改善活動における結果を、「審査業務の流れ」に反映する。

なお、上記の是正処置の方法については、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置と共通するものであることから、本件の「国立大学法人京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ(21研究炉等審査部門-要-006)」における是正処置は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」において実施する。

このため、以下の是正処置の結果及び効果の確認は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置報告書に記載するため、省略する。



番号	15	担当部署	保障措置室
件名	核燃料物質使用者による湧出し対応の未処理の長期化		
内容	<p>令和3年3月29日に、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規制法」という。)第52条第1項の規定により核燃料物質の使用の許可を受けた者(以下「核燃料物質使用者」という。)の事業所内で、プルトニウム(以下「Pu」という。)-239電着線源(約7<math>\mu</math>gのPu-239が固着した金属)が発見された(湧出した)旨の連絡があった。核燃料物質使用者から湧出しの報告があった場合には、日本国政府は国際原子力機関(IAEA)に在庫変動報告を行う必要があることから、保障措置室は当該核燃料物質使用者に対して確認を取ろうとしたが、担当者不在で連絡が取れなかった。</p> <p>その後、同年4月初めに研究炉等審査部門から、「当該核燃料物質使用者は固体のPuの使用が許可されていないため、固体であるPu-239線源が発見されたことによって、炉規制法に基づく使用変更許可の手続が必要である」との情報を受けたが、この時点で、「在庫変動報告は固体Puの使用変更許可後になされるべき」と管理職に相談せずに担当者が判断してしまい、当該核燃料物質使用者に対して在庫変動報告を提出すべき時期の明示が遅れた。</p> <p>その後、同年8月17日に、当該核燃料物質使用者から報告書が提出されておらず、処理未了であることが管理職に対して報告された。Pu線源の湧出しが発生した時の担当者の対応不備が、処理未了の状態を長期化させた。</p>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・湧出し時の事業者からの報告に関して、使用変更許可前の核燃料物質使用者からの報告手続が明確ではなかった。</li> <li>・今回の案件を受けて、炉規制法第 67 条第 1 項及び「国際規制物資の使用等に関する規則」第 7 条第 4 項の規定に基づく在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して明示するという運用マニュアルを、令和 3 年 9 月 3 日に、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認を受けた上で、保障措置室で定めた。</li> <li>・令和 3 年 9 月 7 日に炉規制法第 68 条第 1 項に基づく立入検査を実施し、当該 Pu-239 線源の現状確認を行うとともに、在庫変動報告を提出するよう指示を行った。令和 3 年 10 月 6 日に核燃料物質使用者から在庫変動報告の提出があり、それを受け、保障措置室は同月 29 日付けで IAEA に対して報告した。</li> </ul>		
是正処置	<p>①在庫変動報告は、使用変更許可手続の進捗に関わらず、湧出しのあった月の末日から 15 日以内に行うべき旨、核燃料物質使用者に対して連絡するというマニュアルを、核燃料物質の使用変更許可の担当である研究炉等審査部門の確認後、保障措置室で定め(令和 3 年 9 月 3 日)、業務マニュアルの一部として位置付け、担当者及び室内関係者に共有する。</p> <p>②今後、核燃料物質使用者による湧出しの連絡を受けたときは、同マニュアルに従い、適時に室内関係者への共有及び発見者への連絡を行う。</p>		

番号	16	担当部署	保障措置室
件名	便宜供与依頼に係る手続不備		
内容	<p>・保障措置に係る国際原子力機関(IAEA)との会合(令和3年11月15日～17日)に、保障措置室から3名出席するため、同月14日に日本を出発、19日帰国する日程でIAEA本部への出張を計画し、実施した。出張では、在ウィーン国際機関日本政府代表部(以下「ウィーン代表部」という。)から、ウィーンでの空港送迎などの便宜供与を受けることとしていた。</p> <p>・令和3年11月18日、ウィーン代表部から、「当該出張に係る便宜供与依頼が届いていないため確認してほしい」旨の連絡があった。便宜供与を受けるためには、起案・決裁した文書を、外務省へ発出する必要があるが、出張者と手続き担当者間の連絡の不備により、便宜供与を依頼するための書類が起案されておらず、発出されていないことが発覚した。</p>		
要改善事項の処置	<p>・令和3年11月19日に、保障措置室からウィーン代表部に本件が発生した経緯について説明するとともに、手続きの不備について謝罪し、改めての便宜供与依頼の発出は行わないこととなった。また、ウィーン代表部からは再発防止について周知するよう依頼があった。</p> <p>・室内で今回の原因の分析と、今後の対応方針について協議し、本件の発生原因が、便宜供与依頼手続を含む海外出張時の事務手続の役割分担の不明確さや室内確認体制の未構築にあったことを認識し、再発防止のためのマニュアルを作成し、室内に周知する方針を決定した。</p> <p>・令和3年11月19日の庁内総括補佐会議で、本手続不備の件につき、国際室から庁内に「今後同様の不備が起きないように」周知・連絡した。</p>		
是正処置	<p>①手続担当者が、海外出張時に行うべき事務手続について誰がいつまでに何をするのか等の業務分担を明確にした業務マニュアル及びチェックリストを作成する。マニュアルには総括と出張者が出張前に確認するタスクを記載する。</p> <p>②作成したマニュアル及びチェックリストは室内に周知する。</p> <p>③手続き担当者は上記マニュアル及びチェックリストを、人事異動の際に確実に後任者へ引継ぐ。引き継ぎが適切に行われたかを総括補佐が確認する。</p>		

番号	17	担当部署	研究炉等審査部門
件名	3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備		
内容	<p>令和 3 年度第 58 回原子力規制委員会(令和 4 年 1 月 12 日)で報告した、国立大学法人京都大学の臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認申請書の添付書類十一の添付漏れを踏まえ、同様の事案がないか確認を行った結果、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 15 号)第 3 条による改正(以下「3 条改正」という。)の施行日(令和 2 年 4 月 1 日)以降に行った 17 件の処分において、以下の不備が判明した。</p> <p>(1)核燃料物質使用変更許可申請書における審査書の記載漏れ及び添付書類の添付漏れ:計 4 件</p> <p>3 条改正の施行により、許可基準に核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」という。)第 53 条第 4 号の基準適合性(品質管理体制)が追加されるとともに、申請書への添付書類四の添付が必要となったが、審査書への当該適合性の記載漏れが 1 件、申請書への核燃料物質の使用等に関する規則第 2 条第 2 項第 4 号で必要とする説明書(以下「添付書類四」という。)の添付漏れが 3 件あった。</p> <p>(2)試験研究用等原子炉施設設工認申請書における説明書の添付漏れ:1 件</p> <p>3 条改正の施行により、品質管理体制に関する許可整合性に係る説明書の申請書への添付が必要となったが、説明書の添付漏れがあった。</p> <p>(3)試験研究用等原子炉施設設工認における旧基準に基づく審査:1 件</p> <p>3 条改正の施行により、認可基準及び技術基準を改正した。このため、改正後の認可基準及び技術基準に基づき審査を行うべきところ、3 条改正の附則の解釈を誤り、旧基準に基づき審査を行った。</p> <p>(4)試験研究用等原子炉施設、研究開発段階発電用原子炉施設及び使用施設における保安規定変更並びに試験研究用等原子炉施設における廃止措置計画変更の旧基準に基づく審査:8件</p> <p>3 条改正の施行により、認可基準及び審査基準を改正した。このため、改正後の認可基準及び審査基準に基づき審査を行うべきところ、3 条改正の附則の解釈を誤り、旧基準に基づき審査を行った。</p> <p>(5)核燃料物質使用許可申請書の一部補正書の記載不備:3件</p> <p>当初申請の一部を補正する際、新旧対照表等により、具体的な補正箇所を特定すべきところ、炉規法第 52 条第 2 項第 10 号(以下「本文 10 号」という。)及び添付書類四における具体的な補正箇所が特定できない状態で補正があった。</p>		
要改善事	不備案件について、申請書本体の確認や同一事業所の審査等により現行基準に適合して		

項の処置	<p>いる状態に疑義はなく、書面の追加提出や再審査等の特段の措置は要しないと判断し、記載漏れ等があった一部の審査書は修正決裁を行う旨の対処方針を、令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)に報告し、了承された。</p> <p>なお、不備事案の元の決裁文書を保管する行政文書ファイルには、処置をした経緯がわかるよう、経緯書を追加した。</p>
是正処置	<p>以下の6つの改善活動を実施する。</p> <p><b>【改善活動1 部門内職員が共通認識を持つための場の設定】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・部門内職員が共通認識を持つための場として、以下に示す「審査書確認会議」、「ピアレビュー」、「審査官力量向上研修」を設定し、運用を図る。</li> <li>・審査書確認会議については、週1回の頻度で、決裁前の審査書の確認作業を管理官を筆頭とし、総括補佐、担当班管理職、部門内審査官、担当審査官、タスクフォース(研究炉等審査部門における業務改善を行うための中核メンバーとして部門内横断的に選抜された若手職員から構成)、技術参与が参加する会議にて審議を行い、基準適合の対象条文及び技術的論点の妥当性、審査書の横並び、並びに審査の抜け漏れが生じていないことの確認を行う。</li> <li>・ピアレビューについては、月1回の頻度で、処分が終了した審査案件、原子力規制委員会の附議案件、行政相談で決定した事項等を対象として、部門内職員(希望があれば他部門からも参加)が参加する会議にて、他施設における審査知見の共有、審査事項の統一性及び整合性を図ることを目的としてレビューを実施する。</li> <li>・審査官力量向上研修については、月1回の頻度で、審査に必要な技術的事項を中心に技術参与による講義を実施する。</li> </ul> <p><b>【改善活動2 執務マニュアル(チェックシートを含む)の整備】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・炉規法に基づく手続きのうち、研究炉等審査部門で所掌する全ての手続きを洗い出し、当該業務手続きにおける標準業務プロセスを整備する。また、本プロセスの整備にあたっては、法律、規則等の改正があった場合の執務マニュアル(チェックシートを含む)も併せて作成する。</li> <li>・運用に当たっては、上記の執務マニュアルを部門内全員が確認できるよう部門内のイントラサイト(garoonサイト)に掲載し、手続きの漏れがないよう部門内の複数の者で確認する。</li> </ul> <p><b>【改善活動3 審査書の在り方検討】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第75回原子力規制委員会における本件の議論を踏まえ、許認可の根拠資料の観点から、研究炉等審査部門の所掌する事業の審査書に記載が必要な内容について、他事業の審査書の事例や審査書確認会議やピアレビューで得られた良好事例などのノウハウ集を参考のうえ検討する。</li> </ul> <p><b>【改善活動4 被規制者への周知・啓発】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本件と同様な事案が起こらないよう、事業者に対し説明会を開催し、変更申請及び一部補正書の記載要領等について周知する。</li> </ul>

**【改善活動5 規則改正の検討】**

- ・品質管理に必要な体制の整備に係る許可基準に係る審査において必要となる申請書類等を明確にするため、規則改正後の審査実績が蓄積されてきたことを踏まえ、3条改正の目的に基づき追加された要求事項及び、関連規則の条文を改めて精査し、必要に応じて規則改正を進める。

**【改善活動6 「審査業務の流れ」への反映】**

- ・改善活動における結果を、「審査業務の流れ」に反映する。

なお、上記の是正処置の方法については、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置と共通するものであることから、本件の「国立大学法人京都大学臨界実験装置(KUCA)設置変更承認における申請書の添付書類漏れ(21研究炉等審査部門-要-006)」における是正処置は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」において実施する。このため、以下の是正処置の結果及び効果の確認は、「3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備(管理番号22研究炉等審査部門-要-001)」の是正処置報告書に記載するため、省略する。

番号	18	担当部署	規制研修課
件名	第54回核燃料取扱主任者試験における出題ミス		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 54 回核燃料取扱主任者試験(令和4年3月2日～3日)において、3月2日の試験課目「核燃料物質に関する法令」の実施後に受験者から「問題に誤りがあるのではないか」との指摘を受けた。</li> <li>・試験問題作成委員に確認したところ、空欄に入る適切な語句を解答する問題(いわゆる穴埋め問題)で、異なる語句が入るにもかかわらず同一の語句が入るものと錯覚し、複数の空欄に同一の解答先番号を付しており、出題ミスであったことが判明した。</li> </ul>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直ちに3月7日に原子力規制委員会のホームページに出題ミスに関する掲載を行った。</li> <li>・また、出題ミスのあった試験問題の採点上の取扱いについて、後日、法令担当試験委員の合意の下、受験者全員を正解とすることとし、その旨を3月23日に原子力規制委員会のホームページに掲載した。</li> </ul>		
是正処置	是正処置実施中		

番号	19	担当部署	規制研修課
件名	第63回原子炉主任技術者試験口答試験における受験通知書のメールアドレスの記載誤り		
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年9月17日に実施する第63回原子炉主任技術者試験口答試験について、9月3日に受験者に受験通知書(受験票に該当)を送付したところ、受験通知書に記載した事務局のメールアドレスに誤りがあることが、9月6日に受験者からの指摘により発覚した。</li> <li>・使用した文書作成ソフトの誤字訂正機能による誤り(文字化け)と考えられる。</li> </ul>		
要改善事項の処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報システム室に確認したところ、誤ったメールアドレスにメールが送信された場合、当時のシステムでは送信者はメールの不達を覚知できないとの回答を受けた。このため、9月13日に原子力規制委員会のホームページ上で「受験通知書に記載した事務局のメールアドレスに誤りがあった」と訂正を行うとともに、受験者全員に電話連絡を行った。</li> <li>・加えて、対応を確実にを行うために誤ったメールアドレスのアカウントを作成して待機したところ、誤ったメールアドレスへの着信は無かった。</li> <li>・この結果、口答試験は滞りなく実施できた。</li> </ul>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・記載ミス及びチェックすべき項目を少なくするため、受験票の記載事項は必要なもののみとする。</li> <li>・受験票の作成方法を、①前年度の受験票原稿を上書きして直す方式から、②試験日程等必要事項を新たに入力するテンプレート方式に変更する。</li> <li>・担当以外の第三者の目及び複数回確認することが有効である。受験票その他の受験者に対する文書は、課長及び複数回の確認を要することとし、マニュアルを改定し、班内に周知徹底する。</li> </ul>		

番号	20	担当部署	規制研修課
件名	第64回原子炉主任技術者試験筆記試験における受験票の試験日程の記載誤り		
内容	・第64回原子炉主任技術者試験筆記試験(令和4年3月15日～17日実施予定)の受験票を2月21日付けで受験者に送付したところ、記載した試験日程に誤りがあったことが、2月24日に受験者からの指摘により発覚した。		
要改善事項の処置	・2月25日に原子力規制委員会のホームページで受験票に記載ミスがあり訂正する旨を掲載し、受験者全員に個別に電話連絡を行った。 ・この結果、筆記試験は滞りなく実施できており、試験日程を間違う受験者はいなかった。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	21	担当部署	検査監督総括課
件名	失効・廃棄事務手続中の検査官証廃棄作業の不適切な管理		
内容	<p>令和3年度に発生した要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」の是正措置のため、検査官証の事務手続を定めた業務マニュアル案を策定し試運用を開始していた。</p> <p>当該マニュアル案に従い、令和4年3月末に退職した志賀原子力規制事務所の検査官1名の検査官証2枚(炉規法第61条の2の2第4項に基づく証明書1枚、炉規法第68条第5項に基づく証明書1枚)の失効・廃棄のため、当該事務所から検査官証が本庁に郵送され、令和4年4月7日に検査監督総括課の職員Aが受領した。職員Aは、失効・廃棄手続を行う当課の職員Bがテレワークで不在のため、職員Bの机の引き出しに当該検査官証を入れ、その旨をチャットで報告し、職員Bから了解した旨の回答があった。また、職員Aが職員Bの机の引き出しに当該検査官証を入れるところを職員Cが目撃している。</p> <p>令和4年4月18日に、職員Bは、3月末に退職した全検査官(当該検査官含む)の失効・廃棄手続を行うため、リストと照合したところ、当該検査官証の所在が不明になっており、捜索できなかった。職員Bは、令和4年4月12日に、本件とは別の、炉規法改正前の旧検査官証の失効・廃棄手続(約1800枚)を自身の机で行っており、この際、旧検査官証と当該検査官証が混ざり、旧検査官証とともに裁断された可能性が高い。本件については、職員Cが当該検査官証を机に入れるところを目撃していることから、他に持ち出された可能性は十分低く、廃棄作業の不適切な管理と判断する。</p>		
要改善事項の処置	廃棄されたとと思われる検査官証2枚について、検査官証を失効させるため、印影抹消及び廃棄の手続きを速やかに行う。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・失効及び廃棄のために回収した検査官証の保管場所を定め、回収した単位毎に分類し管理すること。</li> <li>・失効及び廃棄のために回収した検査官証は、担当職員がテレワーク等で不在の場合も含め複数名で確認すること。</li> <li>・これらについて、業務マニュアルに反映すること。</li> </ul>		

番号	22	担当部署	研究炉等審査部門
件名	原子力第1船原子炉(むつ)設置許可申請書の変更届出写しの送付漏れ		
内容	<p>3条改正の施行に伴う品質管理体制の整備に関する事項の設置許可に係る変更届出に関し、令和2年4月22日付けで届出があった国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)青森研究開発センター原子力第1船原子炉(以下「むつ」という。)について、文部科学大臣及び国土交通大臣に届出の写しを送付すべきところ、国土交通大臣へ送付していないことが判明した。</p> <p>本件は、原子力機構の理事長の交代に伴い、炉規法第26条第2項に基づき令和4年4月25日付けでむつ設置許可に係る代表者氏名の変更届を受理したことを受け、関係機関に写しの送付を行うため、むつに関する過去の届出の写しの送付について確認した際に判明したものである。</p>		
要改善事項の処置	<p>3条改正附則において規定された手続きが未完となっていたことから、上記1.の届出の写しを送付していないことについて、国土交通省へ速やかに担当管理職より謝罪し、説明後、決裁を行った上で国土交通大臣へ届出の写しを送付した。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>本要改善事項については、受理から写しの送付までの一連の手続きが詳細にマニュアル化されていなかったことが原因であり、要改善事項「17」(3条改正に係る許認可における書類及び手続きの不備)に対する是正処置で対処できることから、本件単独での是正処置は不要とする。</p>		



番号	23	担当部署	システム安全研究部門
件名	請負契約における仕様書作成時の不適切な事務処理		
内容	<p>令和4年5月31日付けで「令和2年度キャニスタを用いた使用済燃料の乾式貯蔵方法に係る調査」に係る請負契約(以下「本件契約」という。)の発注手続きに関する行政文書一式について開示請求があり、その開示請求準備を進める中で、核燃料廃棄物研究部門(当時)に所属していた当庁職員が特定の業者に対しメールで仕様書案の作成依頼をしていたことが分かった。</p> <p>契約手続きにあたっては、仕様書の内容を具体的なものにするため、関係者に対し市場調査を行うことがある。市場調査は、仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼するものであり、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼することを想定するものではない。</p> <p>一般競争入札として公告された本件契約の仕様書及び予定価格については、当該業者が作成した仕様書案及び参考見積りがほぼそのまま使用されていた。ただし、仕様書及び入札適合条件が特定の業者のみが入札可能な仕様になっていたわけではなく、他の業者も入札可能な状態は保たれており、入札等の公正を害する行為があったとまではいえない。なお、入札の結果は、当該業者が一者応札で落札した。</p> <p>本件の一連の契約手続きについては、原子力規制庁の内規「委託事業等の入札・契約の手引き」(平成24年11月制定)にのうち仕様書作成時のポイントとして記載されている市場調査の基本的な考え方や個別に資料の提供を招請する場合の留意事項に次の点で逸脱していた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○仕様の策定及び市場価格に関する情報提供を依頼する市場調査の性質を越え、具体的な契約手続き上の書類である仕様書案の作成まで依頼していた。</li> <li>○市場調査を行う際の留意事項である、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の関係者への提供依頼</li> <li>・関係者と接触する場合の複数の職員での対応を行っていないかった。</li> </ul> </li> </ul> <p>また、当該職員が仕様書案の作成を依頼していた案件が、他にも2件発見された。入札の結果が一者応札である点も同一である。</p>		
要改善事項の処置	令和4年度の当該職員が関与している契約については調達手続きを停止した。		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>①部門内において仕様書作成についての注意事項の再周知。</li> <li>②会計部門が行う「入札・契約手続きの基本的手順と留意事項」に関する研修への参加を命令。</li> <li>③技術基盤グループにおける「外部調達に係る市場調査実施手順」を策定し、周知徹底を行う。</li> <li>④部門内組織を再構成し、契約事務に関する管理体制の見直しを行う。</li> <li>⑤上記①及び③について、課内会議等の場で定期的実施していく。</li> </ul>		

番号	24	担当部署	放射線防護企画課
件名	原子力災害対策指針改正時に発覚した決裁案(新旧対照表)の誤り		
内容	<p>令和4年4月6日の原子力規制委員会において原子力災害対策指針(以下「指針」という)の改正が決定されたことを踏まえ、当該指針の官報掲載等に係る起案を同日付で決裁したところ、令和4年4月8日、決裁された新旧対照表に複数の誤りがあることを決裁終了後の作業をしていた放射線防護企画課の担当者が発見した。</p> <p>誤りの経緯及び内容については下記のとおりであり、今回発見された誤りはいずれも原子力規制委員会行政文書管理要領の「修正のための決裁に係る手続きに関する規程」第3条第1項の「客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤り」に該当する。</p> <p>①委員会当日以前から生じていた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指針の改正プロセス及び委員会資料の時点で、新旧対照表の一部に誤記があった。</li> <li>・当該誤記は、今回改正を行わない箇所であり(改正前後の両方もしくは改正後)、改正の内容に影響を与えるものではない。</li> <li>・上記のほか、新旧対照表の改正箇所に引くべき下線について、改正前の一カ所に引き忘れが発生した。</li> </ul> <p>②委員会終了後の差し替え作業によって新たに生じた誤り</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・決裁起案の案文に、見え消し等が残っている委員会資料が誤って添付されていることを起案の担当者が委員会終了後に発見し、委員長の決裁を得る前に案文を差し替える必要が生じた。その際、資料のバージョン管理や前担当者からの引継ぎが不十分で最新版の資料が把握できず、案文を改めて作成し差し替えを行ったため、確認の時間等を十分に確保できず、新たに生じた誤りに気づかないまま決裁が終了した。なお、前述の経緯のとおり、委員会資料に当該誤りは生じておらず、改正の内容自体に影響を与えるものではなかった。</li> </ul>		
要改善事項の処置	原子力規制委員会文書管理要領第28条の2の規程に基づき、令和4年5月10日付で修正のための決裁を行った。また、委員会資料を修正し、令和4年6月15日に規制委員会のWebページ上に掲載されている資料を差し替えた。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	25	担当部署	総務課
件名	官報への掲載誤り		
内容	<p>令和4年6月2日に官報に掲載された「原子力災害対策特別措置法第六条の二第一項の規定に基づき、原子力災害対策指針を改正したので、同条第三項の規定に基づき、公示する件」について、4か所の誤りがあった。本件に関する経緯は、下記のとおり。</p> <p>4月6日に文書班が印刷局に当該告示の原稿を入稿した後、①原課(防護企画課)が入稿原稿に誤りを発見したこと、及び②印刷局から形式的な修正の指摘があったことから、掲載手続きを保留し、修正作業に着手した。</p> <p>5月11日に原課が誤りを修正した原稿(修正原稿)を文書班の担当者が受領した後、原課からの修正箇所や印刷局からの指摘事項について確認したものの、特に注意書き等を付すことなく、翌12日に修正原稿を印刷局にメールで送付した。その後、6月2日に官報掲載が行われた。</p> <p>6月3日に、原課から①が反映されていないとの連絡を受け、印刷局に確認したところ、「メールで受け取った原稿には、①に関する新旧や注意書き等がなかったため、印刷局では②が適切に修正されていることを確認して、②の箇所のみを元の入稿原稿に反映して官報掲載した。①のように、印刷局からの修正指摘以外に変更したい箇所がある場合には、当該箇所を赤字で明記するルールになっている。」と伝えられた。当該ルールは、印刷局から毎年1月に発出されている周知文に記載されているが、文書班の担当者は5月に異動したばかりでルールを把握していなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>6月8日に、掲載誤りのあった箇所を示した原稿(正誤原稿)を印刷局に入稿し、6月20日に官報に掲載された。</p> <p>また、業務に慣れない職員であっても、マニュアル等に、印刷局からの周知文や、修正が発生した際には印刷局に修正箇所を確認する等の手順の記載があれば、今回のような掲載誤りは発生しなかったと考えられるため、今回の事案に係る注意点を明記したマニュアルの改訂を6月28日に実施した。</p>		
是正処置	<p>本件発生後、文書班内のマニュアルに次の項目を追記・改訂した。</p> <p>①入稿後に修正が発生した場合、印刷局のルールに従って、修正箇所を赤字で示した原稿を送ること及び念のために反映版の原稿も添付すること</p> <p>②原稿(新規及び修正)を入稿した際は、国立印刷局担当者に架電等を行い、依頼した原稿内容や修正箇所について間違いなく把握されているかを確認すること を追記した。</p>		

番号	26	担当部署	核セキュリティ部門
件名	原子力規制委員会ホームページへの面談概要・規制法令の処分に関する文書の掲載の遅れ		
内容	<p>令和4年4月 13 日、部門職員から、令和3年8月に実施した被規制者との面談概要及び規制法令の処分に関する文書が原子力規制委員会ホームページに掲載されていないと連絡があった。ホームページを確認したところ、当該案件を含む令和3年7月以降の面談概要及び規制法令の処分に関する文書が未掲載であった。原因を調査したところ、担当者と上司が他業務を優先していたために掲載が大幅に遅れたものと判明した。</p> <p>原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針(原規総発第 120919096 号。以下「透明性内規」という。)では、面談資料等のホームページへの掲載は、面談等の実施後原則1週間以内とされており、透明性内規の規定を満たしていなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>当該期間の面談概要・規制法令の処分に関する文書を、5月9日に原子力規制委員会ホームページに掲載を開始し、5月中に掲載を終えた。また、部門内での注意喚起、ホームページ掲載手続の作業分担や、部門内でのチェック体制を構築した。</p>		
是正処置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和4年5月 31 日より、総括班で行っていた HP 掲載業務の内容を整理し、部門内の各班で作業を分担することとした。その際、掲載に係る申請、内容チェック、掲載確認等を一括で管理できる作業進捗表を作成し、掲載漏れを防ぐ体制を構築した。</li> <li>・毎週月曜日に開催する部門内会議用資料に1週間の HP 掲載件数を記載し、部門として HP 掲載状況を共有する体制とした。</li> </ul>		

番号	27	担当部署	情報システム室
件名	原子力防災対策車の緊急自動車指定書の紛失		
内容	<p>令和4年7月28日に島根原子力規制事務所において、原子力防災専門官の実務訓練に伴い原子力防災対策車の緊急自動車指定書を確認したところ、所在が確認できず紛失が明らかになった。</p> <p>当該緊急自動車指定書は、平成30年4月1日に島根原子力規制事務所に着任した防災専門官が、平成30年4月9日から4月13日の間に、保管場所を事務所内の運行記録等綴から当該車両助手席のドアポケットに変更して以降、所在の確認は行われておらず、令和4年7月28日までの間に紛失したものと推定される。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和4年7月28日：緊急自動車指定書が保管場所(ドアポケット)に存在しないことを確認。車内、車庫及び事務所等関係箇所の搜索を開始。</p> <p>令和4年7月29日：搜索の結果発見に至らず、紛失事案として情報システム室に第一報を送付。</p> <p>令和4年8月5日：島根原子力規制事務所から島根県公安委員会に届出確認書等再交付申請書を提出。</p> <p>令和4年8月15日：島根県公安委員会から指定書の再交付を受けた。(再交付日は、令和4年8月10日付)</p> <p>島根県道路交通法施行細則第13条第3項の規定により、緊急自動車指定書の指定に係る自動車に備え付けておく義務があることから、同条文に違反した状態となっており、緊急時に道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第三十九条に規定する緊急自動車として円滑に緊急走行できないおそれがある。(緊急自動車は緊急用務時に道路の右側にはみ出して追い越したり法令の規定上停止しなければならない場合に他の交通に注意して徐行したりすることができる)</p> <p>なお、令和4年8月3日に、全ての原子力規制事務所において原子力防災対策車の緊急自動車指定書の所在確認調査を行ったところ、令和4年8月4日までに当該原子力防災対策車以外の全ての車両において所在が確認できた。</p> <p>また、原子力防災対策車には当該指定書を備え付けておく義務があることを全ての原子力規制事務所に周知した。</p>		
是正処置	<ol style="list-style-type: none"> <li>緊急自動車指定証(書)は、車検証を保管した冊子(ファイル)に入れ、原子力防災対策車のグローブボックス内、又は助手席等のバックポケットに保管することを、運用マニュアルに明記した。</li> <li>原子力規制事務所が行う毎月1回以上の月例点検時に緊急自動車指定証(書)の所在を確認することを、運用マニュアルに明記した。</li> </ol>		

番号	28	担当部署	監視情報課
件名	モニタリングカーの緊急自動車指定証の紛失		
内容	<p>○令和4年7月28日：島根原子力規制事務所の原子力防災対策車の緊急自動車指定証紛失事案発生。</p> <p>○令和4年8月 2日：緊急事案対策室より監視情報課に対し、モニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認の依頼。</p> <p>○令和4年8月 2日：監視情報課より全ての原子力規制事務所に対し、モニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認を指示。</p> <p>○令和4年8月 4日：大飯原子力規制事務所においてモニタリングカー1台の緊急自動車指定証の紛失が判明。</p> <p>当該緊急自動車指定証は、令和元年9月26日付けで発行されたが(コピーは監視情報課で保存)、大飯原子力規制事務所では原本が確認できず、結果、令和元年9月 26 日から令和4年8月4日までの間に紛失したものと推定される。</p>		
要改善事項の処置	<p>○令和4年8月 4日：大飯原子力規制事務所にて、小浜警察署へ逸失届出。</p> <p>○令和4年8月 5日：緊急自動車指定証再交付申請。</p> <p>○令和4年8月 8日：緊急自動車指定証再交付(福井県公安委員会)。</p> <p>福井県道路交通法施行細則第8条第3項の規定により、緊急自動車の指定を受けた者は、当該指定に係る自動車にその指定証を備え付けておく義務があることから、同項に違反した状態となっており、緊急時に道路交通法(昭和35年法律第105号)第39条に規定する緊急自動車として円滑に緊急走行できないおそれがある(緊急自動車は緊急用務時に道路の右側にはみ出して追い越したり法令の規定上停止しなければならない場合に他の交通に注意して徐行したりすることができる)。</p> <p>なお、令和4年8月2日に、全ての原子力規制事務所においてモニタリングカーの緊急自動車指定証の所在確認調査を行ったところ、8月4日までに当該モニタリングカー以外の全ての車両において所在が確認できた。</p> <p>また、モニタリングカーには当該指定証を備え付けておく義務があることを全ての原子力規制事務所に周知した。</p>		
是正処置	<p>1. 緊急自動車指定証(書)は、車検証を保管した冊子(ファイル)に入れ、モニタリングカーのグローブボックス内、又は助手席等のバックポケットに保管することを、運用マニュアルに明記した。</p> <p>2. 原子力規制事務所が行う毎月1回以上の月例点検時に緊急自動車指定証(書)の所在を確認することを、運用マニュアルに明記した。</p>		

番号	29	担当部署	技術基盤課																				
件名	共同研究協定書の施行先変更に係る手続きの誤り及び遅延について																						
内容	<p>技術基盤グループ(シビアアクシデント研究部門、放射線・廃棄物研究部門、地震・津波研究部門)では、令和4年度から開始する下記表 No.1~No.3 の共同研究について、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「JAEA」という) 契約部長 A 氏」を施行先として、共同研究協定の締結に係る起案をし、令和4年3月 31 日に決裁完了したが、令和4年4月11日に、JAEA の人事異動により、契約部長が B 氏に変更となった。</p> <p>本来であれば修正決裁を令和4年4月 1 日にすべきところ、相手方の理事長から契約部長 B 氏への委任状の写しがあれば施行可能と誤認し、委任状の写しの取り寄せ等に時間を要し、かつ、手続きが誤りであったこと等により修正が遅れ、協定書の締結が遅れた。</p> <p>また、下記表 No.4 は、共同研究協定書本文とその付属書類である研究計画書の件名に誤記があるまま決裁し、施行の段階で誤記に気付いたが、相手方による確認作業及び相手方の修正に係る内部手続き等により時間を要し、修正決裁及び協定書の締結が遅れた。</p> <p>表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>案件名</th> <th>担当部署</th> <th>相手先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究</td> <td>シビアアクシデント研究部門</td> <td>JAEA</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究</td> <td>放射線・廃棄物研究部門</td> <td>JAEA、東大、東工大、QST、京大</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究</td> <td>放射線・廃棄物研究部門</td> <td>JAEA、東大</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究</td> <td>地震・津波研究部門</td> <td>JAEA</td> </tr> </tbody> </table>			No.	案件名	担当部署	相手先	1	気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究	シビアアクシデント研究部門	JAEA	2	長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大、東工大、QST、京大	3	放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大	4	原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究	地震・津波研究部門	JAEA
No.	案件名	担当部署	相手先																				
1	気体状 FP 移行挙動モデルの不確かさ低減に関する研究	シビアアクシデント研究部門	JAEA																				
2	長半減期放射性核種等の特性評価方法に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大、東工大、QST、京大																				
3	放射性廃棄物処分坑道の閉鎖措置確認に向けた EDZ 及びベントナイトの透水性に関する研究	放射線・廃棄物研究部門	JAEA、東大																				
4	原子力施設の三次元耐震解析手法の高度化に関する研究	地震・津波研究部門	JAEA																				
要改善事項の処置	上記表の4件について、令和4年6月 24 日に修正決裁を完了した。また、同日付けにて協定を締結し、協定書を取り交わした。																						
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>「再度の決裁を要する修正には当たらない行為について」(令和2年 10 月 19 日長官官房総務課)の内容について、技術基盤グループ各部門に改めて周知するとともに、決裁の際の内容確認について注意喚起することとし、それ以外に新たなルール等を設ける必要がないため。</p> <p>なお、協定書締結の履行遅延において、相手先に対する不利益は生じていないことを確認している。</p>																						

番号	30	担当部署	保障措置室
件名	ウラン濃縮施設における封印交換作業への立会いについて		
内容	<p>IAEA による査察用封印の交換作業は、事業者等の施設に立ち入って行う活動であり、作業中の意図しない封印毀損の防止のため、原子力規制委員会の指定する職員または保障措置検査を行う保障措置検査員による作業への立会いの下に行う必要がある。</p> <p>令和 4 年 3 月 17 日に日本原子力研究開発機構(以下、「JAEA」という。)人形峠環境技術センターウラン濃縮施設で、IAEA 査察官が原子力規制委員会の指定する職員の立会いの下保障措置協定に基づく拡大頻度限定無通告査察(以下、「ELFUA」という。)を実施していた。しかしながら、原子力規制委員会が指定する職員は他の IAEA の検認活動に対応していたため、同時に行われていた IAEA の査察用封印の交換作業に立会えていなかったことが判明した。本件に関して、遡って調査したところ、過去に実施された ELFUA の封印交換作業においても、原子力規制委員会の指定する職員が、封印交換作業に立ち会えていなかったものがあることが判明した。</p>		
要改善事項の処置	<p>令和 4 年 5 月 30 日に開催された IAEA との作業部会にて、原子力規制委員会の指定する職員の立会いが出来ない状態では、IAEA による封印交換作業を開始しないように ELFUA の実施手順の見直しを要請・合意した。令和 4 年 6 月 16 日、当該見直しを反映した ELFUA の実施手順を記載した文書を、IAEA から公式 FAX にて受領した。</p> <p>また、令和 4 年 4 月 15 日までに、JAEA 人形峠環境技術センターウラン濃縮施設における他の原子力規制委員会の封印に異常がないことを確認した。</p>		
是正処置	<p>①令和 4 年 5 月 30 日に開催された IAEA との作業部会にて、原子力規制委員会職員等の立会いが無い状態で封印活動を開始しないように ELFUA の実施手順の見直しを要請・合意した。令和 4 年 6 月 16 日、関係する手順が規定された ELFUA の実施手順に関する合意文書を、IAEA から公式 FAX にて受領した。</p> <p>②令和 4 年 6 月 20 日、ELFUA に立ち会う可能性のある原子力規制委員会職員等に対し、追加された ELFUA の実施手順に関する合意文書を共有するとともに、IAEA の封印交換作業の開始時には必ず立ち会うよう周知した。</p>		



番号	31	担当部署	検査監督総括課
件名	原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年7月から9月にかけて計8回の原子力規制検査に当たって、原子力規制部検査グループの企画官級の原子力検査官2名が、検査官証(※)を携帯せずに実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月14日に判明した。当該2名については当該立入りの時点で検査官証は発行されておらず、また、両名とも立入りに当たって検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。(※核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第4項において、同条第3項第1号の規定により事務所又は工場若しくは事業所に立ち入るときに原子力検査官が携帯することとされている、身分を示す証明書)</p> <p>検査官証の発行手続は同グループ検査監督総括課が行っている。令和3年度の要改善事項「原子力規制検査時に携帯する検査官証等の紛失及び検査官証等の失効時の事務手続未整備」の是正処置の一環として令和4年6月27日に策定した事務手続に基づき、従前は人事課から各部門の総括補佐に共有されていた人事異動情報について検査監督総括課にも共有されるようにし、同情報を基にして発行手続をすることとしていた。</p> <p>しかしながら、課長補佐級を超えた職位の職員の人事異動情報は従前から各部門の管理官に共有されていたため、上記手続の対象外となり、検査監督総括課に共有されず、当該2名の検査官証は発行されなかった。</p>		
要改善事項の処置	令和4年9月15日、検査監督総括課は当該2名の検査官証発行手続に着手するとともに、同月16日に検査グループの職員に注意喚起を行った。当該2名の検査官証発行は同月21日までに完了した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	32	担当部署	核セキュリティ部門
件名	原子力検査官(核物質防護)の検査官証の未発行による不携帯		
内容	<p>令和4年9月21日、第39回原子力規制委員会において検査監督総括課より「原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯」について報告があった。その報告を受け、核セキュリティ部門内の検査官証発行状況を調査した結果、令和3年1月から本年9月にかけて延べ計10回の原子力規制検査に当たって、検査官証が発行されていない核セキュリティ部門の職員3名が、実用発電用原子炉施設や核燃料施設等に立ち入っていたことが本年9月26日に判明した。なお、当該3名の検査官証は発行されておらず、当該3名は、検査官証の携帯が必要であることを認識していなかった。</p>		
要改善事項の処置	検査官証未発行の職員に対して、令和4年9月29日に検査官証を発行した。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	33	担当部署	保障措置室
件名	査察に係る身分証の発行漏れに伴う不携帯		
内容	<p>令和4年9月21日、第39回原子力規制委員会において検査監督総括課より「原子力検査官の検査官証の未発行による不携帯」について報告があった。その報告を受け、保障措置室で調査した結果、査察官証が発行されていない原子力規制事務所職員1名が計3回保障措置検査を行っていたことが本年9月27日に判明した。当該1名は査察官証の携帯が必要であることを認識していなかった。</p> <p>査察官証は、保障措置室の内規において、保障措置室が保障措置査察官等の辞令を確認して発行する手続となっているが、当該職員は保障措置査察官等の辞令を受けておらず、査察官証が発行されていなかった。保障措置室は当該職員に査察官証が発行されていることを確認していなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>保障措置査察官等の辞令及び査察官証が発行されていない職員を含めて、発行が遅れていた3名の原子力規制事務所職員に対して査察官証を9月30日又は10月12日に発行した。また、保障措置室内で常に最新の査察官等身分証管理表を共有し、査察官証を所有している者を保障措置検査実施者として指名するようにした。さらに、保障措置検査等のマニュアルのうち、査察官証が携行品リストに明確に記載されていなかったものに関してマニュアルの改訂を行った。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>保障措置室としての当面の是正処置は終了している。(庁内全体での改善措置の対象)</p>		

番号	34	担当部署	専門検査部門
件名	原子力規制検査中の放射線管理区域への誤入域		
内容	<p>令和4年11月30日、関西電力株式会社大飯発電所3号機及び4号機で実施した、現場シナシナ訓練の原子力規制検査チーム検査(11月28日～12月2日)において、検査補助者1名が誤って放射線管理区域へ入域した。</p> <p>前日29日に実施した検査開始前の事業者との打合せで、実発災時と同様に訓練に参加する重大事故対処要員は放射線管理区域出入口以外の扉等からの入退域が認められているが、検査官及び検査補助者は通常の放射線管理区域出入口を使用するよう依頼を受けていた。当該検査補助者は、事業者からの依頼を受け、通常の放射線管理区域出入口を使用すること及び予め重大事故対処要員が訓練で通行するルートを確認を行っており、重大事故対処要員と同じ扉等から放射線管理区域に入ってはならないということの認識があった。当日、当該検査補助者は検査官と2名で行動し、途中、重大事故対処要員が2箇所で開催する場面で一時的に二手に分かれ、扉等にある放射線管理区域の表示の有無を気にしながら行動していたが、訓練中は扉が開放状態であり、放射線管理区域の表示が扉の裏側に隠れていたため、表示に気づけず誤入域してしまった。</p> <p>当該検査補助者は、2～3分後に、周囲の人が放射線管理区域用の作業着を着ていたこと等から放射線管理区域に誤入域したと気づき、事業者の放射線管理要員に申告した。その後、放射線管理要員の指示に従い汚染が無いことを確認した後に退域した。</p> <p>なお、本事象について、検査チームリーダー及び大飯原子力規制事務所長から事業者に対し、事前申し合わせのとおり行動できなかったことについて謝罪した。</p>		
要改善事項の処置	<p>①検査チームリーダー及び大飯原子力規制事務所長から事業者へ謝罪した。</p> <p>②予め決めていた放射線管理区域への入退域に関する下記の事項について、再度、検査チーム内で周知徹底を図るとともに、今後も注意喚起を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射線管理区域と非管理区域の境界及び重大事故対処要員が入退域する扉等を図面及び現地で再度確認する。</li> <li>・放射線管理区域及び非管理区域の区域をまたがって活動する重大事故対処要員について検査を行う場合は、放射線管理区域と非管理区域のそれぞれに検査官が配置されていることを再度確認する。</li> </ul> <p>③上記②に加え、検査中は扉等の表示を確実に確認して通行することを注意喚起する。</p> <p>④原子力検査官基礎研修の担当部署に、原子力検査における放射線管理区域への入域に関する注意事項として本件を情報提供し、教育に組み込むよう依頼する。</p>		
是正処置	<p>【是正処置不要】</p> <p>予め決めていた放射線管理区域への入退域に関する事項であり、発生原因が個人の不注意によるものであった。検査チーム内で「要改善事項の処置」に示す事項について周知徹底を行っており、特別の再発防止策を不要とする。</p>		

番号	35	担当部署	実用炉審査部門
件名	柏崎刈羽原子力発電所3号炉高経年化技術評価の誤りに係る委員・幹部への報告遅れ		
内容	<p><b>経緯</b></p> <p>東京電力ホールディングス株式会社(以下「東京電力」という。)から2022年8月9日に提出された柏崎刈羽原子力発電所3号炉の高経年化技術評価書(以下「KK3PLM」という。)に関し、審査担当チーム(A1サブチーム)は、9月15日のヒアリングで東京電力から、耐震安全性評価の解析に関し、条件設定のミスによる解析結果の誤りがある旨報告を受けた。</p> <p>本来、解析結果の誤りといった他の審査等への波及的影響が懸念される事案は、直ちに組織内で共有され、公開の審査会合で誤りの内容や原因、再発防止策について議論されるべきところ、12月21日に東京電力から受けたKK3PLMの別の記載誤りについての報告と合わせて、12月22日に初めて担当管理官や幹部に報告された。その間、10月6日に審査会合を開催していたが、東京電力から解析結果の誤りについての説明はなく、規制庁側からも指摘を行わなかった。</p> <p><b>問題点</b></p> <p>解析結果の誤りという波及的影響が懸念される事案に対して、①情報を担当チーム内だけにとどめてしまい、直ちに部門内、幹部に共有すべきという意識に欠けていた、②担当チームは、誤りが1ヶ所で数値が変わるものの評価基準値内であるという東京電力からの報告もあり、取扱いを軽く考えてしまった、③東京電力から当該報告を受けた後、速やかに公開会合で議論すべきところ、ヒアリング資料や文字起こし記録の公開と現地での確認(12月8,9日実施)に留めており、透明性の確保に対する配慮が不足していた。</p>		
要改善事項の処置	2022年12月28日までに、委員、幹部に対して、KK3PLMの誤りの内容と、情報が組織内で適切に共有されていなかったことを報告した。その上で、2023年1月に審査会合を開催し、他のKK3PLMの誤りと合わせて、評価結果への影響の有無や、事業者のチェック体制、原因分析や再発防止策等について確認を行った。		
是正処置	是正処置実施中		

番号	36	担当部署	保障措置室
件名	「半年度操業-査察計画」に係る処理の滞留について		
内容	<p>原子力規制庁は、加工事業者等の施設の操業に係る計画を入手し、日 IAEA 保障措置協定に基づき、「半年度操業-査察計画」として外務省を通して IAEA に提出している。この手続きの処理の一部が滞っていた事実が令和5年 1 月 17 日に判明した。IAEA は、「半年度操業-査察計画」について提出の期限を定めてないが、データが整い次第、IAEA との取り決めに従い提出すべきものであった。また、事案が判明した後に、担当者は管理職に速やかに報告すべきであったが、情報収集を優先したため報告までに約一ヶ月程度時間を要した。</p> <p>なお、査察に必要な情報は既に IAEA に共有されていたため、査察への影響はなかった。</p>		
要改善事項の処置	<p>処理が滞っていた3件について、順次処理した。</p> <p>本件以外に、IAEA への提出処理が滞留している案件がないか、水平展開を目的とした調査を行う。</p>		
是正処置	是正処置実施中		

IRRS ミッション指摘事項への対応状況

※グレー：昨年度までに対応完了、薄青：今年度これまでに対応が完了したもの、白：対応継続

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
政府の責任と機能	勧告 1【R1】	情報交換プロセス	<p>政府は、原子力と放射線の安全について責任を負っている日本の規制当局<sup>1)</sup>が、調和された効果的な規制監視を実現し、また、それぞれが所管する規制が調和されるよう、政策、許認可、検査及び執行措置に関する情報交換を行うための効果的で協力的なプロセスを構築し実施すべきである。</p> <p>*1:原子力規制委員会のみならず、原子力・放射線安全に責任を有する複数の規制機関を含む</p>	<p>勧告 1は未了である。原子力及び放射線安全の分野で関連する役割を担う機関間のコミュニケーションと協調を改善するためのイニシアティブが行われてきたことは認められるが、そうしたメカニズムは依然非公式であり、共通の関心の的となる事案における相互作用のレベルに変動性がある。</p>	<p>火災防護については、原子力規制庁と消防庁との人事交流等を通して連携を進めている。共同検査を含め、2020 年度から具体的な連携を順次進めていく(検査監督総括課)。</p> <p>厚生労働省との協力関係の構築について今後調整を行う(検査監督総括課)。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について 2020 年度中に調整を行う(RI 規制部門)。</p>	<p>火災防護については、原子力規制庁と消防庁との間で、連携についての文書を 2019 年 6 月に発出した。これを受け、2020 年度からの原子力規制検査において地元消防本部と連携した検査を行っている。<b>原子力安全に関係する放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気づき事項の共有などの連携について 2022 年 3 月に文書を取り交わし、原子力規制事務所が労働基準監督署との意見交換や労働基準監督署の検査への同行などの連携を行っている。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。(検査監督総括課)。</b></p> <p>放射性同位元素等に関係する従事者の放射線防護についても、2022 年 4 月 1 日付け厚労省との連名文書に基づき、法令報告事象や同法に基づき行う検査等により放射線業務従事者等の放射線防護に係る同法の規定に抵触する事案について、四半期に一度、概要及び改善の状況を取りまとめ厚労省に情報共有を実施している。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した (RI 規制部門)。</p>	RI 規制部門 検査監督総括課
	提言 1【S1】	共同検査委託監督	<p>原子力規制委員会は、共同検査に対する関連機関<sup>2)</sup>との連絡、外部委託した検査の監督に関する改善を検討すべきである。</p> <p>*2:原子力・放射線施設で検査を実施する複数の規制機関</p>	<p>提言 1は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは火災防護分野での合同検査の導入及び委託規制検査に対する監督の改善に関する所見に基づく。</p>	<p>自己評価書に記載した事項の実施に加え、厚生労働省との協力関係の構築について、2020 年度中に調整を行う(検査監督総括課)。立入検査結果のうち、従事者の放射線防護に関して、気づき事項の共有など、厚生労働省との連絡体制の構築について 2020 年度中に調整を行う(RI 規制部門)。</p>	<p><b>原子力安全に関係する放射線安全を含めた労働安全の分野について、原子力規制庁と厚生労働省との間で、検査での気づき事項の共有などの連携について 2022 年 3 月に文書を取り交わし、原子力規制事務所が労働基準監督署との意見交換や労働基準監督署の検査への同行などの連携を行っている。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。(検査監督総括課)。</b></p> <p>放射性同位元素等に関係する従事者の放射線防護についても、2022 年 4 月 1 日付け厚労省との連名文書に基づき、法令報告事象や同法に基づき行う検査等により放射線業務従事者等の放射線防護に係る同法の規定に抵触する事案について、四半期に一度、概要及び改善の状況を取りまとめ厚労省に情報共有を実施している。今後もこの連携協力を継続して実施することとしており、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)。</p>	RI 規制部門 検査監督総括課
	勧告 2【R2】	モニタリング提供者承認	<p>政府は、規制機関に対し、職業被ばくと公衆被ばくのモニタリング及び一般的な環境のモニタリングを行うサービス提供者について許認可又は承認のプロセスの要件を定め、許認可取得者がそれらの要件を満たしていることを確認する権限を与えるべきである。</p>	<p>勧告 2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が開始した措置が完了に近付きつつあり、既に線量測定及びモニタリングサービス提供者に関する品質の管理の強化に至っているという所見に基づく。</p>	<p>自己評価書に記載した事項の実施に加え、職業被ばくモニタリングに関しては、炉規法においても RI 法の新たな規制要求と同等のものとなるよう引き続き関連規定の整備を必要に応じて進める。</p>	<p><b>測定の信頼性を確保するための措置を加えるため、RI 施行規則改正を実施した。また、この規則改正を具体化するための「放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド」(以下「予防規程ガイド」という。)の一部改正を行い、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)</b></p> <p>RI 法施行規則の改正により導入された放射線測定機器の第三者機関による校正について、原子炉等規制法の規制対象事業者のうち政令 41 条非該当使用者を除いては、保安規定及び「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(以下「保安措置ガイド」という。)にて措置しているが、政令 41 条非該当使用者に対しては保安規定がないため、放射線測定機器の校正に係る運用について明確化する必要がある。このため、保安措置ガイドに政令 41 条非該当使用者<sup>1)</sup>に対する当該運用につい</p>	RI 規制部門 規制企画課 検査監督総括課

						て追記する改正の検討を進める。(検査監督総括課)	
	指摘事項1	事業者研修プログラムへの参加	—	IRRS チームメンバーは、許認可取得者が提供する研修プログラム及び課程を活用することから規制機関職員が得られる便益も強調した。	現在でも BWR 運転訓練センター、原子力発電訓練センター等での研修を行っているが、更なる活用の可能性について今後検討する。	*1: 炉規制法施行令第 41 条各号に掲げる核燃料物質を使用していない施設の利用者及び炉規制法第 57 条の 7 に規定する核原料物質を使用する者 規制機関職員の専門性向上を目的として、事業者が実施している研修プログラムを活用する有用性及び実現可能性について、引き続き検討する。	人事課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制機関の責任と権限	勧告3【R3】	放射線防護対策	原子力規制委員会は、許認可取得者による放射線防護対策の実施を監視すること、NIRS <sup>3</sup> との協力を通じて、放射線防護の国際基準の策定や関連する研究活動に参加することに、優先度を高くし、一層の資源を配分すべきである。  *3: 国立研究開発法人量子科学技術研究機構放射線医学総合研究所	勧告3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者の規制監督のほか、放射線防護分野での国際基準の策定及び日本国内での関連する研究活動向けに、追加資源を配分してきたからである。	【完了】	【完了】	防護企画課 RI 規制部門
	勧告4【R4】	組織有効性等	原子力規制委員会は、現在の組織体制の有効性を評価し、適切な横断的プロセスを実施し、年度業務計画の立案に際して利害関係者からの情報収集を強化し、さらに、自らの実績と資源利用を測るツールを開発すべきである。	勧告4は未了である。これは幾つかの分野における顕著な改善を認識する一方、マネジメントシステムの枠組み内で完了すべき任務が残っているからである。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、マネジメントシステム改善に係る 2020 年度からの新たな計画を策定する。	自己評価書に記載した事項の実施に加え、2020 年 7 月 15 日に「マネジメントシステム及び原子力安全文化に関する行動計画」を策定し、これに基づいて主要プロセスを決定し、主要プロセスのマニュアルの作成を開始した。2021 年度中に全ての主要プロセスにおいてマニュアルを策定予定。 2020 年度のマネジメントレビューでの業務評価から、業務に投入した資源量を明示した。 マネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を 2022 年 10 月に策定した。これにより、左記の対応を完了した。	監査・業務改善推進室
	勧告5【R5】	人材育成	原子力規制委員会は、原子力と放射線の安全におけるその規制責任を果たす能力と経験を備えた職員を確保するため、能力の評価、研修プログラムの実施、OJT、内部での職務ローテーション、さらに、TSO(JAEA)、大学、研究機関、国際機関、外国機関との安全研究や協力の充実に関する活動をさらに発展させ実施すべきである。	勧告5は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が勧告に従って活動を実施しているからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言2【S2】	魅力向上技術維持	原子力規制委員会は、より多くの責任、許認可取得者の安全実績に直接影響を及ぼす能力、原子力産業界の様々な部門を規制する選択肢、国の政策に影響する法的要件を定める能力、そして原子力規制委員会内で上級職員に至る明確なキャリアパスを職員に提供することにより、選ぶべき雇用主としての原子力規制委員会の魅力と、職員の担う役割の向上を目指すことを通じて、新規の技術専門家を獲得するとともに、現職の技術専門家を維持する戦略の策定を検討すべきである。	提言2は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が新人職員を引き寄せ、現職の技術専門家を保持すべく、彼らにインセンティブを与えることによって取り組んでいるからである。	【完了】	【完了】	人事課 人材育成センター
	提言3【S3】	許認可取得者コミュニケーション	原子力規制委員会は、規制審査及び評価の結果を受けて、一層の規制上の期待事項、現在の課題について、許認可取得者/申請者とのコミュニケーションに関するメカニズムの有効性について評価することを検討すべきである。	提言3は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは原子力規制委員会が許認可取得者及び他のステークホルダーとのコミュニケーションの向上に尽力しているからである。	【完了】	【完了】	規制企画課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制 機 関 の マ ネ ジ メ ン ト シ ス テ ム	勧告6【R6】	統合マネジメントシステム	原子力規制委員会は、所掌業務を遂行するために必要なすべての規制及び支援プロセスに対する統合マネジメントシステムを構築し、文書化し、完全に実施すべきである。マネジメントシステムには等級別扱いを一貫して適用し、文書・製品・記録の管理、及び変更管理などの組織共通のプロセスを組織内すべてに展開すべきである。改善の機会を特定するために、包括的な方法で原子力規制委員会マネジメントシステムの有効性を監視及び測定するようにすべきである。	勧告6は未了である。これは全ての規制プロセス及び支援プロセス向けに新たな原子力規制委員会の統合マネジメントシステムを完成し、文書化し、全面的に実施するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載のとおり。	監査・業務改善 推進室
	提言4【S4】	意識啓発研修	原子力規制委員会は、自らの活動の実施において高度な安全文化を促進かつ持続するために、意識啓発研修又は意識調査などの具体的な対策を導入することを検討すべきである。	提言4は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは規制活動における高水準の安全文化の促進と持続に向けた一連の具体的措置が実施されたからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善 推進室
	提言5【S5】	マネジメント戦略アプローチ	原子力規制委員会委員は、マネジメントシステム構築に特化した複数年計画の策定に着手し、その実施状況を定期的に審査することによって、このプロジェクトに対する各委員のコミットメントを示し、マネジメントシステムの実施に関する戦略的アプローチを検討すべきである。	提言5は完了とする。これは「マネジメントシステムの改善に向けたロードマップ」が現在、原子力規制委員会マネジメントシステムに加える必要のある変更の実施に役立つよう使用されているからである。	【完了】	【完了】	監査・業務改善 推進室
	提言6【S6】	マネジメント文書化	原子力規制委員会は、マネジメントシステムが、使用しやすく、規制活動の効果的で一貫した実施を図れるようなものにするため、マネジメントシステムを階層構造にすることを検討すべきである。各プロセスについて、その要件、リスク、相互作用、入力、プロセスの流れ、出力、記録及び測定基準を含めて具体的な説明を記述したものを統一された形式で作成することを検討すべきである。	提言6は未了である。これはマネジメントシステムにおいて、新たに包括的に記載するための努力が依然進行中であるからである。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	勧告4に記載のとおり。	監査・業務改善 推進室

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
許 認 可	提言7【S7】	高経年化対策	原子力規制委員会は、発電用原子炉施設の高経年化対策に係る3つの既存規制プロセスのインターフェース及び全体としての一貫性を改善することを検討すべきである。	提言7は完了とする。原子力規制委員会は、許認可取得者による資料提出の重複を排除する形で要件を改訂し、老朽化管理の検討に関連する3つのプロセス間で審査に対するアプローチを整合化した。	【完了】	【完了】	—
	勧告7【R7】	施設検査取り込み	原子力規制委員会は施設検査の結果を放射線源の審査、評価及び許認可プロセスに組み入れるべきである。	勧告7は、勧告の意図を満たすべく原子力規制委員会が講じてきた措置に基づき、完了とする。	【完了】	【完了】	—
	勧告8【R8】	廃止措置計画サイト解放	原子力規制委員会は、原子力及び放射線施設の供用期間の全段階において廃止措置を考慮することに関する要件、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準を規定すべきである。	勧告8は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。IRRS チームは原子力施設に関するこれまでの進捗に注目した。また原子力規制委員会に対し、廃止措置活動が正常に完了した後の許認可取得者の責任終了について正式な確認証の発行を検討するよう推奨した。	<p>(原子力安全) 自己評価書に記載した事項を継続して実施するが、2019 年内を予定していた原子力施設のサイト解放基準(サイト解放後における代表的個人の線量基準等)の策定期限については、2020 年度内に変更した。</p> <p>(放射線安全) 許認可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告を確認した結果その内容が適切であること(立入検査において確認した廃止措置の内容が適切であることを含む。)を確認した旨の連絡文書を発出する。</p>	<p>(原子力安全) 令和3年度第75回原子力規制委員会(令和4年3月30日)において、「廃止措置の終了確認における敷地土壌等の状況の判定に関するガイド」を整備したことから、廃止措置の終了後におけるサイトの解放に関する基準の規定に係る措置は完了した。(研審部門)</p> <p>(原子力安全) 2023 年度中を目処に、放射性物質の測定方法等に係る技術文書の取りまとめを進めている。(放廃研究部門)</p> <p>(放射線安全) 許認可取消使用者等に対して、廃止措置終了報告が適切であることを確認したことの連絡文を発出することについて2023 年3月に策定した「放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査ガイド」(以下「立入検査ガイド」という。)において明確化した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)</p>	<p>研審部門 放廃研究部門 RI 規制部門</p>



分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
審査と評価	提言8【S8】	運転経験フィードバック	原子力規制委員会は、現在の運転経験フィードバックプロセスについて、その基準が、安全上重大な事象の報告について十分なものとなっているかどうか、長期停止後の再稼働を含め、得られた教訓が許認可取得者により考慮され、実際に施設における適切かつ適時の対策につながることを確かなものとするようにレビューすることを検討すべきである。	提言8は完了とする。原子力規制委員会は安全関連事象に関する要件を改訂し、そして追加的な規制措置を要する運転経験の反映を評価するスクリーニングプロセスを導入した。	【完了】	【完了】	—
	提言9【S9】	人的組織的要因	原子力規制委員会は、すべての原子力施設について、プラントの設計に人的及び組織的要因とヒューマンエラーに対する十分な体系的考察が、許認可取得者による提出書類において行われることを確かなものとするための規制要件と、これを評価するための能力及び経験を有する原子力規制委員会の資源を十分なものとするについて検討すべきである。	提言9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これはこれまでに策定されたガイダンス文書と、人的要因及び組織的要因の分野に長けた職員の追加任用に基づく。	【完了】	【完了】	企画基盤課 シス安研究部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
検査	勧告9【R9】	検査制度見直し	政府は、効率的で、パフォーマンスベースの、より規範的でない、リスク情報を活用した原子力安全と放射線安全の規制を行えるよう、原子力規制委員会がより柔軟に対応できるように、原子力規制委員会の検査官が、いつでもすべての施設と活動にフリーアクセスができる公式の権限を持てるように、可能な限り最も低いレベルで対応型検査に関する原子力規制委員会としての意思決定が行えるようにするために、検査制度を改善、簡素化すべきである。変更された検査の枠組みに基づいて、原子力規制委員会は、等級別扱いに沿って、規制検査(予定された検査と事前通告なしの検査を含む)の種類と頻度を特定した、すべての施設及び活動に対する検査プログラムを開発、実施すべきである。	勧告9は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは検査枠組みに関して著しい進捗が達成されていることと、未解決の任務もすぐに完了するであろうという確信による。	【完了】	【完了】	検査監督総括課
	提言10【S10】	検査官訓練再訓練	原子力規制委員会は、検査、関連する評価そして意思決定に関わる能力を向上させるため、検査官の訓練及び再訓練の改善について検討すべきである。	提言10は完了とする。これは原子力規制委員会が検査官の訓練及び再訓練の分野での拡充を実証済みであるからである。	【完了】	【完了】	人事課 検査監督総括課 人材育成センター

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
執行	勧告10【R10】	執行	原子力規制委員会は、不適合に対する制裁措置又は罰則について程度を付けて決定するための文書化された執行の方針を基準とプロセスとともに、また、安全上重大な事象のおそれが差し迫っている場合には是正措置を決定する時間を最小にできるような命令を処理するための規定を策定すべきである。	勧告10は、これまでの進捗及び効果的に完了するとの確信に基づき、完了とする。これは新たな執行方針が実施される予定であり、必要な場合は迅速な執行措置を実施する取決めが定められているからである。	【完了】	【完了】	検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
規制とガイド	勧告 1 1 [R11]	規制ガイド見直し	原子力規制委員会は、以下を行うべきである。規則及びガイドを定例的に、また、新たな必要性が生じた場合に評価・見直すためのプロセスの改善及び文書化、必要な場合、規則のガイダンス文書による補完、安全性の向上のための評価に係るガイダンスの改善	勧告 1 1 は完了とする。	自己評価書に記載した事項を継続して実施する。	自己評価書に記載した事項を実施した。規則及びマネジメントシステム関連文書の定期的な見直しの具体的なルールを含むマネジメント規程を補完する文書として、「原子力規制委員会マネジメント規程運用の手引き」を 2022 年 10 月に策定した。これにより、左記の対応を完了した。(監査・業務改善推進室)  自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門・検査監督総括課)  「予防規程ガイド」を 2022 年 3 月 16 日に改正した。また「使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設の位置、構造及び設備の技術上の基準等に関する審査ガイド(仮称)」、「立入検査ガイド」について、2023 年 3 月に策定した。これにより左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	監査・業務改善推進室 RI 規制部門 核審部門 検査監督総括課

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
緊急時対応準備	勧告 1 2 [R12]	RI 緊急時ガイド	原子力規制委員会及び他の放射線源の規制当局は、緊急時計画、タイムリーな通報と対応の取決め、等級別扱いを用いた品質保証プログラムに関連する要件を含む、線源に関連する緊急事態に対する準備と対応のための要件とガイダンスを 1 つにまとめて策定すべきである。	勧告 1 2 は完了とする。	【完了】	【完了】	—
	提言 1 1 [S11]	RI 緊急時計画(NRA)	原子力規制委員会は、放射線源に関連する緊急事態に一貫して対応するための計画と手順の強化を検討すべきである。	提言 1 1 は完了とする。これは原子力規制委員会が緊急時対応の計画と手順を、放射線源に関連する緊急事態に一貫性のある形で対応すべく強化し、そして対応体系を整備し、製薬施設の線源については厚生労働省と協力して放射線源に対応するというマニュアルを策定したことに基づく。	【完了】	【完了】	—
	勧告 1 3 [R13]	EAL	原子力規制委員会は下記を策定すべきである。発電用原子炉施設以外の原子力施設に関する緊急時活動レベル式、すべての原子力事業者が緊急時活動レベルを即時に識別できるようにするためのガイダンス、原子力施設周辺の緊急時計画区域内の公衆に対する情報の提供に許認可取得者が準備段階で参加していることを検証する手続き	勧告 1 3 は完了とする。これは原子力規制委員会が全ての原子力施設について EAL を定義するための完全な一連のガイダンスを定めたことに基づく。原子力規制委員会は、原子力事業者が通常条件下で公衆に情報を提供する場合に再検討及び確認する手順も整備した。	【完了】	【完了】	—
	提言 1 2 [S12]	緊急作業一貫性	政府は関連当局 <sup>*4</sup> が同等の任務を行う緊急作業者の区分に応じて一貫性のある要件を定めるよう検討すべきである。  *4: 緊急作業者に対する措置を規制する複数の規制機関	提言 1 2 は完了とする。これは同様の任務を遂行する緊急作業者のカテゴリーが一貫していると確認されたことに基づく。	【完了】	【完了】	—
	指摘事項 2	GSR part7 への適合及び EPREV ミッションの受け入れ	—	原子力規制委員会は近年、緊急事態に対する準備と対応の枠組み、特に防護戦略の策定において、著しい進捗があった。この進捗には運用上の介入レベル(OIL)と緊急時活動レベル(EAL)の策定に伴う作業が含まれる。IRRS チームは原子力規制委員会に対し、関連当局と共同で、関連当局の現在の EPR 枠組みを再検討し、GSR part7 の要件遵守における相違の有無を判断し、相違がある場合は GSR part7 に従って要件を実施するために必要な適切な規制要件及び補助文書を策定することを勧める。また IRRS チームは日本政府に対し、EPREV ミッションを要請すること	原子力規制委員会が所管する EPR について、GSR part7 の要求事項との適合性を評価し、同評価を踏まえて必要な対応を行う。	原子力規制委員会が所管する緊急時の準備と対応(EPR)に係る検討は、GSR part7 の要求事項への適合性に関する検討を踏まえて継続的に実施している。  例えば、緊急時の甲状腺被ばく線量モニタリングの基本的実施事項に係る整理については、GSR part7 で求める汚染や放射線被ばくによる健康影響が生じる可能性がある者の特定等に係る要件等を、防災業務関係者の放射線防護対策に係る整理については、GSR part7 で求める緊急時作業者の被ばく限度に係る要件等を考慮した上で検討を行い、同検討結果を踏まえて、2022 年 4 月及び同年 7 月にそれぞれ原子力災害対策指針を改正したところ。	防護企画課

				を勧める。		また、EPREV ミッションの受入れについては、現時点においては同ミッションの受入れに関する政府全体の方針や計画について引き続き検討を行っているところ。
--	--	--	--	-------	--	--

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針 (R2/3/11 委員会資料)	2022 年度の進捗・今後の予定	担当課室
輸送	フォローアップ勧告1【RF1】	SSR-6 要求事項の規制文書化	—	原子力規制委員会は、特別形放射性物質、(第2)表に掲載されていない放射性核種の数値及び機器又は物品の規制免除運搬物のための代替放射能限度の承認プロセスを、規制関係の文書において指定すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 研審部門 核審部門
	フォローアップ勧告2【RF2】	輸送物設計承認書記載事項見直し	—	原子力規制委員会は、設計承認の証明書に、SSR-6 の要求事項との整合を確保するように項目を追加すべきである。	【完了】	【完了】	RI 規制部門 核審部門
	フォローアップ提言1【SF1】	承認書等記載内容関連付け	—	原子力規制委員会は、容器承認書及び運搬確認書の構成と内容を、関連する輸送物設計承認書の参照が含まれ、容器承認書と運搬確認書のいずれについても整合的で相互に連動する構成と内容が達成されるよう、改正することを検討すべきである。	核燃料物質等の輸送に係る容器承認書に核燃料輸送物設計承認書の内容が関連づけられるように、関係省庁と調整の上、必要な改正手続きを進める(核審部門)。  運搬確認証と核燃料輸送物設計承認書の内容の関連づけについては、容器承認書の対応内容と整合するよう検討し、運搬物確認の運用ガイドに反映する(核監部門)。  RI 物質の輸送容器の設計承認の内容が関連付けられるように容器承認書の記載事項を見直し、同様に運搬確認証についても、容器承認の内容が関連付けられるように記載事項を見直す(RI 規制部門)。	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核審部門、核監部門)  容器承認書の記載内容関連付けについては、記載事項を見直し、項目を追加すべく、外運搬告示・RI 法施行規則を改正し、2021 年1月1日付けで施行した。運搬確認証における容器承認内容の関連付けについては、2022 年6月21日に策定した「放射性同位元素等の輸送に係る設計承認、容器承認、運搬物確認に関する業務の流れについて」(以下「審査の流れ」という。)において示した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核審部門
指摘事項3	設計承認審査ガイダンス文書	—	原子力規制委員会は、核燃料物質と放射性同位元素の輸送物設計承認、容器承認及び運搬物確認について、詳細な申請文書に基づいて審査と評価を行う。しかし、IRRS チームの指摘事項として、申請者による輸送物設計の安全評価の技術的審査に関して内部で文書化されたガイダンスが存在しない。IRRS は原子力規制委員会に対し、係る内部ガイダンスを策定していただくよう勧める。	核燃料輸送物設計承認の審査のための内部のガイダンス文書(審査業務の流れ)の2020 年上半期中の策定を目指す(核審部門)。  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて記載した内部のガイダンス文書の策定を行う(RI 規制部門)。	自己評価書に記載した事項を完了した。(核審部門)  容器承認及び設計承認に係る審査業務の流れについて、2021 年1月1日付けで施行した外運搬告示、RI 法施行規則の改正を踏まえ、2022 年6月21日に審査の流れを策定した。これにより、左記の対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核審部門	
フォローアップ勧告3【RF3】	検査対象物拡張	—	原子力規制委員会は、等級別扱いに基づいて、輸送に関する製造、保守及び準備に係る通告及び無通告の立入検査を含む検査計画を、全ての種類の輸送物に拡大すべきである。また原子力規制委員会は、輸送の荷送人と荷受人の放射線防護計画も検査すべきである。厚生労働省は検査プログラムを適宜、等級別扱いに基づいて再検討及び改訂すべきである。	検査対象物の拡張については、新検査制度において、核燃料物質を内包する全ての型式の輸送物を検査の対象としている。検査頻度を含む検査計画については、グレーデッド・アプローチを考慮して作成する。荷送人、荷受人の放射線防護計画については、IAEA 安全基準(SSR-6)の放射線防護の要求事項への事業者の適合性について、保安規定や保安の措置を踏まえ、所要の検査を行っていく(核監部門)。  RI 物質の輸送物に対する検査に関しては、現時点において個別の実地検査の対象となっている1PBq を超えるB型輸送物に加え、他のすべての型の輸送物(1PBq 以下のB型輸送物、A型輸送物、IP型輸送物及びL型輸送物)についても事業所の立入検査により、輸送物に係る技術基準適合を被規制者が適切に確認する手順・体制を確立できているかどうか及び被規制者が行った確認の記録の確認を行うこととし、確認方法を立入検査ガイドに反映する。立入検査の対象者については、グレーデッド・アプローチを考慮して立入検査の年間計画に定め、計画的に実	左記の対応方針に記載した事項を完了した。(核監部門)  RI 物質の輸送物に対する検査に関する、確認方法を記載した立入検査ガイドを2023 年3月に策定し、同日付けで改正した立入検査実施要領において、立入検査の際は当該ガイドを参照することを示した。これにより、左記対応を完了した。(RI 規制部門)	RI 規制部門 核監部門	

					施する。また、被規制者の事業所における従業者の放射線防護措置を検査する中で、荷送人・荷受人の放射線防護計画についても確認することとし、確認方法を立入検査ガイドに反映する(RI 規制部門)。		
	フォローアップ勧告4【RF4】	輸送緊急時対応訓練	—	原子力規制委員会は、他の関係する所管官庁と協力して、放射性物質の陸上輸送時の原子力及び放射線災害に対応するための緊急措置が定期的に試行(訓練)されるようにすべきである。	【完了】	【完了】	緊急事案対策室

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11 委員会資料)	2022年度の進捗・今後の予定	担当課室
追加的事項	フォローアップ勧告5【RF5】	放射線防護最適化	—	原子力規制委員会は、線量(又はリスク)拘束値を必要に応じて使用することを含め、最適化に向けたアプローチを強化し、全ての施設及び活動を通じて最適化原則を一貫した形で適用することを促進すべきである。	立入検査において「業務の改善」の一項目として行う防護の最適化に向けた取り組みが適切に実施されているかどうかを確認すべく、現在策定中の立入検査ガイドに検査対象事項及び検査手法等を定める(RI 規制部門)。 放射線審議会が2018年1月にとりまとめた「放射線防護の基本的考え方の整理-放射線審議会における対応-」における最適化の考え方について、引き続き、関係行政機関に周知するなど、関係行政機関との連携を図る(防護企画課)。	防護の最適化に向けた取り組みを業務の改善の一項目として、適切に実施されているかどうかを確認するための検査手法等定めた立入検査ガイドを2023年3月に策定した。これにより、左記対応を完了した。(RI 規制部門) 自己評価書に記載した事項を完了した。(防護企画課)	防護企画課 RI 規制部門

分類	ID	項目	イニシャルミッションにおける勧告・提言	フォローアップミッション報告書における評価	勧告・提言フォローアップミッション後の対応方針(R2/3/11 委員会資料)	2022年度の進捗・今後の予定	担当課室
インターフェイス	提言13【S13】	安全・セキュリティインターフェイス	原子力規制委員会は、原子力安全及びセキュリティを統合された形で評価、監視及び実行する取決めの改善を迅速化することを検討すべきである。	提言13は完了とする。これは安全審査担当部門とセキュリティ担当部門の間での調整アプローチの実施に基づく。	【完了】	【完了】	—

# アンケートの還元表（サンプル）

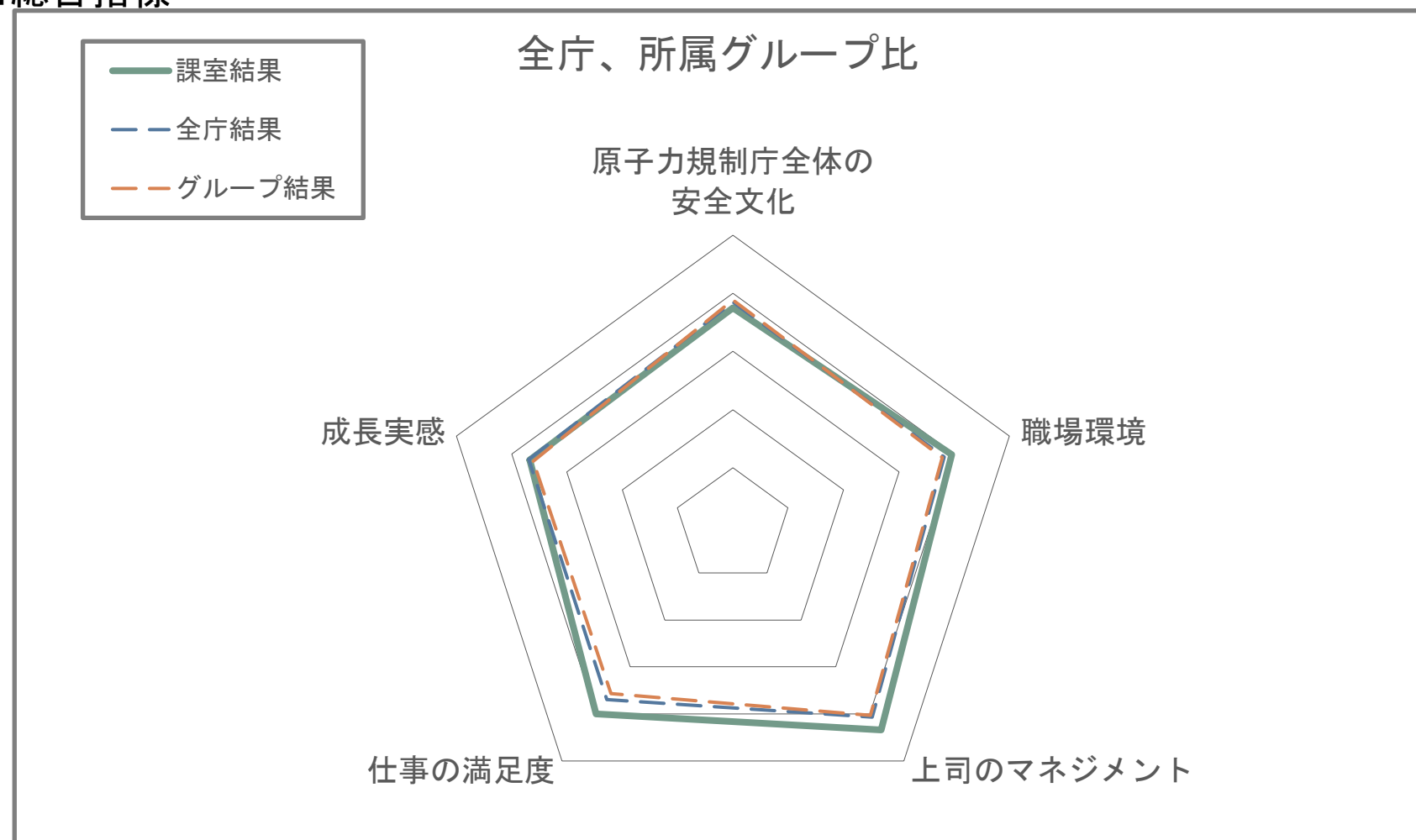
サンプル

【F室（回答者数：XX名）】

所属グループ：XXXX

総合指標に対するコメント	総合指標のうち、仕事の満足度および上司のマネジメントは全庁結果およびグループ結果を上回る水準。その他の項目は概ね全庁結果と同程度の水準。
課室の特徴に対するコメント	「13. 原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う」「25. あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う」「26. あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う」「51. あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う」「56. あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う」「58. あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる」については、優先的に改善が必要な事項。

## 総合指標

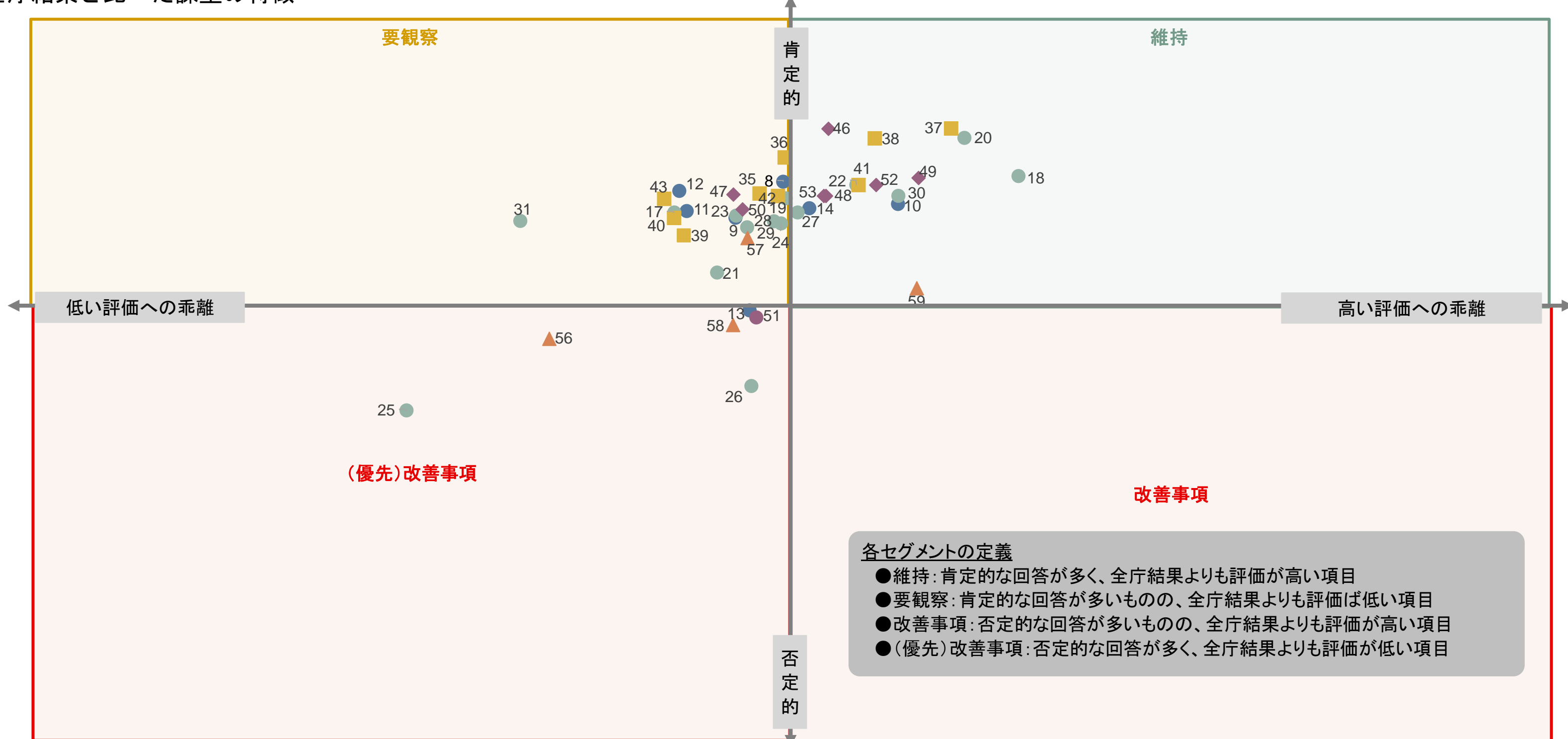


## 評価指標一覧（設問番号が下記散布図の数値と対応）

設問番号	設問文
8	原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う
9	原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う
10	原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透している
11	原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分
12	原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断
13	原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う
14	原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う
15	【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に取組んでいると思う
17	あなたの課室の業務計画は、適切であると思う
18	あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う
19	あなたの課室では、行政文書（紙・データ）は整理・整頓されており、必要な際に活用で
20	あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う
21	あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進められていると思う
22	あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う
23	あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う（例：業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う）
24	あなたの課室では、外部の関係者（被規制者や学識者等を含め）と積極的にコミュニケーションをとっていると思う
25	あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う
26	あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う
27	あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う
28	あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務負担を超えて協力していると思う
29	あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認
30	あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う
31	あなたの課室では、不祥事や不適切な行為（セクシャルハラスメントやパワーハラスメン
32	【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う

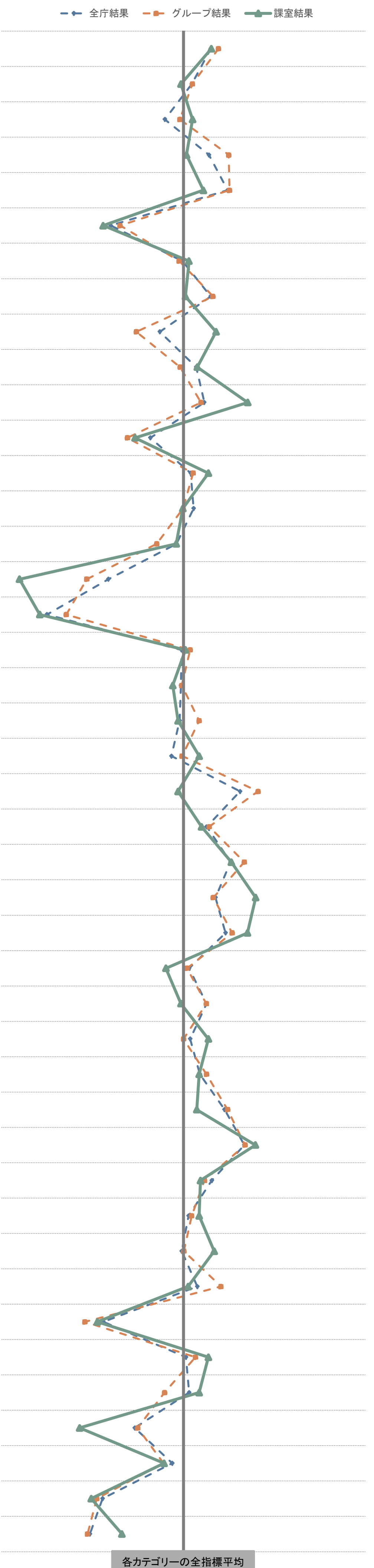
設問番号	設問文
35	あなたの上司は、あなたを信頼していると思う
36	あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があ
37	あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う
38	あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応が
39	あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができている
40	あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う
41	あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う
42	あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う
43	あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っている
44	【総合指標】あなたは、上司を信頼している
46	原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）がやっていることは、社会の役に立っている
47	あなたは、職場に貢献できていると思う
48	あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う
49	あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う
50	あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う
51	あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う
52	あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う
53	あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う
54	【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）での仕事に満足している
56	あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う
57	あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う
58	あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる
59	あなたの身近には、将来になりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる
60	【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う

## 全庁結果と比べた課室の特徴



■詳細指標\_全庁、所属グループ比

原子力規制庁全体の安全文化	8	原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う
	9	原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う
	10	原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透していると思う
	11	原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っていると思う
	12	原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っていると思う
	13	原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う
	14	原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う
職場環境	17	あなたの課室の業務計画は、適切であると思う
	18	あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う
	19	あなたの課室では、行政文書（紙・データ）は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う
	20	あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う
	21	あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進められていると思う
	22	あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う
	23	あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う（例：業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う）
	24	あなたの課室では、外部の関係者（被規制者や学識者等を含め）と積極的にコミュニケーションをとっていると思う
	25	あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う
	26	あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う
	27	あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う
	28	あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務負担を超えて協力していると思う
	29	あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認め、感謝していると思う
	30	あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う
31	あなたの課室では、不祥事や不適切な行為（セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含む）はない	
上司のマネジメント	35	あなたの上司は、あなたを信頼していると思う
	36	あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う
	37	あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う
	38	あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う
	39	あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う
	40	あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う
	41	あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う
	42	あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う
43	あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	
仕事の満足度	46	原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）がやっていることは、社会の役に立っていると思う
	47	あなたは、職場に貢献できていると思う
	48	あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う
	49	あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う
	50	あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う
	51	あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う
	52	あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う
53	あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う	
成長実感	56	あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う
	57	あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う
	58	あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる
	59	あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる



# 原子力安全文化の育成・維持に係る

## アンケート・インタビュー調査結果概要

令和 5 年 2 月 10 日

### 総論

「原子力規制庁全体の安全文化」「職場環境」「上司のマネジメント」「仕事への満足度」「成長実感」のすべての総合指標の評価が全指標の平均評価を上回っており各総合指標は高い満足度を示している。特に「上司のマネジメント」については、評価が最大 5.00pt 中 4.00pt を超えており、他の総合指標よりも高い水準である【図表 1,2 参照】。

「上司のマネジメント」の中で評価が高い項目は、Q36（声を聴く姿勢）や Q43（上司による積極的な調整）等であった。昨年度のアンケート結果を踏まえ、管理職に対して職員とのコミュニケーションの充実を呼びかけるなど、積極的な取組を行った課室が多くあったことなどが結果に影響していると考えられる【図表 2,6 参照】。しかし、Q42（業務内容の見直しや業務分担の工夫）への肯定的な回答者は 66.1%となっており、「上司のマネジメント」の総合指標の肯定率 78.7%と比較して低い水準であるため、一層の工夫の余地がある可能性がある。

一方で、「職場環境」や「成長実感」については、相対的に評価の低い詳細指標が散見される【図表 1,2 参照】。

「職場環境」については、総合指標との相関から Q27（職員同士の切磋琢磨）や Q30（職場内の連帯感）等「職員間の繋がり」に関連する項目に課題があると考えられる【図表 5 参照】。原子力規制委員会はその成り立ち上、中途採用や出向等様々なバックグラウンドの職員が多く所属していることやそれぞれの部署の専門性が高いことなどから、職場内の職務を超えた意識的なコミュニケーションの活性化が望まれる。

また、自由回答では「人員不足とそれに伴う業務過多」に関連する意見が多いものの、Q26（人員数の適切さ）と総合指標との相関は弱かった。慢性的に実員数が定員数を下回る状態が続いており、その状態で何年も業務を行っていることや行政機関の人事の仕組みが機動的に人を増やすことが難しいこともあり、人員不足の抜本的な改善への期待値が低い可能性がある。また、インタビューでは職員の意識が必ずしも全庁的な連携・協力に向いておらず、例えば、組織としては緊急性の高い部門を優先した人員配置等について、個々の課室の納得感を得られていない状況が伺われた。

「成長実感」については、Q58（キャリア形成についての相談相手）や Q59（身近なロールモデルの存在）は総合指標との相関が高く、評価が低水準となっており課題と考えられる【図表 7 参照】。また、インタビューでもロールモデルが「弱み」だとする意見もでてきた。ロールモデルが自然発生的に表れることはあまりなく、例えば、若手や女性が働きやすい職

場を作ることや、先輩職員の話聞く機会を提供するなどにより、新しいロールモデルをそれぞれが見出し、共有できるように組織的に支援することが必要である。

全体的に総合指標との相関や満足度を踏まえると、「職場環境」の中の「職員間の繋がり」に関連する項目が、職員が重視しており評価も低水準であるため、今後の組織運営の優先的な課題と言えるのではないか。



## 各論

### ■ 原子力規制庁全体の安全文化

#### (1) Q9,10（「原子力安全文化」「核セキュリティ文化」の浸透度）

前年は、「原子力安全文化に関する宣言」「核セキュリティ文化に関する行動指針」の両文書の浸透度を一問で聴取しており、肯定率（浸透していると思う）が 50.1%であった。どちらに対する回答が不明瞭であるという課題があったため、本年はそれぞれの浸透度を聴取した。結果として、「原子力安全文化に関する宣言」の肯定率は 68.1%、「核セキュリティ文化に関する行動指針」の肯定率は 50.0%となっており、相対的に「核セキュリティ文化」の浸透度に課題があることが明らかになった。ただし、前年の「原子力安全文化」および「核セキュリティ文化」肯定率と同程度の水準である。

#### (2) Q10（「核セキュリティ文化」の浸透度）

(1)の傾向に加え、検査 G、課室長級という核セキュリティ文化への問題意識が高くあるべき層の評価が低いことが見てとれる【図表 3 参照】。こうした層の問題意識を組織全体で共有していく取組が必要である。

#### (3) Q13（わかりやすい情報提供）

「原子力規制庁全体の安全文化」に関する項目のうち、評価は相対的に低い水準である。特に、20、30 代の若手層からの評価が低い【図表 3 参照】。情報提供の方法や提供内容などについて、若手層の意見の反映を試みる取組が必要だと考えられる。

例えば自由回答では、「規制庁の HP は市民目線に立っておらず、専門家以外何も分からないと思う。」「内部向けの研修資料などは充実しているから、これらも活用して一般の方が理解しやすいコンテンツの発信を検討してみては。」といった意見が確認できた。また、原子力規制庁全体の安全文化との相関は見られないが、原子力規制におけるわかりやすい情報提供の意義が十分浸透していないことの表れの可能性もあるため、原子力規制において分かりやすい情報提供を行うことにより、原子力規制庁の姿勢や考えを発信し、国民の理解と信頼につなげることが重要であることを組織内に徹底するとともに、「一般市民にわかりやすい形で情報提供を行い、原子力規制委員会の安全を追究する姿勢等を示すことができていると思う。」など、総合指標との関係を想起する言葉に変えてアンケートを取るなどの対応を検討する。

#### (4) Q14（「安全を重視するメッセージ」の職員への浸透度）

「原子力規制庁全体の安全文化」との相関を確認できる一方で、評価は相対的に低い【図表 1,5 参照】。属性で見ると、特に、審査 G や係長級、所属経緯が新卒の職員で低い【図表 3 参照】。ただし、設問文の表現に細かな変更あるものの、前年との比較では大きく向上しており、着実に改善している模様である。

## ■ 職場環境

### (1) Q20 (業務のやり方の適切な改善)

全庁での評価が高く、文言の変更はあったものの前年から大きく向上している【図表 1 参照】。特に、審査 G の評価が高く【図表 3 参照】、例えば審査案件に応じて柔軟に業務の分担や進め方を変えて対応したこと等が反映された可能性がある。

### (2) Q18 (業務マニュアルの整備)、Q21 (業務遂行の手順等の組織的な共有・伝承)

全庁での評価が相対的に低く、肯定割合は Q18 では 52.4%、Q21 では 48.9%に留まっている。特に放射線防護 G の値が低くなっており、アンケートにあわせて実施したインタビューにおいても、「異動時の入れ替わりに対応するためにもマニュアル化等の必要性を認識しているものの、業務が多忙で対応できていない」、「整備されていてもどこにあるのかわからない」という声が多く聞かれた。また、業務整備ができていないことや、そもそも文書にすることが難しい事象について共有や伝承が難しいとの意見もあり、必ずしも文書が存在しないことだけが組織的な共有の伝承を妨げているわけではない。また自由回答は「契約、国際出張等について普段事務を担当しない職員でもわかるように業務マニュアルなどを整備すべきである。真面目な担当者ほど悩むため、部署を超えて行う必要がある業務、行為はマニュアル化してほしい。」「行政 LAN や種々のシステムの使用方法については、マニュアルの保存場所を分かりやすくし、できる限り演習等により職員に習得させることが業務の効率化や正確さ、改善点の気づきにつながると考える。特に新規採用者等の職員に対して力を入れていただきたい。」「人の入れ替わりが激しく、異動後組織外に出てしまう者も多いため、業務マニュアルのようなものはなく、知見が途絶えたりしているのもう少し組織的に継承できる体制を作るべきだと思う。」等の意見が見られた。業務マニュアルの整備・整理を推進しているが、マニュアル等が未整備な項目の抽出と優先順位付けやイントラへの体系的な掲載等一層の取組の推進が必要である。

### (3) Q25 (業務分担の適切さ)、Q26 (人員数の適切さ)

全庁の評価が低く、特に Q26 については否定的な回答をした者が 49.4%いることに注意が必要である【図表 1 参照】。特に、業務分担の適切さについては 10,20 代～40 代で低く、50～60 代以上が高いと評価が二分している【図表 3 参照】。加えて、10,20 代と 30 代では特に否定的な回答をしている傾向が確認できる。若手・中堅層に業務が集中している可能性が考えられる。また 30 代については、人員数の適切さの評価も全庁結果と比較して低く【図表 3 参照】、この層に業務が集中していることが予想される。インタビュー調査でも、管理職を含めたすべての職階で人員不足の声があがっており、特に若手に業務が集中しているなど偏った業務分

担についての指摘があった。自由回答でも「人員不足とそれに伴う業務過多」に関連する意見は散見されており、多くの職員が課題と感じていることが伺える。なお、人員数の適切さについては、前年と比較して横ばいであるため、前年から改善されていないという評価がアンケート結果に反映されていると考えられる。

ただし、人員数の適切さについてはいずれの総合指標とも相関関係はないため、致し方ないものにとらえられている可能性がある【図表 8 参照】。また、Q49（仕事の量の適切さ）や Q53（仕事と生活のバランス）との相関は見られないことから、人員数の課題は個人の仕事量や生活とのバランスの評価には影響していないと見られ、低い評価はこのような問いについては一般的に低い結果となりがちであること、特定の個人への業務の偏り、「もし人員が現状より多ければよりよい仕ことができる」という問題意識、過去の体制からの縮小を受けて人員数が不適切との印象をもっていることなどが影響している可能性がある【図表 8 参照】。なお、Q53 については、インタビュー調査では、フレックスやリモートワークの導入等の働きやすさを強調する職員が多く、業務量や人員不足とは別の観点から満足度が高い可能性がある。ただし、柔軟な働き方は、ともすると、個人の業務の状態が見えにくくなり、過重労働や業務分担の偏りにも繋がる可能性があるため注意が必要である。一方、業務分担の適切さは「職場環境」との相関があるため、単純に人員数を増やすのではなく、業務を適切に分担する事が職場環境の評価向上に資する可能性がある。

(4) Q27（職場内の建設的な意見交換）、Q28（業務分担を超える協力）、Q29（職員同士の承認と感謝）、Q30（職場内の連帯感）

「職場環境」の総合指標との相関が高く【図表 7 参照】、気持ちよく仕事ができる職場環境を保つためには、コミュニケーションに留意する必要がある。一般的には、マネジメント層はコミュニケーションが適切に取れていると感じているが、若手・中堅層はそう感じていないことが多い。マネジメント層は職務からの必要性やマネジメントを行うべき立場にあることから意識して部下とコミュニケーションを取ろうとしており、自己の行動への意識から肯定的意見が多くなる一方で、若手・中堅層は上司からの指示や確認を双方向性のあるコミュニケーションと感じていないために肯定的意見が少なくなる傾向があることが一般的に言われており、そうした認識の相違が結果に表れている可能性がある。なお、評価は相対的に低く、本年設問文の表現に変更はあったものの、前年から大きく向上しており、着実に改善していると考えられる【図表 1 参照】。

(5) Q31（不祥事や不適切行為）

全庁の評価は高いが、肯定的な回答をしなかった職員が 28.7%いることから、引き続き注視していく必要がある。なお、インタビュー調査では、“以前”高圧的な態度の人がいた、またはそのような報告を受けたとの意見があったが、現在は改善され

ているとの意見がでていた。様々なバックグラウンドを有する職員が所属しており、お互いに異なる価値観を有する組織では職員同士の関係もうまくいかないことがある。また、真摯に原子力安全について議論する中でお互いの考えがぶつかり、厳しい物言いになる場面も見受けられるようである。不適切行為に対応するためのハラスメントについての研修に加え、自分の主張を伝え相手の主張を傾聴するためのアサーショントレーニングを受講してもらうことや、上司等の第三者がお互いのバックグラウンドについての理解を促すことなども効果的であると考えられる。

## ■ 上司のマネジメント

### (1) Q36 (声を聴く姿勢)

「上司のマネジメント」との相関が確認でき、かつ評価が相対的に高い項目である【図表 2,6 参照】。自由回答においても「課員の意見に耳を傾け、マネジメントの改善を図ろうとする姿勢が強く見られる」「部下の話によく耳を傾けてくれる」等、声を聴く姿勢を評価する意見が複数確認でき、意思決定における十分な意見交換や互いの専門性、経験、知識を尊重する姿勢が原子力規制庁のマネジメント層の強みである可能性が高い。

### (2) Q39 (一緒に課題にチャレンジしようと思わせる)、Q41 (指導・育成)

「上司のマネジメント」内では相対的に評価が低い、総合指標との相関が強い項目【図表 2,7 参照】であり、今後の取組が期待される。一方で、係長級を見ると Q41 (指導・育成) の評価が上司のマネジメント関連の項目で最も評価が低くなっていることから、ある程度キャリア上成熟しつつある係長級への仕事上の指導育成の取組が十分であるか振り返る必要がある。例えば、適切な経験を与えることや、適切な声かけ等により目的意識を持たせること、後輩の育成、外部機関への越境学習など、個々人に適した指導・育成を検討することが必要である。

## ■ 仕事への満足度

### (1) 全般

総合指標については、係長級で低い傾向が確認でき、全庁平均と同程度の水準である補佐級や係員級についても、所属によって評価に偏りが生じている。具体的には、技術基盤 G や地方では全庁結果と比べて評価が高い一方で、審査 G、長官官房、原子力規制部において評価が低い。

### (2) Q49 (仕事の量の適切さ)

評価は低く、「仕事への満足度」との相関も確認できる【図表 2,6 参照】。特に、係長級や 10,20 代、30 代の若手層において低い傾向が確認できる【図表 4 参照】。加えて 30 代では、より否定的な回答をしている傾向も確認できる。若手層については、「職場環境」の業務分担の適切さの評価も低かったことから、周りと比較し

て若手に多くの業務が課されていると認識していると推察ができる。自由回答では「業務量に対するヒューマンリソース（人数的・能力的の双方とも）が圧倒的に不足しており、それによる業務への負担感から満足度を下げていると考えている。」

「カバーすべき範囲が広すぎ多忙を極めている。何でもできるため、何でもしてしまい、人員不足でできていない業務もカバーしているため、とても頼りになる反面、周りが心配になる。業務の質や目標を落とすことなく、部門全体の業務量が減らせないか。」等の意見が寄せられており、一部の職員の負荷により業務が進んでいる状況である可能性が懸念される。全庁的には業務の進捗や業務分担について部署内で定期的に話し合いを行うことや、必要に応じて業務計画を見なおすことで仕事量の適正化に努めているが、好事例の共有などによりこうした取組を継続することが必要である。

また、教育現場など求められる仕事の品質に際限がなくゴールが明確にならない職場では、職員は達成感を感じにくく、仕事量が多いと感じがちであると一般的に言われている。業務の進捗工程において適度な目標を置き、一定期間に要求される仕事量を明確にするなども有効である可能性がある。

(3) Q51（業務遂行のための引継ぎ等）

評価は低く、肯定率が 39.3%となっており、否定率が 33.7%あることから注意が必要である。インタビュー調査からも、「職場環境」の Q18（業務マニュアルの整備）がそもそも十分ではなく、業務が属人化していることや業務分担が明らかでないことなどが引継ぎを難しくしている可能性があるとの意見があった。

自由回答では「異動する際に懸案事項を確実に後任者に引継ぎ、後任者がそれを実行しているかどうかを周囲が確認できるように見える化してほしい。」といった意見が見られた。令和 4 年 4 月の異動から業務の引継ぎ書については上司の確認を行うこととしたが、その取組状況を確認するとともに、懸案事項については組織的に共有するなどして業務の継続性を担保することが必要である。なお、聴取方法は異なるものの、前年との比較では横ばいである。

(4) Q47（職場貢献）、Q48（自身の能力発揮）、Q49（仕事量の適切さ）、Q50（業務遂行のための裁量・権限）

「仕事への満足度」との相関に加えて、「成長実感」との相関も確認でき、「仕事への満足度」と「成長実感」の総合指標同士も相関が確認できる【図表 8 参照】。そのため、「仕事への満足度」に関連する詳細指標の評価向上は「成長実感」の向上にも資する可能性がある。

■ **成長実感**

(1) 全般

総合指標は、係長級で低い傾向となっている。加えて係長級の中でも、所属によ

って評価に偏りが生じている。具体的には、技術基盤 G、放射線防護 G、検査 G や地方では全庁結果と比べて評価が高い一方で、審査 G、長官官房、原子力安全人材育成センター、原子力規制部において評価が低い。係長級の中でも当該所属の職員へのケアが特に必要か。

また詳細指標についても、4項目とも評価が低い【図表 2 参照】。特に 30 代については、全庁結果との比較だけではなく、外部結果と比較をしても低い水準となっている【図表 11 参照】。自由回答では、「配置転換を通して様々な業務を経験できる」「専門性を高めることが成長実感に繋がる」といった一種相反する意見も散見されるため、成長実感を向上するためには各自が各々の目指すキャリアに沿った経験を積むことができるよう、キャリアパスの提示に加え、それを踏まえた OJT やアドバイスなどきめ細かな対応を行うことが求められる。

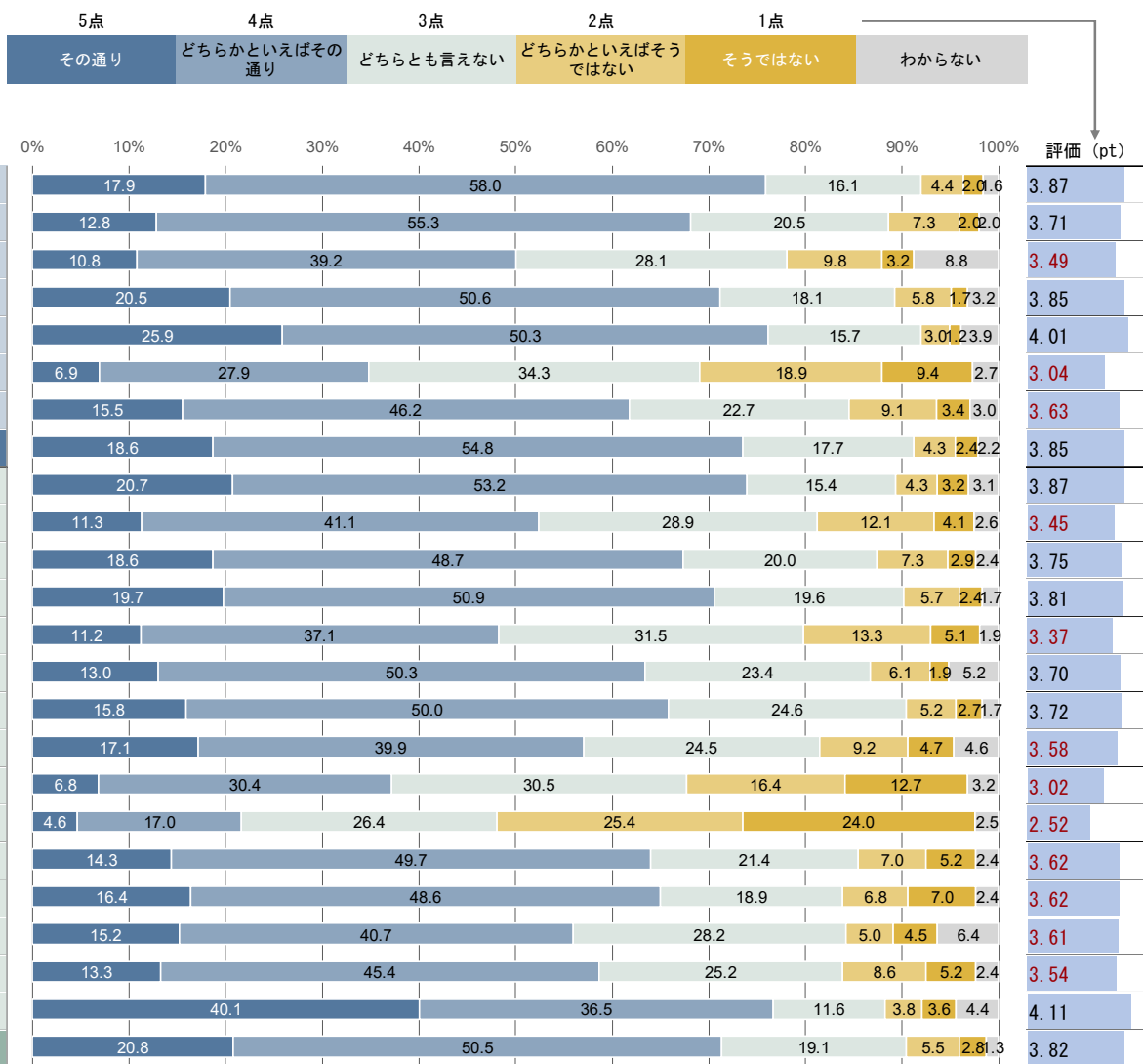
(2) Q58 (キャリア形成についての相談相手)、Q59 (身近なロールモデルの存在)

本項目が成長実感の詳細指標の中でも特に評価が低く、かつ、「成長実感」との相関も確認ができる【図表 2,7 参照】。30 代と 60 代で特に低いが、それぞれ背景は異なる可能性がある。例えば、60 代は、自身のキャリアが晩年に差し掛かっているため、興味・関心が薄いことが考えられる。30 代は、職場や業務に慣れ、人によってはライフイベントが重なることもあり、自身のキャリアを見直すタイミングが訪れる。その時にキャリア形成の相談相手や身近なロールモデルの不在に気づく等が考えられる。30 代については、外部結果と比較しても低い値が出ている【図表 11 参照】。

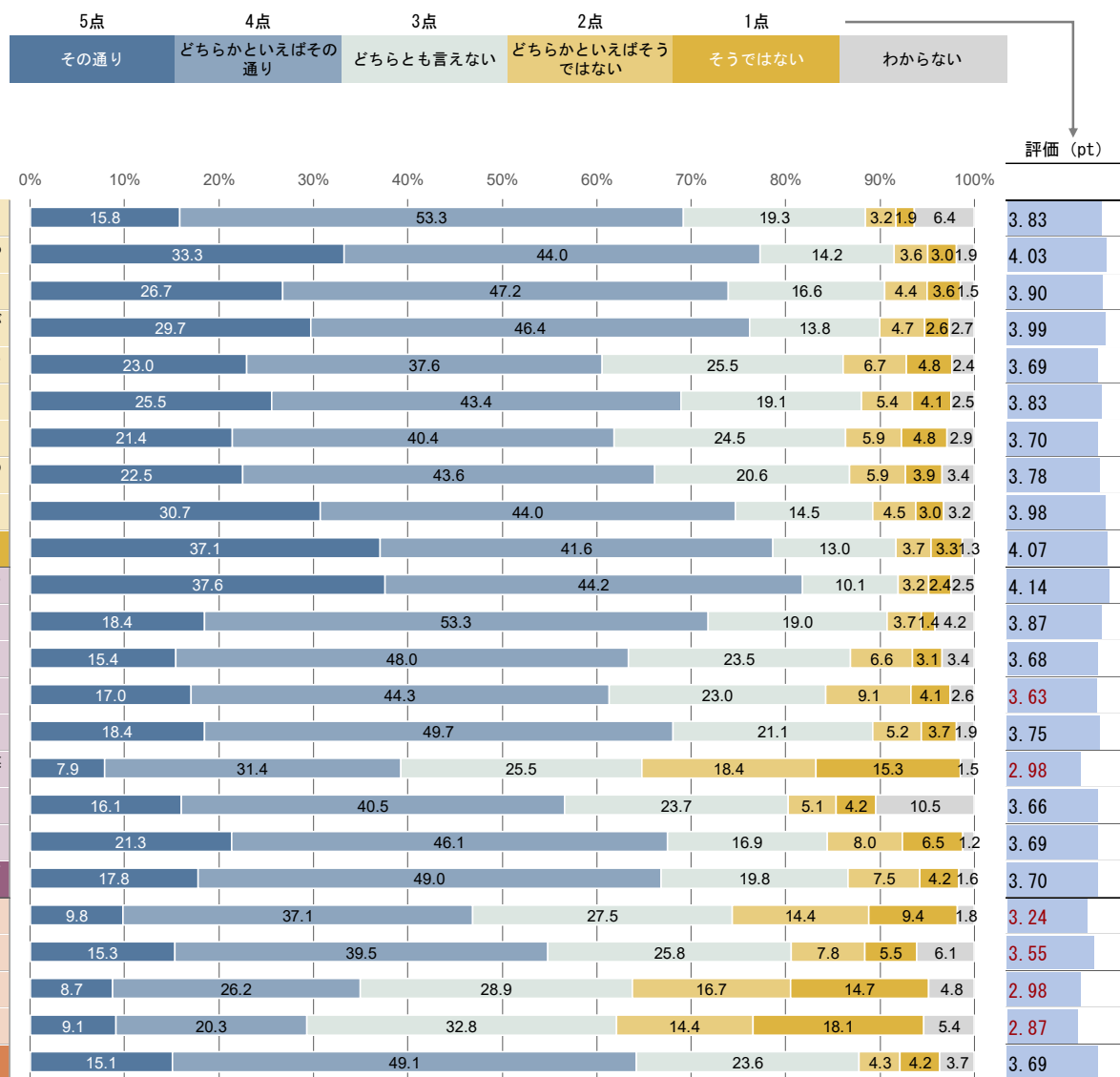
インタビュー調査においても、積極的にロールモデルを作り出そうとしている管理職が存在する一方で、組織自体の歴史が浅い、異動が多い、職員の背景が多様、または女性や若手が少ない等の組織上の要因でロールモデルを示すことに苦勞していることがわかった。原子力規制庁のように発足から日の浅い職場ではロールモデルやキャリア相談をする相手が見つけづらい可能性がある。一人ひとりの職員が自ら新たなロールモデルとなれるように、例えば、希望があれば異動の周期を長期化することや、女性が働きやすい職場環境の構築、若手を中心とした勉強会の開催支援や促進等、それぞれにあったロールモデルを作りだし、見いだせるように組織的な対応が重要になる。また、新卒採用の職員にはメンター制度があるが、若手・中堅の職員にキャリア相談ができるメンターを置くこと等も考えられる。また、インタビューでは部署の仕事やキャリア形成について積極的に庁内に発信し、希望者を増やしている好事例も把握できた。全庁的には異動時等に対象職員とのコミュニケーションを手厚く行うなどの対応が予定されている。

【図表 1：全庁結果 1/2】

ウェイト値とは、本年調査の評価選択肢である「その通り」～「そうではない」に5点～1点を配点した際の平均値。配点は右記の通り。本資料における評価とは、ウェイト値のことを指す。



【図表 2：全庁結果 2/2】





【図表3：クロス集計\_ウェイト値 1/3】

【凡例】  
全体値+0.10以上  
全体値-0.10以下

(n)		所属									役職						所属経緯					年代				
		全体 (928)	長官官 男 (202)	技術基 盤G (161)	原子力 規制部 (27)	放射線 防護G (144)	審査G (126)	検査G (99)	原子力 安全人 材育成 センター (54)	地方 (原子 力規制 事務所 等) (115)	係員級 (111)	係長級 (204)	補佐級 (422)	課室長 級 (84)	技術参 与・再 任用 (107)	新卒で 所属 (162)	他省庁 からの 転籍 (214)	JNES から転 籍 (212)	民間企 業から 転職 (251)	他機関 からの 出向 (89)	10,20 歳代 (107)	30歳代 (147)	40歳代 (193)	50歳代 (225)	60歳 以上 (256)	
原子力規制庁全体の安全文化	Q8	原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う	3.87	3.90	3.93	3.85	3.84	3.89	3.78	3.79	3.85	4.02	3.67	3.86	4.08	3.93	3.78	3.95	3.85	3.78	3.93	3.64	3.91	3.84	3.96	
	Q9	原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う	3.71	3.68	3.85	3.65	3.75	3.66	3.58	3.74	3.68	3.83	3.53	3.69	3.98	3.81	3.61	3.79	3.70	3.72	3.68	3.71	3.51	3.78	3.66	3.81
	Q10	原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透していると思う	3.49	3.58	3.54	3.35	3.40	3.39	3.36	3.50	3.61	3.67	3.25	3.53	3.39	3.64	3.32	3.47	3.48	3.60	3.57	3.50	3.17	3.54	3.41	3.68
	Q11	原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っていると思う	3.85	3.98	3.80	3.73	3.71	3.79	3.79	3.94	3.99	3.97	3.70	3.83	4.08	3.90	3.80	3.91	3.81	3.88	3.81	3.94	3.63	3.92	3.84	3.90
	Q12	原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っていると思う	4.01	3.99	4.12	3.84	3.92	4.07	3.92	4.06	3.99	4.17	3.87	4.01	4.09	4.00	3.96	3.99	3.99	4.05	4.02	4.07	3.90	4.01	4.00	4.04
	Q13	原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う	3.04	3.09	3.15	2.88	2.98	2.96	2.87	3.00	3.19	2.97	2.89	3.13	3.00	3.07	2.75	3.08	3.16	3.16	2.87	2.80	2.77	3.03	3.15	3.21
	Q14	原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う	3.63	3.58	3.72	3.56	3.68	3.46	3.70	3.62	3.69	3.74	3.46	3.62	3.88	3.67	3.53	3.71	3.71	3.61	3.49	3.65	3.35	3.73	3.62	3.72
	Q15	【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に取組んでいると思う	3.85	3.89	3.95	3.73	3.77	3.81	3.80	3.78	3.89	4.00	3.67	3.83	4.17	3.87	3.77	3.96	3.85	3.84	3.76	3.92	3.60	3.91	3.81	3.94
職場環境	Q17	あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	3.87	3.85	3.87	3.77	3.86	3.90	3.94	3.84	3.81	3.93	3.63	3.86	4.18	3.99	3.72	3.86	3.89	3.90	3.96	3.90	3.68	3.83	3.94	3.91
	Q18	あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う	3.45	3.22	3.44	3.33	3.21	3.70	3.63	3.61	3.64	3.34	3.24	3.50	3.65	3.59	3.14	3.51	3.57	3.50	3.40	3.29	3.13	3.46	3.59	3.55
	Q19	あなたの課室では、行政文書（紙・データ）は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う	3.75	3.58	4.04	3.40	3.58	3.80	3.79	3.94	3.73	3.55	3.58	3.79	3.95	3.96	3.39	3.78	3.96	3.74	3.80	3.45	3.56	3.75	3.91	3.84
	Q20	あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	3.81	3.75	3.81	3.68	3.67	4.02	3.79	3.90	3.86	3.83	3.72	3.78	4.10	3.87	3.73	3.78	3.82	3.83	3.97	3.76	3.73	3.86	3.82	3.84
	Q21	あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進められていると思う	3.37	3.15	3.53	3.20	3.14	3.57	3.49	3.49	3.45	3.37	3.17	3.34	3.59	3.68	3.21	3.32	3.55	3.39	3.28	3.24	3.11	3.39	3.34	3.58
	Q22	あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う	3.70	3.69	3.68	3.72	3.60	3.89	3.64	3.71	3.71	3.89	3.64	3.63	4.02	3.66	3.81	3.71	3.71	3.62	3.71	3.83	3.62	3.68	3.72	3.69
	Q23	あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う（例：業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う）	3.72	3.61	3.96	3.72	3.60	3.89	3.60	3.39	3.83	3.84	3.70	3.66	3.86	3.79	3.83	3.64	3.78	3.68	3.71	3.80	3.70	3.76	3.63	3.76
	Q24	あなたの課室では、外部の関係者（被規制者や学識者等を含め）と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	3.58	3.39	3.65	3.92	3.65	3.56	3.53	3.49	3.74	3.72	3.56	3.56	3.55	3.58	3.74	3.57	3.58	3.49	3.60	3.70	3.64	3.61	3.52	3.54
	Q25	あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う	3.02	2.81	3.00	2.69	2.91	2.90	3.19	3.00	3.62	2.78	2.74	3.04	3.34	3.49	2.65	3.14	3.13	3.03	3.13	2.64	2.70	2.83	3.15	3.39
	Q26	あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	2.52	2.64	2.43	2.31	2.44	2.56	2.40	2.74	2.51	2.60	2.46	2.46	2.45	2.85	2.43	2.50	2.47	2.55	2.73	2.55	2.42	2.49	2.38	2.70
	Q27	あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う	3.62	3.66	3.61	3.71	3.60	3.55	3.68	3.45	3.70	3.88	3.45	3.56	3.90	3.70	3.73	3.62	3.53	3.61	3.72	3.82	3.50	3.63	3.58	3.65
	Q28	あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務分担を超えて協力していると思う	3.62	3.60	3.59	3.64	3.57	3.54	3.79	3.58	3.72	3.75	3.55	3.58	3.94	3.54	3.66	3.64	3.49	3.60	3.86	3.61	3.61	3.62	3.61	3.64
	Q29	あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認め、感謝していると思う	3.61	3.74	3.62	3.76	3.56	3.57	3.52	3.49	3.58	3.86	3.61	3.52	3.73	3.61	3.78	3.54	3.51	3.60	3.75	3.82	3.66	3.64	3.43	3.62
	Q30	あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う	3.54	3.60	3.51	3.58	3.50	3.47	3.56	3.50	3.61	3.74	3.41	3.46	3.87	3.66	3.58	3.52	3.50	3.51	3.70	3.65	3.50	3.50	3.51	3.58
Q31	あなたの課室では、不祥事や不適切な行為（セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含む）はない	4.11	4.22	4.09	3.58	3.93	3.86	4.32	4.12	4.35	4.13	3.84	4.13	4.25	4.40	4.03	4.12	4.12	4.12	4.16	4.17	3.85	3.95	4.18	4.28	
Q32	【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う	3.82	3.79	3.84	3.63	3.85	3.60	3.90	3.80	4.05	3.99	3.59	3.80	3.99	4.03	3.77	3.83	3.82	3.83	3.88	3.90	3.59	3.79	3.80	3.96	

【図表 4：クロス集計\_ウェイト値 2/3】

【凡例】  
 全体値+0.10以上  
 全体値-0.10以下

(n)		所属									役職					所属経緯					年代					
		全体 (928)	長官官 男 (202)	技術基 盤G (161)	原子力 規制部 (27)	放射線 防護G (144)	審査G (126)	検査G (99)	原子力 安全人 材育成 セン ター (54)	地方 （原子 力規制 事務所 等） (115)	係員級 (111)	係長級 (204)	補佐級 (422)	課室長 級 (84)	技術参 与・再 任用 (107)	新卒で 所属 (162)	他省庁 からの 転籍 (214)	JNES から転 籍 (212)	民間企 業から 転職 (251)	他機関 からの 出向 (89)	10,20 歳代 (107)	30歳代 (147)	40歳代 (193)	50歳代 (225)	60歳以 上 (256)	
上司のマネジメント	Q35	あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	3.83	3.82	3.93	3.78	3.76	3.68	3.77	3.98	3.96	3.78	3.76	3.82	3.86	4.02	3.80	3.84	3.85	3.83	3.82	3.77	3.76	3.76	3.77	4.00
	Q36	あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う	4.03	4.11	3.96	3.88	3.99	4.02	4.06	3.98	4.09	4.10	3.88	4.07	4.08	4.02	4.07	4.03	4.04	3.99	4.05	4.10	3.99	4.01	4.04	4.03
	Q37	あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う	3.90	3.86	3.94	3.68	3.84	3.92	3.98	4.00	3.95	3.96	3.64	3.97	3.90	4.08	3.81	3.93	3.97	3.91	3.83	3.93	3.67	3.93	3.92	3.99
	Q38	あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う	3.99	4.01	3.95	3.84	3.98	3.94	4.13	3.94	4.00	4.09	3.79	4.02	4.07	4.06	3.98	3.95	4.02	3.98	4.02	4.09	3.86	3.97	4.04	3.98
	Q39	あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	3.69	3.64	3.75	3.69	3.63	3.70	3.65	3.61	3.81	3.84	3.49	3.69	3.89	3.76	3.66	3.68	3.66	3.69	3.78	3.79	3.58	3.67	3.73	3.68
	Q40	あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う	3.83	3.80	3.90	3.60	3.80	3.82	3.81	3.80	3.91	3.86	3.63	3.88	3.83	3.95	3.66	3.84	3.96	3.81	3.86	3.77	3.72	3.81	3.89	3.88
	Q41	あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う	3.70	3.61	3.69	3.58	3.70	3.70	3.81	3.59	3.83	3.81	3.45	3.75	3.77	3.81	3.68	3.69	3.70	3.71	3.70	3.75	3.53	3.63	3.73	3.79
	Q42	あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	3.78	3.80	3.80	3.52	3.76	3.73	3.75	3.76	3.86	3.93	3.61	3.77	3.89	3.88	3.76	3.78	3.83	3.73	3.81	3.93	3.67	3.72	3.78	3.82
	Q43	あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に進めていると思う	3.98	3.97	4.12	3.92	3.95	3.90	4.02	3.80	3.98	4.18	3.82	3.97	4.08	4.04	4.03	3.91	4.11	3.94	3.87	4.20	3.91	3.86	3.99	4.01
	Q44	【総合指標】あなたは、上司を信頼している	4.07	4.03	4.18	3.85	4.04	4.02	4.01	4.02	4.19	4.04	3.89	4.11	4.21	4.16	3.97	4.06	4.17	4.07	4.00	4.07	3.94	4.04	4.09	4.15
仕事への満足度	Q46	原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）がやっていることは、社会の役に立っていると思う	4.14	4.12	4.32	4.08	4.12	3.93	4.01	4.32	4.23	4.21	3.79	4.16	4.48	4.39	3.94	4.20	4.22	4.16	4.14	4.10	3.77	4.17	4.14	4.35
	Q47	あなたは、職場に貢献できていると思う	3.87	3.78	3.92	3.56	3.86	3.76	3.85	4.16	4.06	3.62	3.70	3.93	4.01	4.09	3.62	3.95	4.01	3.89	3.73	3.60	3.66	3.87	3.84	4.12
	Q48	あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	3.68	3.68	3.89	3.22	3.64	3.39	3.60	3.73	3.94	3.67	3.46	3.69	3.92	3.90	3.44	3.75	3.81	3.70	3.56	3.56	3.38	3.64	3.65	3.95
	Q49	あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う	3.63	3.61	3.69	3.22	3.63	3.43	3.61	3.83	3.79	3.58	3.46	3.62	3.87	3.80	3.38	3.69	3.78	3.60	3.61	3.50	3.32	3.58	3.63	3.87
	Q50	あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	3.75	3.92	3.68	3.54	3.63	3.71	3.58	3.83	3.94	4.03	3.63	3.72	4.08	3.59	3.84	3.79	3.71	3.67	3.86	4.01	3.69	3.81	3.69	3.71
	Q51	あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う	2.98	2.80	3.10	2.54	2.98	2.83	3.01	3.08	3.32	3.09	2.80	2.91	3.28	3.24	2.85	3.02	3.13	2.88	3.03	3.02	2.71	2.94	2.95	3.17
	Q52	あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	3.66	3.71	3.76	3.57	3.59	3.59	3.54	3.43	3.83	3.80	3.63	3.62	3.86	3.60	3.74	3.68	3.63	3.62	3.65	3.70	3.71	3.71	3.50	3.71
	Q53	あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う	3.69	3.46	3.76	3.44	3.64	3.48	3.85	4.09	4.00	3.61	3.45	3.67	3.94	4.06	3.40	3.73	3.85	3.68	3.72	3.41	3.41	3.55	3.77	3.98
	Q54	【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）での仕事に満足している	3.70	3.57	3.83	3.30	3.80	3.39	3.69	3.83	3.98	3.71	3.36	3.70	4.04	4.00	3.43	3.84	3.73	3.80	3.48	3.58	3.33	3.74	3.66	3.95
	成長実感	Q56	あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	3.24	3.23	3.18	2.73	3.28	3.01	3.36	3.24	3.54	3.62	3.09	3.25	3.23	3.12	3.41	3.23	3.19	3.18	3.22	3.54	3.08	3.05	3.18
Q57		あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	3.55	3.45	3.71	3.48	3.54	3.50	3.59	3.60	3.51	3.74	3.40	3.54	3.68	3.55	3.53	3.60	3.45	3.58	3.56	3.73	3.33	3.54	3.56	3.60
Q58		あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる	2.98	2.90	3.04	2.75	3.07	2.86	2.92	2.80	3.21	3.39	2.81	2.95	2.94	3.00	3.20	2.96	2.89	2.95	2.87	3.34	2.77	2.97	2.75	3.14
Q59		あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる	2.87	2.82	2.93	2.32	3.06	2.86	2.85	2.63	2.89	3.41	2.69	2.79	3.13	2.76	3.14	2.82	2.65	2.86	3.04	3.41	2.70	2.98	2.69	2.82
Q60		【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	3.69	3.61	3.86	3.36	3.84	3.45	3.69	3.65	3.76	3.89	3.44	3.70	3.98	3.70	3.63	3.73	3.66	3.70	3.77	3.77	3.47	3.79	3.63	3.77

【図表 5：相関係数 1/3】

総合設問		相関	詳細設問	相関係数
<b>原子力規制庁全体の安全文化</b>				
Q15	【総合指標】原子力規制委員会では、安全を追求し、継続的に業務の改善等に取り組んでいると思う	相関	Q8 原子力規制委員会では、「組織理念」が業務に浸透していると思う	0.55
			Q9 原子力規制委員会では、「原子力安全文化に関する宣言」が業務に浸透していると思う	0.57
			Q10 原子力規制委員会では、「核セキュリティ文化に関する行動指針」が業務に浸透していると思う	0.37
			Q11 原子力規制委員会は、過去にとらわれず規制内容を見直すなど安全に配慮した対応を十分行っていると思う	0.54
			Q12 原子力規制委員会は、起こり得る最悪の事態まで考慮し、より安全側の立場に立った判断を行っていると思う	0.49
			Q13 原子力規制委員会は、一般市民にとってわかりやすい形で情報提供を行っていると思う	0.33
			Q14 原子力規制委員会委員から発信される「安全を重視するメッセージ」は、幹部職員等を通して、職員に十分伝わっていると思う	0.48
			Q24 あなたの課室では、外部の関係者（被規制者や学識者等を含め）と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	0.31
<b>職場環境</b>				
Q32	【総合指標】あなたの課室は、気持ちよく仕事のできる職場環境であると思う	相関	Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0.42
			Q18 あなたの課室では、業務に関するマニュアルが整備され、その内容が適切であると思う	0.37
			Q19 あなたの課室では、行政文書（紙・データ）は整理・整頓されており、必要な際に活用できる状態であると思う	0.31
			Q20 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	0.56
			Q21 あなたの課室では、業務遂行に必要な手順やノウハウや業務上の注意点などについて、組織的な共有・伝承が進められていると思う	0.49
			Q22 あなたの課室では、手戻りがないように他課室との必要な調整を行っていると思う	0.42
			Q23 あなたの課室では、広く情報の収集を行っていると思う（例：業務に関係する知識・情報を積極的に収集していると思う）	0.45
			Q24 あなたの課室では、外部の関係者（被規制者や学識者等を含め）と積極的にコミュニケーションをとっていると思う	0.37
			Q25 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う	0.49
			Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.37
			Q27 あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う	0.61
			Q28 あなたの課室では、忙しいときや困ったときに、業務分担を超えて協力していると思う	0.52
			Q29 あなたの課室では、あなたが「良い仕事をした」と思ったとき、メンバーが、それを認め、感謝していると思う	0.47
			Q30 あなたの課室は、役職・専門性・原子力規制委員会への所属経緯等の違いに関わらず、連帯感を感じられる職場であると思う	0.62
			Q31 あなたの課室では、不祥事や不適切な行為（セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等を含む）はない	0.54
			Q43 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	-0.05
			Q56 あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	-0.12
			Q59 あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる	-0.06

相関係数とは、ある二つのデータ間の「一方の値が高い/低いと、もう一方の値も高い/低い傾向にある」という関係性を示す指標。数値の範囲は「-1~1」であり、正であれば正の相関（一方の値が高い場合、もう一方の値も高い）、負であれば負の相関（一方の値が高い場合、もう一方の値は低い）がある。1/-1に近いほど高い相関があると言える

【凡例】  
  相関係数0.70以上(強い相関あり)  
  相関係数0.4~0.70未満(相関あり)

【図表 6：相関係数 2/3】

総合設問		詳細設問	相関係数
<b>上司のマネジメント</b>			
Q44	【総合指標】あなたは、上司を信頼している	← 相関	
		Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0.32
		Q25 あなたの課室では、仕事が偏りなく適切に分担されていると思う	0.35
		Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.24
		Q27 あなたの課室では、異なる意見にきちんと耳を傾け、建設的な意見交換がなされるなど、職員同士が切磋琢磨して課題の解決に取り組んでいると思う	0.48
		Q35 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	0.49
		Q36 あなたの上司は、部下に積極的に声をかけ、意見に耳を傾けるなど「声を聞く姿勢」があると思う	0.71
		Q37 あなたの上司は、業務に関し適時に適切な判断をし、明確な指示を出していると思う	0.72
		Q38 あなたの上司は、部下の意見や状況の変化を踏まえて、柔軟に判断を見直すなどの対応ができていると思う	0.69
		Q39 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	0.73
		Q40 あなたの上司は、自分の職場の問題や状況を十分に把握していると思う	0.70
		Q41 あなたの上司は、部下を適切に指導・育成していると思う	0.71
		Q42 あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	0.64
		Q43 あなたの上司は、業務の方針決定等の場面で必要な相手との調整を積極的に行っていると思う	0.61
		Q57 あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	0.35
<b>仕事への満足度</b>			
Q54	【総合指標】あなたは、原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）での仕事に満足している	← 相関	
		Q17 あなたの課室の業務計画は、適切であると思う	0.35
		Q20 あなたの課室では、必要に応じて業務のやり方を適切に改善していると思う	0.36
		Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.28
		Q35 あなたの上司は、あなたを信頼していると思う	0.30
		Q39 あなたの上司は、「一緒に課題にチャレンジしよう」と部下に思わせることができていると思う	0.36
		Q46 原子力規制委員会全体（原子力規制庁含む）がやっていることは、社会の役に立っていると思う	0.46
		Q47 あなたは、職場に貢献できていると思う	0.43
		Q48 あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	0.56
		Q49 あなたの仕事の量は、自分の能力に応じた適切なものだと思う	0.49
		Q50 あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	0.47
		Q51 あなたは、現在の課室に着任した時、適切な引継ぎや業務の説明、マニュアル等により業務を遂行するために十分な情報を与えられたと思う	0.37
		Q52 あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	0.39
		Q53 あなたは、仕事と生活のバランスがとれていると思う	0.46

【凡例】  
相関係数0.70以上(強い相関あり)  
相関係数0.4~0.70未満(相関あり)

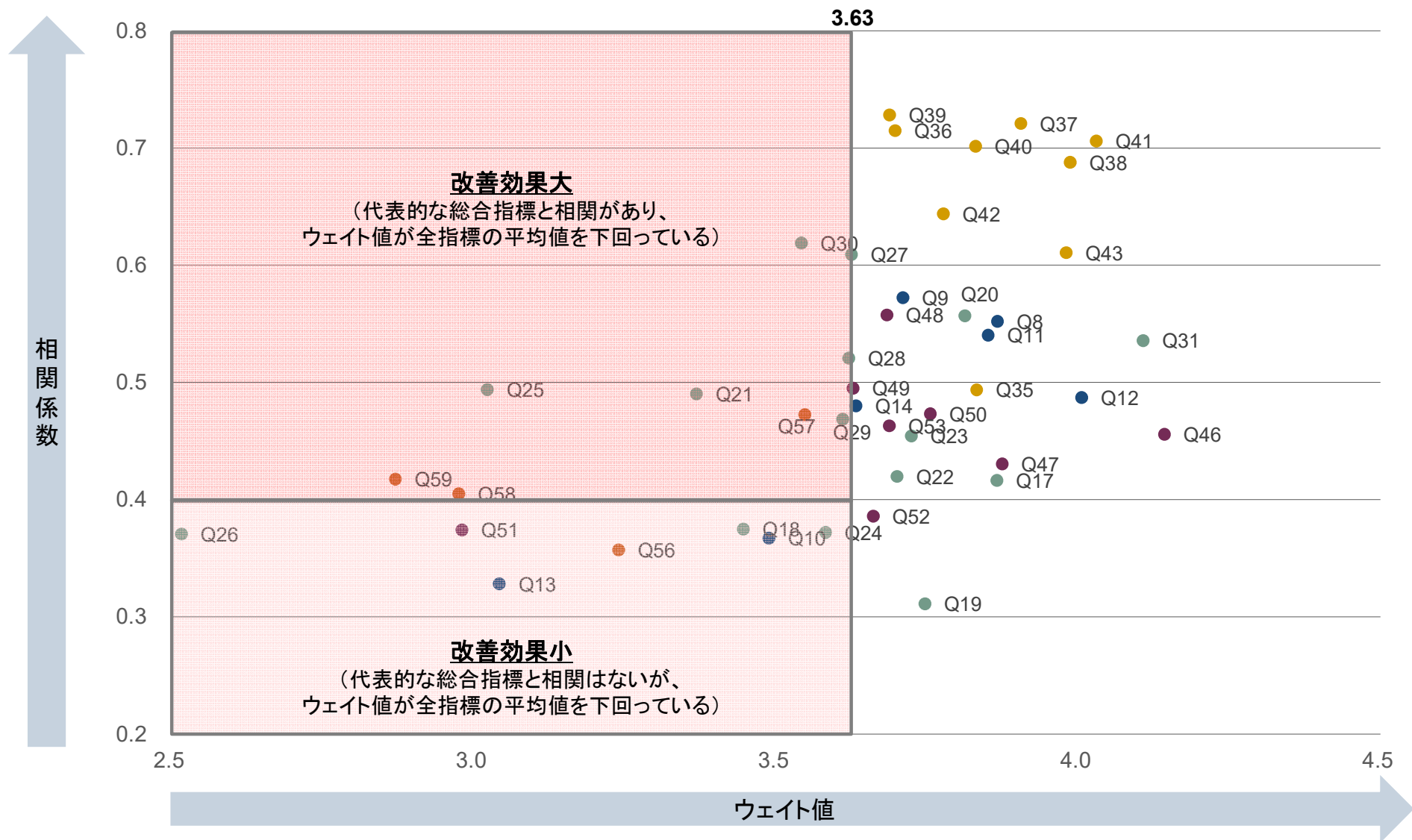
【図表 7：相関係数 3/3】

総合設問		詳細設問	相関係数
成長実感			
Q60	【総合指標】あなたは、仕事を通して成長していると思う	← 相関	
		Q26 あなたの課室や班の人員数は、過不足なく適切であると思う	0.21
		Q42 あなたの上司は、業務内容の見直しや業務分担の工夫などにより、働きやすい職場環境の創出に向けて取り組んでいると思う	0.25
		Q48 あなたは、能力を発揮できる仕事をしていると思う	0.52
		Q50 あなたには、業務を遂行するために必要な裁量・権限が十分に与えられていると思う	0.42
		Q52 あなたに対する人事面での評価は、適切・公平だと思う	0.36
		Q56 あなたは、業務に必要な知識を得るために十分な指導や研修を受けられていると思う	0.36
		Q57 あなたは、現在の仕事を通して得られる経験や知識が、次の仕事で活かせると思う	0.47
		Q58 あなたは、自分のキャリア形成について質問や相談できる人がいる	0.40
		Q59 あなたの身近には、将来なりたいと思える先輩・上司（ロールモデル）がいる	0.42

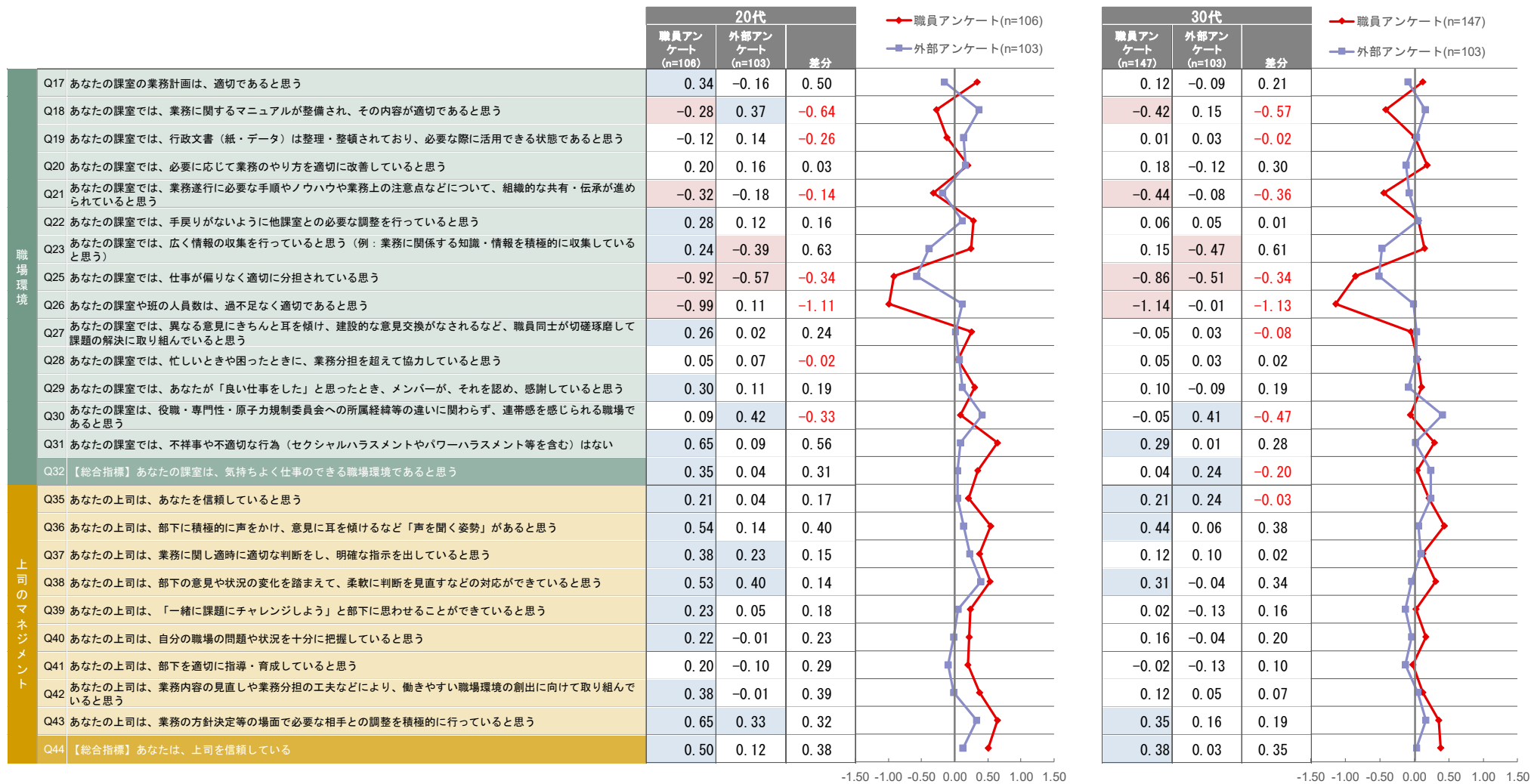
【凡例】  
相関係数0.70以上(強い相関あり)  
相関係数0.4~0.70未満(相関あり)



【図表 9：各指標の評価と相関係数の散布図】



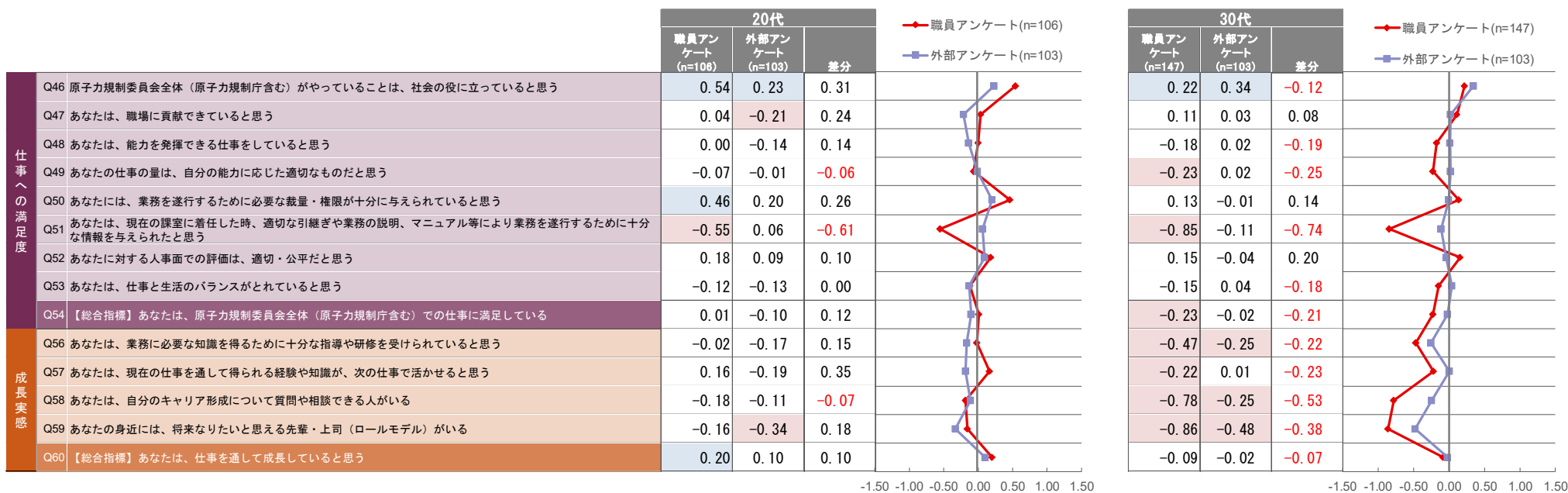
【図表 10：外部アンケートとの比較 1/2】



【凡例】  
  20, 30代の職員アンケート全指標平均+0.10以上  
  20, 30代の職員アンケート全指標平均-0.10以下



【図表 11：外部アンケートとの比較 2/2】



【凡例】  
 20, 30代の職員アンケート全指標平均+0.10以上  
 20, 30代の職員アンケート全指標平均-0.10以下

## サンクスカードの実施について

行動計画における「原子力安全を重視した「行動」を促す環境作り」の一環として組織内のコミュニケーションの改善を図るため、職員同士による感謝の気持ちを伝えるサンクスカードの掲出を実施した。

実施後にアンケートを行ったところ、「取組に参加してみて、少なからず職場の雰囲気もよくなった。感謝の気持ちを伝え合うことは、人間関係をよくする上で大変重要なことと実感した。」「日頃、感謝の気持ちを思っではいてもなかなか口に出して言えないが、こういう機会があると言えるようになる。また、他人の気持ちに気付くことで、その人との距離が縮まり、仕事がしやすくなると思う。」という感想が寄せられた。一方で、「余計な仕事を生んでしまうだけだと思う。PDCA に寄与する取組に変えたら良いのではないか。」という声もあった。



サンクスカードの実施状況

## 施策目標毎の評価の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<b>1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実</b>	B評価	B評価	B評価
(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践	A評価	A評価 (S:0、A:17、B:1)	A評価 (S:1、A:18、B:0)
(2) 規制業務を支える業務基盤の充実	A評価	A評価 (S:0、A:19、B:0)	A評価 (S:3、A:20、B:0)
(3) 職員の確保と育成	B評価	B評価 (S:0、A:15、B:2)	B評価 (S:2、A:18、B:1)
<b>2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化</b>	A評価	A評価	A評価
(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施	A評価	A評価 (S:1、A:10、B:1)	A評価 (S:1、A:12、B:0)
(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善	A評価	A評価 (S:0、A:21、B:0)	A評価 (S:2、A:15、B:2)
(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行	A評価	A評価 (S:0、A:3、B:0)	A評価 (S:0、A:4、B:0)
(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応	A評価	A評価 (S:2、A:10、B:0)	A評価 (S:2、A:8、B:0)
<b>3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施</b>	A評価	A評価	A評価
(1) 核セキュリティ対策の推進	A評価	A評価 (S:0、A:7、B:0)	A評価 (S:0、A:8、B:1)
(2) 保障措置の着実な実施	A評価	A評価 (S:0、A:3、B:0)	A評価 (S:0、A:3、B:0)
(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化	A評価	A評価 (S:0、A:1、B:0)	A評価 (S:0、A:3、B:0)
<b>4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明</b>	A評価	A評価	A評価
(1) 廃炉に向けた取組の監視	A評価	A評価 (S:0、A:3、B:0)	A評価 (S:0、A:3、B:0)
(2) 事故の分析	A評価	A評価 (S:0、A:6、B:0)	A評価 (S:1、A:5、B:0)
(3) 放射線モニタリングの実施	A評価	A評価 (S:0、A:2、B:0)	A評価 (S:0、A:2、B:0)
<b>5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施</b>	B評価	B評価	A評価
(1) 放射線防護対策の推進	A評価	A評価 (S:0、A:4、B:0)	A評価 (S:0、A:2、B:0)
(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善	A評価	B評価 (S:0、A:1、B:2)	A評価 (S:0、A:3、B:0)
(3) 原子力災害対策指針の継続的改善	B評価	A評価 (S:0、A:4、B:1)	A評価 (S:0、A:7、B:0)
(4) 危機管理体制の整備・運用	B評価	B評価 (S:0、A:15、C:1)	A評価 (S:1、A:14、B:0)
(5) 放射線モニタリングの実施	A評価	A評価 (S:0、A:4、B:0)	A評価 (S:0、A:3、B:0)

・カッコ内は、小項目の評価の数。令和2年度は小項目毎の評価は行っていない。

評価に当たっての考え方  
(令和3年度・令和2年度)

評価について、原子力規制委員会は行政機関が行う政策評価の評価基準と整合するよう、下記評価基準に従い、項目毎に、S、A、B、Cに分類することにより行う。

評価	S	A	B	C
評価基準	年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの	年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を上回って達成されたと認められないもの	年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されないが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの	年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標でも目標に近い実績を示さないなど、現行の取組を継続した場合、目標達成には相当程度時間を有すると考えられるもの

令和4年度原子力規制委員会年度業務計画の評価に当たっての考え方

表1 施策分類

施策分類	I	II	III
	実施・企画の道筋が明確であり、確実に取り組むべきもの	改善事項等一定の新規性のある等実施・企画の困難度がやや高いもの	新規性があり、挑戦的なもの等実施・企画の困難度が高いもの
施策分類の目安			
新規性のある施策	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>一定の新規性のあるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>挑戦的なもの</li> </ul>
既定の方針に沿って着実な実施を行うべき施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方法が明確であるなど目標達成への道筋が明確で、比較的平易であるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方法は整理されているが、実施手順に検討課題があるなど目標達成への道筋がやや不明確であるもの</li> <li>目標達成が平易でないもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施方法から検討することが必要なもの</li> <li>実施に大きな課題が見込まれるもの</li> </ul>
着実に実施すべき制度の運用等の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>例年行っている定着した手順を瑕疵のないように実施する業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手順の見直しなどの業務改善（抜本的なものを除く）を図るもの</li> <li>業務改善を行った手順の定着を図るもの</li> <li>例年にない特殊事情に対応するもののうち困難度の低いもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手順の見直しなど抜本的な業務改善を図るもの</li> <li>抜本的な業務改善後の手順の定着を図るもの</li> <li>例年にない特殊事情に対応するもののうち困難度の高いもの</li> </ul>

※ 上記の施策分類は、令和4年度原子力規制委員会年度業務計画の策定時に示した下記の施策分類の考え方について詳細に示したものであり、分類を変更するものではない。従って、令和4年度のマネジメントレビューにおいては、年度業務計画において行った施策分類に基づき、表2により評価を行うこととする。

なお、年度業務計画の策定時の施策分類が適切でなかったと判断される施策については、現行の分類により評価を行った上で、分析として施策分類が不適切であったことを付記すること。

また、令和5年度の年度業務計画では、II、IIIの施策分類を付するものについては、目標達成への過程で想定される課題等を計画策定時に可能なかぎり明らかにし、適切な評価につなげられるようにすること。

表2 施策分類毎の評価と達成基準  
施策分類 I

S	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ、測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されたと認められるもの</li> </ul>
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みであるが、測定指標の主要なものに目標を上回って達成されたと認められない指標があるもの</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度内に、一部または全部の測定指標で目標が達成されないが、主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さずに目標達成が可能であると考えられるもの</li> </ul>

C	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標でも目標に近い実績を示さないなど、目標達成には相当程度時間を有すると考えられるもの</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内には必要な測定指標の全部又は一部で目標が達成されない見込みで、かつ下記のいずれかにあたるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められないもの</li> <li>➢ 現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの</li> </ul> </li> </ul>

#### 施策分類Ⅱ

S	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ下記のいずれかが認められるもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されているもの</li> <li>➢ 進捗過程で特筆すべき工夫が見られたもの</li> </ul> </li> </ul>
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みであるもの</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内に、一部または全部の測定指標で目標が達成されないが、下記のいずれかが認められるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの</li> <li>➢ 目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの</li> </ul> </li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標でも目標に近い実績を示さないなど、目標達成には相当程度時間を有すると考えられるもの</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内には必要な測定指標の全部又は一部で目標が達成されない見込みで、かつ下記のいずれかにあたるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められないもの</li> <li>➢ 現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの</li> </ul> </li> </ul>

#### 施策分類Ⅲ

S	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内にすべての測定指標で目標が達成される見込みで、かつ下記のいずれかが認められるもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 測定指標の主要なものが目標を大幅に上回って達成されているもの</li> <li>➢ 進捗過程で特筆すべき工夫が見られたもの</li> <li>➢ 円滑に目標を達成したもの</li> </ul> </li> </ul>
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内に主要な測定指標で目標が達成される見込みであるもの又は計画時から見込まれていた程度の遅れで主要な測定指標の目標が達成される見込みであるもの</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内に、一部または全部の測定指標で目標が達成されないが、下記のいずれかが認められるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 主要な測定指標はおおむね目標に近い実績を示すなど、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であると考えられるもの</li> <li>➢ 目標達成を困難としている事象が計画時から想定されており、目標の達成の遅れが計画時に見込まれた程度にとどまっているもの</li> <li>➢ 目標達成から大幅に遅れているが、特筆すべき工夫を行っているもの</li> </ul> </li> </ul>
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内には、一部または全部の測定指標で目標が達成されず、主要な測定指標でも目標に近い実績を示さないなど、目標達成には相当程度時間を有すると考えられるもの</li> </ul>
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 年度内には必要な測定指標の全部又は一部で目標が達成されない見込みで、かつ下記のいずれかにあたるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められないもの</li> <li>➢ 現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの</li> </ul> </li> </ul>